

平成31年3月

# 指宿市議会会議録

第1回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 平成31年第1回市議会定例会

会期日程	1
2月22日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号～議案第35号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第36号及び議案第37号一括上程	28
提案理由説明	28
議案第36号及び議案第37号（質疑，委員会付託省略，表決）	29
議案第38号上程	30
提案理由説明	30
散会	31
2月26日	
議事日程	32
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	34
地方自治法第121条の規定による出席者	34
職務のため出席した事務局職員	34
開議	35
会議録署名議員の指名	35
議案第1号～議案第8号及び議案第38号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	35
議案第9号～議案第35号（質疑，委員会付託）	42
散会	43
3月14日	
議事日程	44

本日の会議に付した事件	44
出席議員	44
欠席議員	44
地方自治法第121条の規定による出席者	44
職務のため出席した事務局職員	45
開 議	46
会議録署名議員の指名	46
一般質問	46
新川床 金 春 議員	46
1. 山川地区の小学校エアコン整備について	
2. 鳥獣被害対策について	
3. 地熱発電事業について	
4. 観光客誘致促進策について	
5. 施政方針と予算の大綱について	
東 勝 義 議員	59
1. 地熱開発に関するJOGMECからの「不採択」について	
高 橋 三 樹 議員	68
1. ふるさと納税について	
2. 西郷どん等について	
吉 村 重 則 議員	76
1. 認定外道路について	
2. 教育問題について	
3. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
井 元 伸 明 議員	89
1. サッカー場について	
2. 市内循環バスについて	
3. 学校の空調機器設置事業について	
延 会	100

### 3月15日

議事日程	101
本日の会議に付した事件	101
出席議員	101
欠席議員	101
地方自治法第121条の規定による出席者	101
職務のため出席した事務局職員	102
開 議	103
会議録署名議員の指名	103

一般質問	103
高田チヨ子議員	103
1. 安心・安全な生活のために	
2. なのはな館について	
3. スポーツの強化について	
西森三義議員	115
1. 農業振興策について	
2. 菜の花マラソンの今後について	
3. 外国人の雇用対策について	
4. 市民の安全対策について	
前之園正和議員	127
1. 子育て支援などに関して	
2. 自衛隊への情報提供の現況と問題点について	
3. 会計年度任用職員制度について	
散会	142

3月25日

議事日程	143
本日の会議に付した事件	144
出席議員	144
欠席議員	144
地方自治法第121条の規定による出席者	144
職務のため出席した事務局職員	145
開議	146
会議録署名議員の指名	146
議案第9号及び議案第10号（委員長報告，質疑，討論，表決）	146
議案第11号～議案第15号（委員長報告，質疑，討論，表決）	147
議案第16号～議案第22号及び議案第24号～議案第26号（委員長報告，質疑，討論，表決）	151
議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）	154
議案第27号（委員長報告，質疑，討論，表決）	155
議案第28号（委員長報告，質疑，討論，表決）	157
議案第34号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
議案第29号～議案第31号（委員長報告，質疑，討論，表決）	175
議案第32号，議案第33号及び議案第35号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
議案第39号上程	181
提案理由説明	181

議案第39号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	181
決議案第1号上程	182
提案理由説明	182
決議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	185
議員派遣の件	196
議長挨拶	197
市長挨拶	198
閉議及び閉会	199

#### 参考資料

議員派遣書	200
-------	-----

# 第 1 回 定 例 会

平成 31 年 3 月議会

平成31年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 32日間（2月22日～3月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月22日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第1号～議案第35号一括上程（説明）</li> <li>・議案第36号及び議案第37号一括上程 （説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第38号上程（説明）</li> </ul>
23日	土	休 会	
24日	日	〃	
25日	月	〃	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
26日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号～議案第8号及び議案第38号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第9号～議案第35号（質疑，委員会付託）</li> </ul>
27日	水	休 会	総務水道委員会（10時開会）
28日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
3月1日	金	〃	
2日	土	〃	
3日	日	〃	
4日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
5日	火	〃	文教厚生委員会（10時開会）
6日	水	〃	産業建設委員会（10時開会）
7日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
8日	金	〃	
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	
12日	火	〃	
13日	水	〃	
14日	木	本会議	・一般質問
15日	金	〃	・一般質問
16日	土	休 会	
17日	日	〃	





# 第 1 回 定 例 会

平成 31 年 2 月 22 日

(第 1 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成31年2月22日 午前10時09分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第4 議案第2号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第3号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第4号 平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第5号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第6号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第7号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第8号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第9号 指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 指宿市水道事業審議会条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第17 議案第15号 指宿市立公民館条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 指宿市池田湖畔艇庫条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 指宿市山川多目的研修館条例及び指宿市開聞農業構造改善センター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 指宿市公共下水道事業審議会条例の全部改正について
- 日程第24 議案第22号 指宿市都市下水路条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第24号 市道の認定について
- 日程第27 議案第25号 市道の認定について
- 日程第28 議案第26号 市道の認定について
- 日程第29 議案第27号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第30 議案第28号 平成31年度指宿市一般会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成31年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成31年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成31年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成31年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成31年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第34号 平成31年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第37 議案第35号 平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第39 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第40 議案第38号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

- |         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 1 番 議 員 | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員 | 東 勝 義 |
| 3 番 議 員 | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員 | 新宮領 實 |

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長     | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長    | 上 田 薫   | 健康福祉部長    | 山 口 保   |
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 松 澤 敏 秀 |
| 建 設 部 長   | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長 | 中 村 俊 治 |
| 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 | 財 政 課 長   | 坂 元 一 博 |
| 長寿介護課長    | 増 永 智 美 | 商工水産課長    | 上 田 和 成 |
| 建設監理課長    | 大久保 覚   |           |         |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長   | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議 事 係 主 査 | 上玉利 享   |
| 調査管理係主事   | 徳 留 洋 美 |           |         |

### △ 開会及び開議

午前10時09分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成31年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの32日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの32日間と決定いたしました。

### △ 議案第1号～議案第35号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第1号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、日程第37、議案第35号、平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について、までの35議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 平成31年第1回市議会定例会の開会に際し、平成31年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思えます。

指宿市長として3期目も2年目を迎えることになりました。3期目は、実るをキーワードに掲げておりますが、引き続き、市民の幸せのため、世界に誇れる指宿をつくるため、市議会をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、平成30年度の主な成果でございますが、なのはな館敷地内に建設予定の新指宿市民

会館の基本設計に着手いたしました。なのはな館が持つ機能の有効活用・複合化を図ることで、多様な利用形態の創出につなげてまいりたいと考えております。

サッカー・多目的グラウンド整備事業は、平成32年度完成を目指し、造成工事に入っております。この施設は、本市の地方創生施策の一つに位置付け、次世代を担う子供たちの育成、健幸のまちづくりの推進、観光・経済の活性化等による地域振興を目的に整備するもので、周辺の体育施設などと一体となって、合宿や各種大会の誘致などを促進してまいりたいと考えております。

去年は、明治維新150周年と大河ドラマ西郷どんの放映があった年でした。本市をPRする絶好の機会と捉え、ゆかりの地である鰻地区の整備を行うとともに、時遊館COCCOはしむれ内に、いぶすき西郷どん館を設置し、誘客と受入体制の整備に取り組みました。

国内においても、地震や大雨などの自然災害がこれまでを上回る規模で発生しておりますが、市民の皆様の安全と安心を守る施策として、指宿庁舎の大規模改修を行うとともに、山川・開聞庁舎の改修に対しましても実施設計やあり方の検討を進めているところであります。

また、市民の皆様の生活基盤を維持するため、社会情勢を踏まえ継続可能な新公共交通システム計画を策定しているところです。平成25年度から健幸のまちづくりを本格的にスタートさせていますが、健幸ポイントプロジェクトや健幸運動教室、ころばん体操などを継続して実施することで、運動・スポーツの習慣化や医療費抑制などの効果が見えてきております。新たな企業との連携として、株式会社鹿児島銀行と株式会社アグリゲートの2社それぞれと包括連携協定を締結いたしました。このような官民連携は、今後、指宿をより発展させるためのキーワードとして捉えておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

観光の分野につきましては、人や物の輸送手段が充実し、国際的な交流が増加するとともに、海外旅行や輸出入等が手軽に行えるようになったことで、人や物、文化など、交流の国際化がますます進展していることから、外国人観光客の受入体制の整備を推進してまいりました。海外からの観光客誘致並びに特産品の輸出に向けて、南薩4市及び南大隅町と連携して、香港からのパワーブロガー等を招請した情報発信、国のプロモーション戦略との連携事業や、旅行代理店とのプロモーション事業等を開催するなど、本格的に取り組んでまいりました。

農業・林業・水産業の分野といたしましては、異業種が連携した、もうかる指宿クラスター事業として、地産地消や販路拡大を推進するとともに、6次産業化及び農商工連携の取組を継続し、起業支援に取り組みました。また、オクラを中心に地域食材の健康ブランド化、高付加価値化の取組を推進しました。商業の分野といたしましては、特産品の販路開拓のため、東京で本市が主催した商談会の開催や、国内外の商談会への出展支援などを実施いたし

ました。さらに、ふるさと納税返礼品事業では、5億円を超えるふるさと納税が寄せられ、ふるさと応援基金の充実と本市の特産品PR販売拡大につながっております。

医療・福祉の分野につきましては、産後ケア・妊婦歯科健診・新生児聴覚検査を実施するとともに、不妊治療費助成事業や地域で産み育てるための産科医を確保するなど、地域医療の充実に努めました。

住みよいまち並み整備の推進においては、平成26年4月に国の直轄事業として採択していただきました指宿港海岸保全施設整備事業が、平成35年度完成に向けて着実に進捗しております。

教育の分野につきましては、安全・安心で良好な学習の場を提供するため、小・中学校の普通教室に空調機器を設置するための実施設計や、小・中学校の大規模改修等を実施し、学校の在り方につきましては、指宿市望ましい学校づくり調整会議を設置し、検討をいたしました。また、市内全小・中学校で学校運営協議会を活用した、地域ぐるみによる学校づくりを推進してまいりました。

市民との協働のまちづくりの推進につきましては、市民がお互いに、あるいは、市民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完し、協力し合って、まちづくりに取り組むことという共生協働のまちづくりを推進していくため、市民と行政が協力をして課題を解決していく仕組みづくりを促進し、人と人とのつながりづくりや対話の場づくり、各種講座の開催や実践事業など、地域に応じた取組を積極的に進めております。

このように、平成30年度は、市政全般にわたって成果の上がった年でありました。

さて、平成31年度ですが、我が国の経済は、緩やかな回復が続いているとされていますが、平成31年10月の消費税率引き上げや海外経済の不安定要因、金融資本市場の変動の影響など、留意すべき点も多くあるところです。また、地方においては、少子高齢化が進むとともに、都市部への人口流出が続く、経済が好転したという実感に乏しいところです。このような経済状況は、本市のように自主財源を多く持たない自治体の財政状況には、少なからず影響を及ぼしており、歳入の根幹をなす市税をはじめ、一般財源の大幅な増加は期待できない見込みであります。一方、年金や医療・介護など、社会保障制度の改革が進められていますが、保障と負担などの具体的内容や財政面の安定性など、制度として不透明な部分もあります。そのため、安心して暮らせる将来像が描きにくく、そのことは社会全体を覆う閉塞感の一因になっていると思われまふ。このような状況下にあっても、更に一步踏み込んで、市民が今を安心して暮らせ、将来に希望を持てるように、これまでも増して市民生活の安全・安心を支えることを常に念頭に置いて、諸施策に取り組む必要があります。

私は、これまでも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしと誇りの持てるまちづくりの実現を目指した、市政運営を行ってまいります。私は、市政運営において重点項目として、

次の4項目に取り組んでまいりたいと考えております。それは、一つ目が、安心して働けるまち、二つ目が、活気あふれるまち、三つ目が、若い世代を応援するまち、四つ目が、安全・安心で安らぎのあるまちであります。私は、これらを基軸に、更により多くの成果を挙げるための市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

地域の均衡ある発展と一体感の醸成を図るためには、合併に対する支援措置等の効果的な活用と効率的な行財政運営が求められております。入るを量りて出ざるを為すという故事がありますが、健全な財政基盤を堅持しつつ、様々な事業を展開するためには、歳入の確保が大切になってまいりますので、官民連携事業やふるさと納税制度の活用など、歳入確保に努めてまいります。

重点施策についてですが、本年度におきましても未来への投資をキーワードに取り組んでまいりたいと考えております。指宿の豊かな未来は、市民一人ひとりが作り上げなくてはなりません。5年後、10年後の指宿の観光や農業、そして地域の未来の姿や学校の有り様を見誤ることなく、現在益よりも未来益を、部分益よりも全体益を常に考え、確固たる信念を持ってやり抜くべきだと考えております。

サッカー・多目的グラウンド整備事業につきましては、平成32年度完成に向け進めてまいります。この施設は、サッカーの枠を超えた多分野での活用を想定しており、子供の夢を育み、市民に親しまれる施設になるものと確信をしております。さらに、市営野球場の改修にも着手いたします。これらの施設を周辺施設と連携を取りながら、合宿や大会誘致等を積極的に進め、交流人口を拡大し、観光・経済の活性化につなげていきたいと考えております。

本市の有望な地域資源に地熱がございます。地熱の恵み活用プロジェクトの一つとして、九州電力株式会社の山川発電所で産出される余剰熱を活用し、官民連携の手法を用い、産業を創出する取組に着手したいと考えております。地熱は本市の有望な資源であり、市民共有の財産であります。この貴重な財産を有効活用し、財源確保や産業振興等につなげ、市民の皆様はその恵みを還元したいと考えているところであります。

平成35年度の完成に向けて、国直轄の指宿港海岸保全施設整備事業が進められておりますが、この事業に併せて整備予定の港湾緑地を中心とした背後地の基本構想を策定いたします。併せて、指宿駅と指宿港海岸をつなぐ中央通りの賑わいを創出するため、歩いて楽しめるまちづくり事業の充実を図ってまいります。

観光誘致活動においては、戦略を踏まえたPR活動、環境整備を充実します。更に農業の生産性向上と付加価値向上を進め、観光と農業という本市の二大産業の育成を図ります。

本市の将来を担う子供たちに対する未来への投資として、小・中学校の普通教室に空調機器の設置や小学校での放課後児童クラブの設置に向けた取組、全小・中学生の給食費の一部助成を実施いたします。

本市の多くの公共施設について、老朽化が進んでいることから、指宿市公共施設等総合管



理計画の基本方針に基づき、将来にわたる歳出抑制のためにも、公共施設の適正配置や維持管理コストの最適化などの検討に努めてまいります。

市長就任以来、一貫して、市役所は市民に役立つ所を市政運営の基本理念としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を更に推進するため、職員と一丸となり、今後も知恵を出し合い、限られた財源を効率的・効果的に活用して、信頼される市役所づくりに努めてまいります。

地域経済の活性化のために、農業・林業・畜産業・水産業・商工業の振興策として、連携を通じて地産地消や都市部への販路拡大を推進するとともに、地域おこし企業人交流プロジェクトを活用した、農産物等の新たな価値創出や人材育成、農家が安心して経営に取り組めるよう収入保険制度の推進、全国和牛能力共進会へ向けた取組強化、自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を充実してまいります。

また、更なる地場産業の振興を図るため、道の駅いぶすき彩花菜館を含めた観音崎公園の再整備を検討してまいります。

かつお節産業の振興につきましては、近年、外国の大型まき網漁船の参入に伴い、かつお節原料の安定的な確保が難しくなる中、トップセールスによる海外まき網船誘致活動を実施し、入港船の増加とかつお節原料の安定的な確保に努めてまいります。また、衛生管理を徹底し、水揚げされたカツオの付加価値を高めるため、高度衛生管理型荷捌施設整備事業を支援してまいります。

また、地方創生に鑑み、本市の安定した雇用を確保するため、企業誘致に向けた環境整備を行い、積極的な誘致に努めるとともに、中心市街地の活性化につきましては、各種事業を積極的に展開してまいります。

2019年には国民体育大会リハーサル大会が、2020年には、東京オリンピック・パラリンピック及びかごしま国体が開催され、今後、国内外から視察や観光客が増えてまいります。受入体制の強化、インバウンド対策など、観光振興に対する取組について、官民一体となった更なる推進を図ってまいります。

医療・福祉の分野ですが、健幸のまちづくりを進める新規事業として、産学官金の連携体系を構築し、民間資金を活用した成果連動型手法により、医療費や介護費の抑制を目的とした大規模ヘルスケア事業を広域自治体と連携して行う、広域連携SIB事業の展開を図ってまいります。この他、不妊治療費の助成及び産後ケア事業等に取り組みます。

市民との協働によるまちづくりの推進につきましては、地域づくりやまちづくりの原動力となる人“財”の育成や対話の場づくりのほか、市民、各種団体、行政が対等なパートナーシップのもと、自治会等が核となり、市民活動団体など多様な主体が結集した地域セーフティネットの担い手となる新たな地域コミュニティ組織づくりの支援を引き続き推進していきます。

生産年齢人口の減少、それに伴う税収減、人手不足、進む高齢化、社会保障費の増大、公共施設の老朽化など、私たちは今、とても厳しい時代を歩いていると思っております。このような時代だからこそ、市民、行政、民間、団体、大学など、あらゆる機関が連携し課題を克服するとともに、指宿の魅力ある豊かな資源という強みを生かした取組を展開しなければならないと考えております。

事前の一步は事後の百策に勝る、このことを肝に銘じ、やるべき事を、やるべきときに着実に実施したいと思えます。市民の皆様と協働して築き上げてきたこの流れが、途切れることがないように一丸となって、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、平成31年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。持続可能な地域社会を形成していくためには、市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかなければなりません。そのため、新たな地域コミュニティ組織づくりや地域担い手育成の支援を進めてまいります。また、一人ひとりの多様性の認識や人と人とのつながりの中での当事者意識、人権・男女共同参画意識を持ちながら、各種施策を推進し、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会づくりを目指してまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりを予防し、また、健康寿命の延伸を目的に、豊富な地域食材を活用した健幸食や介護食等の開発・普及に努め、健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携をし、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、ふれあいデイサービス事業や高齢者元気度アップ・ポイント事業等を実施し、高齢者の介護予防と健康の保持増進施策を積極的に推進してまいります。

介護体制の整備につきましては、医療・介護の多職種連携のための研修会等を開催するとともに、地域介護基盤整備事業による小規模多機能型居宅介護等の整備を図ってまいります。

障害者等の福祉につきましては、指宿市障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と、障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意志により、地域で自立した生活を送れるよう社会づくりに努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、ファミリ

一・サポート・センター事業や病児保育事業等，地域のニーズに沿った子育て事業の推進を図ってまいります。

また，子供の学習支援事業につきましては，ひとり親家庭等学習支援事業から生活困窮者自立支援事業へ移行し，経済的理由などにより十分な教育が受けられないことがないよう，引き続き支援に努めてまいります。

市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健，医療につきましては，自分の健康は自らづくり，自ら守るを基本に，医師会・歯科医師会や薬剤師会をはじめ，各関係機関との連携を密にしながら，健康づくりの事業や疾病の早期発見・早期治療につなげる予防対策事業の充実に努めてまいります。

母子保健事業につきましては，妊婦一般健診・妊婦歯科健診に加え，新たに産婦健診を実施することとし，妊産婦の健康管理の充実に図ります。また，未来を担う子供たちを安心して生み育てやすい地域にするため，産科医の確保はもとより，不妊治療費助成や産後ケア事業等を行い，より一層の環境づくりに努めてまいります。

国民健康保険特別会計は，県内の統一的な国民健康保険の運営方針である鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき，資格管理，保険給付，保険税の賦課・徴収及び保健事業を行ってまいります。今後も特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上及び生活改善指導や疾病の重症化予防など，きめ細かな保険事業を精力的に取組，医療費適正化に努め，国保財政の健全化を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては，鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り，引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては，第7期介護保険事業計画に基づき，介護保険制度の安定的な運営を図るとともに，自立支援・重度化防止等介護予防のための地域ケア個別会議の開催や，認知症初期集中支援・推進事業の実施など，地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また，地域の公民館等で実施する，ころばん体操や認知症予防の脳トレーニング教室など，介護予防事業を積極的に展開してまいります。

地域環境の保全対策につきましては，指宿市環境基本計画に基づき，河川・海域の水質状況の監視を行い，悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害には，迅速に対応し，原因者の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに，関係機関と連携し，公害防止に努めてまいります。また，鰻池の水質改善対策につきましては，平成30年度末までに取りまとめる改善計画に基づき，具体的な対策を進めてまいります。併せて，昨年2月から設置しております水質浄化実験装置も，一定の効果を発揮しておりますので，これも継続して設置することにより，一層の水質改善を図ってまいります。

本市に生息が確認されているハイイログケモなどの生態系や人体に被害を及ぼす恐れのある外来種のまん延防止・防除対策につきましては，広報紙や市ホームページ等により周知

を図るとともに、不快害虫であるヤンバルトサカヤスデにつきましては、発生地域に薬剤散布を行ってまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽や、くみ取り便槽を合併処理浄化槽に改修した方々に補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみ減量化を図るため、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育や出前講座の充実、30・10運動をはじめとする食品ロスへの取組の強化など、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の構築を目指してまいります。廃棄物処理の施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し、指宿広域クリーンセンターをはじめ、管理型最終処分場、指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業に関しては、TPPやEPAの発効などの急激な国際社会の変化、異常気象等、依然厳しい状況にあり、農業者自らが消費者の視点を大切に、経営感覚を持って収益の向上に取り組む環境づくりや、農山村の潜在力を引き出し、将来に継承していくことが求められております。

このような中、本市では、いぶすき農業支援センターを拠点に、本市の有利性、恵まれた自然環境や資源を活用した農業生産体系の確立、安全・安心、健康志向も視野に入れた農畜産物や加工品の生産・流通・販売体制の確立に向けた取組を推進してまいります。また、担い手育成総合支援協議会等を中心に、認定農業者や新規就農者等を対象にした人材育成活動を推進していくほか、地域おこし企業人交流プログラムを活用し、農業における経営知識の向上や農産物の新たな価値創造につながる取組を推進してまいります。さらに、人・農地プランを推進するため、農地中間管理事業による担い手への農地集積、荒廃農地の発生防止・解消等の農地利用の最適化に努め、多彩な農畜産物を安定的に供給できる産地づくりを目指してまいります。

耕種関係につきましては、国・県補助事業等を活用した効率的な農業生産環境の整備、気候変動や自然災害等に備えるための農家指導の充実、ハウス等の施設や機械整備、収入保険制度への加入を促進してまいります。

畜産につきましては、畜産クラスター事業等を活用した経営の安定・規模拡大、各種共進会への出品対策支援や奨励等のほか、各種家畜伝染病防疫の取組や環境保全対策を推進してまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農道の保全に努める

とともに、畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など、今後も、県と連携を図りながら、農業生産基盤の整備を進めてまいります。また、地域住民共同で行う農業・農村の多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の質的向上と施設の長寿命化のための活動の支援を拡充してまいります。

林業につきましては、県や森林組合と連携をし、間伐や主伐・再造林、地材地建の取組を推進いたします。また、治山事業の導入等により、災害防止や保安林機能の強化を図ってまいります。また、農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲に取り組むとともに、森林における不在地主の解消等を図るため、現在の所有者情報等を掲載をした林地台帳の整備に取り組んでまいります。このほか、松くい虫被害対策につきましても、薬剤散布、伐倒駆除、樹幹注入などを総合的に取り組み、松林の保護に努めてまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であります、かつお節加工業の原料確保のため、トップセールスによる海外まき網船の誘致活動を実施するとともに、海外まき網船に対する水揚げ奨励金や乗組員に対して地元商品券を支給し、山川港への入港の促進に努めてまいります。山川漁港、川尻漁港及び今和泉漁港の整備につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき推進しておりますが、特に、山川漁港につきましては、衛生管理を徹底し、消費者の高まる食の安全・安心に対応するとともに、水揚げされたカツオの付加価値を高めるため、山川港高度衛生管理型荷捌施設整備事業を支援してまいります。

商工業につきましては、喫緊の課題であります人手不足の解消に向け、地元企業の雇用創出に向けた取組として、高校生地元企業ガイダンス事業の実施や外国人技能実習生受入に係る支援の在り方の検討を、関係機関や団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的かつ安定的な運航のための施策を進めます。また、定住自立圏形成方針に基づき、イッシーバスの再編やデマンド型交通の導入に向け、地域住民や交通関係事業者の方々と協議を進め、一部の地域で実証運行を始めてまいります。

特産品の振興につきましては、関東指宿会と連携をし、東京で本市主催の薫るいぶすき商談会を実施いたします。また、大消費地を中心にして指宿かつお節やオクラ等のトップセールスを実施するとともに、包括連携協定を結んだ、ヴィレッジヴァンガードプレース社と連携した指宿フェア等を行ってまいります。また、彩花菜館や活お海道の道の駅につきましては、新鮮な農産物や魚介類、かつお節の加工品等の宣伝、販売を強化してまいります。

観光につきましては、西郷どん効果の反動減が想定される中において、個人旅行化やモノからコトへの嗜好性の変化といった、旅行ニーズの多様性に対応した、魅力ある観光地づくりを進めてまいります。平成31年度は、国内向けの観光戦略である、面白い指宿市を作るプロジェクトに基づき、地域固有の観光資源の活用を積極的に推進し、地域のブランドイメージを高めていくことで、旅行者の滞在時間の延長に努めてまいります。近年、急増するイン

バウンドにおいても、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略や香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に基づき、海外現地で開催される旅行展示会への出展を進めます。また、旅行代理店等へのセールス活動、バス借上費用助成等を継続的に実施するとともに、「コト」消費に代表される、インバウンドのニーズを的確に捉えた、着地型旅行商品の造成に取り組むことにより、誘客と宿泊者数の増加に努めてまいります。さらに、平成31年度においては、地域の稼ぐ力を引き出すことを目的として、観光庁が設立を推進する、日本版DMOを踏まえた組織づくりについても、積極的に調査研究を行い、観光地経営の視点に立った観光地づくりを進めてまいります。

唐船狭そうめん流し事業につきましては、近年、多くの外国人観光客が訪れており、今後、更に増加することが見込まれ、これらに対応すべき施設の改善やサービスの向上に努めながら、これからも、地域の財産として、市内はもとより国内外の利用客の方々に愛される施設を目指してまいります。

温泉施設の砂むし会館「砂楽」、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、利用者が安全・安心で快適に施設を利用できるように、適切な衛生管理と維持管理に努め、もう一度訪れたい温泉地・指宿を目指して、より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。

また、温泉配給事業につきましては、温泉配給施設の維持・管理に努めるとともに、経営内容を明確化して、より一層の経営の健全化及び事務の効率化を図るため、平成32年4月の公営企業会計への移行に向けた取組を引き続き進めてまいります。

かいもん山麓ふれあい公園及びレジャーセンターにつきましては、市民の憩いの場、健康づくりの施設として適切な修繕・維持管理に努めるとともに、今後の在り方についての検討を行いながら、効果的かつ効率的な管理運営に取り組んでまいります。

第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催まで、いよいよ後589日となりました。

本市の多彩な魅力を全国に発信する好機であることから、市開催基本方針に基づき、県や関係団体等と連携を図りながら、今後開催されるリハーサル大会の経験も踏まえ、市民総参加のもと、開催準備を進めてまいります。また、スポーツコンベンションの推進につきましては、スポーツ大会やキャンプ・合宿などによる市外からの誘客を目指す、官民一体型のスポーツコミッションを設立するとともに、スポーツ合宿等に対し奨励金等を支給する制度を拡充し、交流人口の増加と地域・経済の活性化を図ってまいります。

次に、土木行政についてであります。

本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図る

とともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区、国交省区間の鎮守山線道路改良舗装工事を引き続き実施してまいります。また、国の事業であります国道226号の北十町地区及び大園原地区の歩道整備と交差点改良を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線、池田工区道路改良事業の整備促進により、市内の道路のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、北町通り線、柳田迫田線、山川児ヶ水線、川尻利永線等の改良舗装工事を実施してまいります。また、老朽化したインフラ対策として、橋梁補修工事、舗装修繕工事を実施するとともに、道路災害防除事業につきましては、岩本宮ヶ浜吹越線の法面对策工事を実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、直轄海岸保全施設整備事業の工事が進められているところであり、防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、県の事業であります東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び長崎鼻海岸の海岸環境整備事業により、海岸・港湾の整備を図ってまいります。

土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら推進してまいります。また、街路事業につきましては、国道226号歩道整備事業の進捗にあわせ、庁舎潟山線の実施設計、用地買収及び道路築造を実施してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、団地の外壁改修工事及び敷領団地建替事業に伴う設計業務委託を実施し、市営住宅の安全性確保と建物の耐久性及び利便性の向上による環境改善を図り、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を推進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設や更新を行うほか、小雁渡浄水場にろ過機を1基追加設置し、水質管理の徹底等を含めた安定した水道水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業の汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、整備を進めてまいります。また、雨水整備につきましては、浸水対策として弥次ヶ湯雨水ボ

ンプ場及び弥次ヶ湯排水区水路改修に係る実施設計に着手するとともに、旧潟口雨水ポンプ場取壊し及び吐け口築造工事を行ってまいります。指宿市浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場及び下水管きょ等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づいて実施してまいります。また、指宿市浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

次に、教育行政についてであります。

本市では、指宿市教育大綱と指宿市教育振興基本計画後期計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。また、指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき、保護者はもとより、地域住民の理解と協力を得ながら、望ましい学校づくりを推進してまいります。

学校の教育環境の整備につきましては、児童生徒が安全で安心して学校で過ごすことができるよう、体育館の非構造部材の耐震化を進めるとともに、トイレの改修や普通教室への空調機器の設置、ICT環境向上のための校内無線LAN整備を進めてまいります。

学校規模の適正化につきましては、山川地域では、小学校4校の1校集約に向けた具体的な事項の調整等を、開聞地域と指宿地域では、望ましい学校づくりに向けた取組を、昨年度に引き続き進めてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するためには、小中一貫教育の推進に努め、9年間の継続した系統的・体系的な学びの中で、子供たちの課題解決に努めてまいります。また、特別支援教育支援員の増員により、それぞれの教育的ニーズに応じた子供たちへの支援の充実を図ってまいります。

生徒指導上の課題につきましては、教職員の生徒指導力の向上や生徒指導体制の確立に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等の活用により、教育相談体制の充実を努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関をつなぎ、様々な課題の背景にある環境の改善を図ってまいります。夢を持つ子供を育成するため、トップアスリートを招請したところのプロジェクト夢の教室事業を引き続き推進してまいります。体力の向上につきましては、成就感・達成感のある授業づくりに努めてまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心



できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、地元農産物等の利用を推進しながら、栄養バランスの取れた給食の提供に努めるとともに、老朽化した調理施設・備品等の更新を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童生徒には、医師の診断のもと保護者等と面接を行い、除去食や代替食を提供してまいります。学校給食費につきましては、一部を市が助成し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

指宿商業高等学校につきましては、株式会社指商や指商デパートなど、特色ある教育活動を通して、更なる学校活性化を図り、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動、いぶすき茶いっぺプロジェクトを継続させ、おもてなしの心を発信をします。さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適正、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるよう、引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進のために、中央公民館・校区公民館における市民講座等の充実を図ってまいります。また、各社会教育関係団体の活動充実のため、人材育成に努めてまいります。

青少年教育につきましては、地域の教育力を発揮するために青少年体験活動への助成や、青少年を姉妹都市であるオーストラリア・ロックハンプトン市に派遣し、国際感覚の向上を図る青少年海外派遣事業に取組、心豊かで、たくましい青少年の育成に努めてまいります。さらに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う地域学校協働活動事業を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育学級の充実と、ふれあいプラザなのはな館を活用した子育て支援の充実を図ってまいります。

読書活動の推進につきましては、市立図書館を活用しながら家庭・地域・学校における読書の習慣化・読書環境づくりを図っていくために、ブックスタート等の事業を更に充実させるとともに、第3次指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子供の育成に努めてまいります。

文化の振興につきましては、シルバー美術展の開催や文化祭等への支援を通して、文化芸術活動を振興するとともに、市民の芸術文化活動の拠点である新市民会館の整備に努めてまいります。また、地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承のために、発表の機会を設けるとともに、今後の地域づくりを担う人材育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、市指定文化財今和泉島津家墓地の国指定史跡化に取り組むとともに、橋牟礼川遺跡等指定文化財や地域に所在する文化財の保存と活用について、市民

とともに取り組み、郷土愛の醸成に努めてまいります。また、時遊館COCCOはしむれでは、指宿まるごと博物館構想に基づき、本市の魅力を発信するために、企画展、海をみつめた古代人を開催するとともに、各種の講座や体験学習の開催等を通して、ふるさと教育を進めてまいります。

社会体育につきましては、各種大会等の開催や、総合型地域スポーツクラブ等の支援、学校体育施設開放事業により、市民一人1スポーツの実践を図り、健幸のまちづくりの推進に努めてまいります。

2020年燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に向けて、本市で開催されるバドミントン競技やソフトボール競技の普及・啓発を図ってまいります。施設整備につきましては、指宿市営野球場改修工事や開聞総合グラウンドLED化改修工事設計業務委託等進めてまいります。また、競技団体等の育成・支援に努めるとともに、指宿市スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押しするなど、更なるスポーツ競技力の向上に努めてまいります。

次に、平成31年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、効率的かつ効果的な行財政運営を目指して、行財政改革に取り組むとともに、財政調整に活用可能な基金の確保や健全化比率及び経常収支比率も良好な水準を維持するなど、財政の健全化に努めているところであります。

しかしながら、今後の財政を見通すと、少子高齢化社会における生産年齢人口の減少等に伴い、市税収入の伸びは期待できない状況にある一方、社会保障制度の改革等により生活保護・子育て支援等の扶助費が増加することが見込まれていることから、地方の財政負担がますます増えていくことを危惧しているところでございます。

このような財政状況を踏まえ、予算編成に当たっては、未来益、全体益を優先した未来への投資、指宿の年表を描きながら、第二次指宿市総合振興計画及び指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、市民ニーズに適切に対応した、効率・効果的な事務事業内容になっているかなど、あらゆる角度から徹底した業務の見直しと実施事業の峻別・重点化を図ったところであります。

歳出面では、収入に見合った歳出構造への転換を図るため、物件費などの内部管理経費を削減する一方で、市民の健康を向上させ、医療費及び介護費用を抑制するため、民間企業資金を活用した大規模ヘルスケア事業を広域自治体と連携し行う広域連携SIB事業を、また、産業振興のために、規格外青果等の流通拡大や生産者の人材教育の推進を図る新たな価値創出・人材育成事業を、交流人口を目指し、地域DMO設立に向けた取組や、地域振興事業を活用したインバウンド対策を、そして、子育てのしやすい環境のために産婦健康診査事業や生活困窮者等子どもの学習支援事業、給食費保護者負担軽減など、事業の充実を図ったところであります。

歳入面においても、ふるさと納税返礼品事業の更なる拡充を図ることで、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、合併まちづくり基金、ふるさと振興基金、公共施設整備基金等を効果的に活用する予算編成としたところであります。

平成31年度の当初予算は、一般会計252億1,100万円、国民健康保険特別会計65億8,835万6千円、後期高齢者医療特別会計6億4,513万5千円、介護保険特別会計52億936万6千円、温泉配給事業特別会計5,026万9千円、唐船狭そうめん流し事業特別会計2億3,821万1千円、水道事業会計では、収益的収入7億4,307万4千円、収益的支出7億884万8千円、資本的収入2億2,511万5千円、資本的支出6億2,473万9千円、公共下水道事業会計では、収益的収入7億8,793万円、収益的支出7億4,673万1千円、資本的収入8億715万3千円、資本的支出11億2,284万1千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願い申し上げます。

以上、向こう1年間の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。現在の我が国の社会経済情勢は、戦後最大の景気拡大といわれているものの、地方においては、それを実感するほど、兆しが見えてきたとは言えない状況であります。本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化社会の到来など、今後も依然として厳しい状況が続くことが予想されることから、各種施策のより積極的かつ効率的な取組が望まれているところです。今後の市政運営にあたり、市民協働による市民主体のまちづくりを推進するとともに、第二次指宿市総合振興計画や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略にお示しの各事業を力強く推し進め、市民の皆様が心から健康で豊かさを実感できる指宿の創出に全力を尽くしてまいりたいと思います。

最後に、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様の市政への積極的な御参加と市政に対する、より一層の御理解と御協力を賜りますよう申し上げます。施政方針と予算の大綱の説明をさせていただきます。

なお、今回、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件9件、条例に関する案件14件、指定管理者の指定に関する案件1件、市道の認定に関する案件3件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件2件の計37件であります。

議案第1号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、議案第35号、平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について、までの35議案につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時23分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第1号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億7,730万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を244億4,393万円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、10ページの、第2表、繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの、第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、各事業費の確定に伴い、期間及び限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、12ページの、第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成30年度の事業費の確定や支出見込に対する予算の不足額又は不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業・休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきましては、54ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計と各特別会計・水道事業会計の補正予算については、別冊の平成30年度指宿市各会計3月補正予算の概要を、お手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の58ページを御覧ください。

議案第27号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの、第1表、債務負担行為補正でお示しのとおり、債務負担行為の限度額を追加及び変更しようとするものであります。

次は、提出議案の59ページを御覧ください。

議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、から、議案第35号、平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の平成31年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入歳出の概要をお示しし、また、

別冊の平成31年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料を、お手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山口保）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

別表に定める、開聞老人福祉センターの使用料をお示しのとおり改正しようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を平成31年10月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第12号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が公布され、放課後児童支援員の基礎資格を有する者の対象が追加となることに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

学校教育法の改正により専門職大学の制度が設けられ、この専門職大学の前期課程を修了した者については、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されることから、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として追加するものであります。

なお、附則において、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の18ページを御覧ください。

議案第13号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、所得税法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

所得税法等の一部を改正する等の法律により、「控除対象配偶者」の名称が「同一生計配

偶者」に改められたことから、第3条第4項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育者の居宅で保育が行われている、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大、家庭的保育者の居宅で保育が行われている、家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長であります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（川路潔）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議題の26ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第1条から第4条において、指宿市コミュニティセンター愉徒里館、指宿市かいもん山麓ふれあい公園、指宿市レジャーセンターかいもん、指宿市そばの館皆楽来及び親水池の4施設の使用料をお示しのとおり改正しようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を平成31年10月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

次は、提出議題の30ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市池田湖畔艇庫条例の制定について、であります。

本案は、レイクグリーンパーク敷地内に池田湖畔艇庫を設置することに伴い、この条例を制定しようとするものです。

制定の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

池田湖畔艇庫の設置に伴い、名称及び位置を第2条にお示しのとおり定め、指定管理者による管理や行う業務、また、休所日や利用料金などについて、必要な事項を条例で定めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

次は、提出議題の51ページを御覧ください。

議案第23号、指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者として、指宿市池田3551番地1号に所在の、有限会社池田興産を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者候補者の選定につきましては、非公募とし、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、選定したものであります。非公募とした理由につきましては、有限会社池田興産は、平成29年9月1日から平成34年3月31日までの期間、レイクグリーンパークの指定管理者の指定を受けており、指宿市池田湖畔艇庫は、同施設の敷地内に新築されたことから、同一の事業者を指定管理者として指定することにより、これまでの運営実績で培ったノウハウと知見を活かした、効率的かつ効果的な運営が期待できること、レイクグリーンパークと艇庫の一体的な運営により、地域住民や観光客等の都市住民との交流が図られ、滞在型観光の拠点となることが見込まれることなどから、指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者候補者としてふさわしいと、判断したところであります。

なお、指定の期間については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（松澤敏秀）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の35ページを御覧ください。

議案第18号、指宿市山川多目的研修館条例及び指宿市開聞農業構造改善センター条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第1条及び第2条において、山川多目的研修館、開聞農業構造改善センターの2施設の使用料をお示しのとおり改正しようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を平成31年10月1日からとし、経過措置として、この条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につ

いては、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の38ページを御覧ください。

議案第19号、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、地籍調査の成果の写しの交付に関する手数料を規定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

これまで、地籍調査の成果の写しの交付については、指宿市手数料条例の別表第1の4の項、資産に関する証明に基づき手数料を徴収していたところですが、地籍調査の成果が明記されていなかったことから、その根拠を明確にするため、同別表第1に新たに項を追加するものであります。

なお、交付に対する手数料につきましては、これまでと同額となりますが、1件につき300円で、1件の申請に関連し、同時に数件の写しを交付する場合にあっては、1件増すごとに60円を加算する形で徴収するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

次は、提出議案の40ページを御覧ください。

議案第20号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

都市公園法の一部改正に伴い、第32条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

次は、提出議案の42ページを御覧ください。

議案第21号、指宿市公共下水道事業審議会条例の全部改正について、であります。

本案は、公共下水道事業の適正かつ合理的な運営及び健全な経営を図りたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

まず、条例中の下水道の用語を公共下水道に改正しようとするものであります。

次に、第3条では、審議会の委員を11人以内から10人以内に、また、受益者代表から地域住民の代表者に改正しようとするものであります。



次に、改正前の第4条は任期に関する規定でしたが、第3条に委嘱及び解嘱に関する規定を加えることで第4条の条文全部を削除し、改正前の第5条から第9条までを第4条から第8条に繰上げ、また、44ページの第7条の庶務を建設部から水道事業部に改正しようとするものがあります。

なお、附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

次は、提出議案の45ページを御覧ください。

議案第22号、指宿市都市下水路条例の制定について、であります。

本案は、公共下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴い、新たに都市下水路に関する規定を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

また、現行の下水道条例を平成31年4月1日から公共下水道条例に改め、条文から地方公営企業に移行しない都市下水路に関する規定を削除したことから、下水道法その他の法令に定めがあるもののほか、都市下水路の設置及び管理並びに構造及び維持管理の基準等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

制定の主な内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第3条は、本市に設置されている都市下水路の名称及び位置について、お示しのとおり規定しようとするものであります。

第4条は、都市下水路の排水施設の構造の基準を公共下水道の排水施設等と同じ基準について定めようとするものであります。

48ページを御覧ください。

第9条から第12条までは、占用の許可、占用料の徴収及び減免、還付に関するもので、占用料の額及び徴収方法については、指宿市道路占用料徴収条例の規定を準用すること、また、公益上その他特別な事情があると認めるときは、占用料の全部又は一部を減免することができることなどを定めようとするものであります。

49ページを御覧ください。

第13条は許可の取消し等、以下、原状回復、罰則規定等を定めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

次は、提出議案の52ページを御覧ください。

議案第24号から議案第26号、市道の認定について、の3議案について一括して御説明申し上げます。

3議案は、市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第24号の二月田石ヶ崎線は、指宿市西方地内の西方字石ヶ崎から西方字二月田までの延長325.9mの区間を市道認定しようとするものであります。

次は、提出議案の54ページを御覧ください。

議案第25号の大園原北線は、指宿市西方地内の西方字大園原東から西方字吹切までの延長102.4mの区間を市道認定しようとするものであります。

次は、提出議案の56ページを御覧ください。

議案第26号の七ツ割線は、指宿市山川浜児ヶ水地内の山川浜児ヶ水字高尾から山川浜児ヶ水字高尾までの延長262.0mを市道認定しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、教育部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の23ページを御覧ください。

議案第15号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第1条から第3条において、指宿市立公民館、指宿市立図書館、指宿市考古博物館時遊館C O C C Oはしむれの3施設の使用料をお示しのとおり改正しようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を平成31年10月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（井手久成）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第9号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

学校教育法の改正により専門職大学の制度が新たに設けられたことに伴い、資格要件を改正しようとするものであります。

また、水道法施行規則の改正に伴い、技術士法の規定による第2次試験のうち、選択科目として水道環境を選択し、上下水道部門に合格した者を除外しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成31年4月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以前に行われた第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすこととしております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第10号、指宿市水道事業審議会条例の制定について、であります。

本案は、水道事業審議会を設置し、地域住民等の意見を反映した事業を推進することにより、事業の適正かつ合理的な運営及び健全な経営を図りたいことから、この条例を制定しようとするものであります。

制定の内容について、御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会を、委員15人以内で組織し、水道料金や給水負担金などに関する事項について調査審議するため、必要な事項をこの条例で定めようとするものであります。

附則において、この条例は平成31年4月1日から施行することとし、委員の報酬について定めるため、指宿市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正もあわせて行おうとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（福永徳郎）** ただいま議題となっております議案第1号から議案第35号までの35議案に対する質疑等は、2月26日に行います。

#### **△ 議案第36号及び議案第37号一括上程**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第38、議案第36号、人権擁護委員候補者の推選について、及び、日程第39、議案第37号、人権擁護委員候補者の推選について、の2議案を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（豊留悦男）** それでは、御説明申し上げます。提出議案の67ページを御覧ください。

議案第36号及び議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第36号は、指宿地域の現委員であります櫻井美代子氏は、本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第

6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成28年7月から指宿地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第37号は、山川地域の現委員であります井手康子氏は、本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成28年7月から山川地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第36号及び議案第37号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（福永徳郎） これより、議案第36号及び議案第37号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号及び議案第37号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び議案第37号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第36号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第38号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第40、議案第38号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件の1件であります。

議案第38号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,507万円を追加し、予算の総額を251億9,900万円にしようとするものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第38号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを、御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,507万円を追加し、歳入歳出予算の総額を251億9,900万円に使用とするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、7ページの、第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの、第3表、地方債補正でお示しのとおり、限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明申し上げますので、15ページを御覧ください。

い。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料1,980万円と節15工事請負費5億6,691万円の補正につきましては，国の補正予算第1号に基づく交付金の決定により，各小学校の空調機器設置に伴う，委託料及び工事請負費を増額するものであります。同じく，項3中学校費，目1学校管理費，節13委託料660万円と節15工事請負費1億6,176万円の補正につきましては，国の補正予算第1号に基づく交付金の決定により，各中学校の空調機器設置に伴う委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，14ページを御覧ください。

款14国庫支出金8,675万1千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款18繰入金78万1千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入れを減額するものであります。

款21市債6億6,910万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（福永徳郎）** ただいま議題となっております，議案第38号に対する質疑等は，2月26日に行います。

## △ 散 会

**○議長（福永徳郎）** 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 0時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

# 第 1 回 定 例 会

平成 31 年 2 月 26 日

(第 2 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成31年2月26日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第3 議案第2号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第3号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第4号 平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第5号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第6号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第7号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第8号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第38号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第11 議案第9号 指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 指宿市水道事業審議会条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について



- 日程第17 議案第15号 指宿市立公民館条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 指宿市池田湖畔艇庫条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 指宿市山川多目的研修館条例及び指宿市開聞農業構造改善センター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 指宿市公共下水道事業審議会条例の全部改正について
- 日程第24 議案第22号 指宿市都市下水路条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第24号 市道の認定について
- 日程第27 議案第25号 市道の認定について
- 日程第28 議案第26号 市道の認定について
- 日程第29 議案第27号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第30 議案第28号 平成31年度指宿市一般会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成31年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成31年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成31年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成31年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成31年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第34号 平成31年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第37 議案第35号 平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員 坂 元 茂 教	2 番 議 員 東 勝 義
3 番 議 員 西 田 義 哲	4 番 議 員 新宮領 實
5 番 議 員 前 原 五 男	6 番 議 員 山 本 敏 勝
7 番 議 員 齋 藤 佳 代	8 番 議 員 恒 吉 太 吾
9 番 議 員 東 伸 行	10 番 議 員 井 元 伸 明

11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	上 田 薫	健康福祉部長	山 口 保
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	松 澤 敏 秀
建 設 部 長	黒 木 六 海	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	中 村 俊 治
開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 課 長	鶴 窪 誠 作	財 政 課 長	坂 元 一 博
長寿介護課長	増 永 智 美	建 設 監 理 課 長	大久保 寛
学校整備室長	中 村 裕 一		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
主幹兼調査管理係長	木 下 英 城	議 事 係 主 査	上玉利 享

## △ 開 議

午前 10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、木原繁昭議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 議案第1号～議案第8号及び議案第38号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第1号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、日程第10、議案第38号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 議案第38号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、議案質疑します。

(1) 小・中学校エアコン整備事業について。まず初めに、私をはじめ、多くの同僚議員がこれまで、市内の小・中学校の普通教室へのエアコン設置を要望してきました。平成31年度早々に、エアコン設置が事業化することに対しては、大変うれしく心から感謝しているところではありますが、財政面を考えまして、議案質疑します。

小・中学校の普通教室のエアコン設置事業等について、平成29年第3回定例会での一般質問の答弁で、17校で4億程度の工事費が掛かる見込みであると、答弁をいただいています。しかし、今回の補正予算額に、南指宿中学校のエアコン設置事業費約5,000万円を含むと、8億円になります。市内全ての小・中学校で設置する台数は何台で、8億になるのか。また、事業が増えた理由について、どうなっているのか伺います。

平成30年の児童・生徒数と、エアコン設置予定数の教室についても、答弁を求めます。

山川地区の小・中学校再編と、エアコン整備についてですが、山川地区の小学校再編で、廃校になる学校へのレンタル方式は考えていなかったのか。山川地区の小学校再編は、平成33年4月を予定しています。据置型とレンタル方式の事業費について伺います。

補助事業費の取扱いについて、学校再編後、学校以外の目的でエアコン等を活用すると、

教育部長から説明を受けていますが、目的外使用するときの補助金適正化法との関係で、問題は発生しないのか伺います。

**○教育部長（下吉一宏）** それでは、答弁をさせていただきます。

まず1点目の、事業費が4億円から8億円に増えた理由についてでございますが、本来、工事費につきましては詳細な設計が必要でございます。当初、28年度に申し上げた4億円程度という額につきましては、平成27年度に実施しました小・中学校の職員室、校長室の空調機器設置工事を参考にして、あくまで、推定をしたものでございまして、17校の普通教室に設置した場合に、概ね4億程度と、答弁をいたしたところでございます。今回、予算計上いたしました工事請負費は、7億2,867万円でございます。設計業務を委託して出した概算の事業費でございます。また、今回の事業費につきましては、全国の自治体、県内の多くの自治体で空調機器設置が始まりますので、空調機器の不足による高騰や技術者不足による人件費の高騰も勘案して、計上をしているところでございます。なお、今回の計画による部屋数につきましては、小・中学校で184部屋を考えております。

続きまして、山川地区小学校再編で、廃校になる学校のレンタル方式は考えなかったのかという御質問でございますが、レンタル方式の考え方もあろうかと思いますが、今回の空調機器の設置に関しましては、暑さ対策として児童・生徒の安全を図るため重要であり、国も事業を積極的に進めているところでございます。学校跡地の利活用は、地域の活性化にとって非常に重要なことでございます。学校跡地活用の協議を行う中で、空調機器を設置することによって、利活用に関する協議の幅も大きくなるものと考えておまして、積極的に、この固定式のエアコンについては利活用をしてみたいと、そういった考え方でございます。

続きまして、学校再編後、学校以外の目的で、エアコン等を使用するときの補助金適正化法との関係については問題はないのかと、そういった趣旨の質問であろうかと思えます。これにつきましては、文部科学省から平成31年、本年でございますが、1月7日付けで公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等についての通知によりますと、今回整備する、空調設備を10年以内は無償で転用、貸与、譲渡などをする場合においても、原則として、国庫への返納は不用となっているところでございます。問題はないところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 市内小・中学校のエアコン整備です。平成29年第1回定例会の一般質問で、小・中学校への普通教室へのエアコン設置の質問をした際、総務部長は、過疎債については非常に有利な地方債で、事業の優先度、貢献度について総合的に判断している。合併特例債も使ってエアコンを設置する考えはないと、答弁しています。今回、過疎債を充当する計画だが、充当計画が当初計画の2倍の8億になったこと、これまで計画していた重要施策は、軒並み先送りされることになるが、財政課として、エアコン設置工事の倍増の要因は何か、しっかりと検証しているのか。平成29年9月以降も事業費について、資材の高騰も

考慮しながら伺っておりますけれども、私は1.5倍ぐらいまでかなと思ったんですけど、今回、2倍でした。4億円あればですね、いろんな事業ができるんですよ。教育委員会だけではなく、財政課もこの問題について、しっかりと精査したのか、伺います。

山川小学校の小学校再編とエアコン整備についての部分ですが、山川小学校の全小学校に据付型のエアコンを設置するというので、33年4月1日には、大成小学校跡地に新設校としてなります。それなのに、全ての山川地区の4小学校にエアコンを付けるということは、指宿の財政は豊かであるということなのかなと思うことであります。小学校再編、3小学校が廃校になり、エアコン設置は無駄かなと思っていましたら、今、教育部長の話では、何も問題はないということでしたけれども、私が昨日の朝、文科省の担当者と話ししましたら、取り付けたエアコンの移設はオッケーですよと、学校跡地を教育目的以外で使用したときには問題が発生しますと、財産処分の手続をとらないといけないということで、2年ぐらいなんですけどと言ったら、それはしっかりと返納してもらうことが妥当だと。そのときに言われたのは、これまで補助金を使った事業も含めて精査するというのを伺いましたが、そのことに問題は、文科省とか、県とか、確認しているのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

目的外使用は、私は、本当は問題がなければしてほしかったんですけど、問題がないのかなということで調査した結果ですので、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** ちゃんと精査したのか、ということでございますけれども、ちゃんと精査をした結果でございます。8億円に増えたという理由については、先ほど教育部長が述べたとおりでございます。限りある財源を有効に使うというふうなことは、念頭に常に置いているところでございます。今後の財政シミュレーションを念頭に、他の事業とのバランスも考慮して、精査をして、今回、予算を提案をさせていただいたところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 補助金の適化法には触れないのかという、再度の質問でございます。私ども、この補正予算を提案する前に、そこはやはり根っこだなということで、そこは注意をしてございました。県にも問い合わせをし、さらに、国の方にも再度確認をしまして、具体的な事業、今後の予定等を含めて問い合わせをしておりますが、問題はないということで回答でございました。しかしながら、申請はしないといけないということになっていきますので、申請をして、結果としては、補助金の返納は必要ないと、そういった形の回答でございました。

**○19番議員（新川床金春）** 今、総務部長がしっかりと精査したということでした。市長の施政方針と予算の大綱の中でですね、地域の均衡ある発展と一体感の醸成を図るために、合併に対する支援措置等の効果的な活動と、効率的な行財政運営が求められています。入るを量りて出ざるを為すという、故事を述べていました。今回ですね、私は、薩摩川内市の同僚議員

に相談し、調査しました。薩摩川内市の児童は5,451人、生徒数は2,591人、合計で8,042人ということでした。そして、エアコンを整備する部屋数はですね、小学校が265、中学校が101,375ありました。この薩摩川内市は、当初計画は6億円でした。それが、今回の国の補助金が付くということで、事業をするということを決めて精査した結果ですね、指宿の倍以上ある教室を整備する薩摩川内市が8億円です。私は昨日、学校整備室の担当者に直接確認をしました。8億円で間違いはないですかと。当初、6億でしたけど、8億ですかと。そうでした。市長が、入るを量りてと、言われていますけれども、指宿は財政が厳しく、8億出すということですね、先ほども言いました、重要な政策が先送りされるんですよ。市民の安心・安全を考えたときには、本当にこの8億が必要なのか。

そして、私は、担当者の名前も聞いています。後で部長、教えます。再度そこに連絡を取って、再編後のエアコンの移設費を、付けるときは補助金でします。移設するときの費用は、付けるときの費用か、移設するときの費用か、どちらかの選択ですよ。一般財源でもらわないと困りますよ、ということをおっしゃっています。ですから、移設も補助金は付きません。そして、学校以外の目的で使わなければ、そのままエアコンが稼働できるように維持をしないとイケない。そうすると、電気代も要る、維持管理費も要るということなので、一般財源の持ち出しが増えていくと思いますので、私は、子供の教育環境の整備は喫緊の課題とっております。それと同じように、指宿の財政の改革も喫緊の課題であります。どうか、計画はこのままでもいいと思いますけれども、しっかりと検証し、事業化をしていただきたいと思っております。答弁をお願いします。

**○市長（豊留悦男）** 学校再編の後の学校は廃校ではありません。その跡地については、地域のコミュニティの核として、子育ての場として、例えば、体育館等は、全天候型の土・日の子供たちの遊びの場として、そして、教室等は、高齢者や地域の子供たちのふれあいの場として、家庭科室等は、時には子ども食堂として、様々な活用の方を考へております。安くエアコン設置に、その設置の在り方考へるためには、レンタルを含めた、できるだけ財政負担がないような形で設置をしたいというのが当初の目的でした。しかし、先ほど申し上げましたように、統廃合した後の学校をどう使うかということ考へたときには、やはり、レンタルではなくて、びしゃっとした設置型のエアコンを設置することで、地域の活性化、そして、跡地の利用の仕方についてもいいだろうという判断でやったところあります。そして、レンタル式、そういうものについては、子供たちの安全性等を考へたときに、課題がないように、怪我がないようにということで、今回、当初の計画とは予算等で大きく差がありますけれども、今後の学校の在り方、地域の在り方等を踏まえて、このような計画になったわけあります。重要施策の先送りという言葉がありましたけれども、その重要施策というのを議員がどう考へているかどうか、私は理解できませんけれども、重要施策はぶれずにやるということは、所信表明の中で言ったとおりであります。入るを量りて、つまり、収入、

予算等を量りて出づるを制す、つまり、予算の効率的な利用という意味で、その言葉は言ったわけでありませぬ。今回の、このエアコン設置が無駄な支出とは考えてもおりませぬし、今後、このことで地域が、合併後の学校の利用の仕方というものについて希望が持てるように、そして、地域が喜んでこの学校が活用できるような、そういう跡地利用について考えるために、このような予算も組んだところでありませぬ。

つまり、山川地区を含めた学校が再編されたからといって、その後の学校の利用というのは、必ずや地域の方々の方が良かったと言えるような、そういう利用の仕方を考えたいと思っております。先ほど申し上げましたように、高齢者と子供が触れ合える場とか、子供たちが雨が降っても遊べる場とか、そして、家庭科室、視聴覚室、図書室等は、地域が進んで利用できるような、そういう場にするとか、つまり、地域のためになるよう跡地利用を考えているからこそ、このエアコン設置というのは、やはり喜ばれるように、後々問題がないような設置の仕方というのを考えたところでありませぬ。そういう意味で、予算的に膨らみましたけれども、このことは決して、無駄なお金を使うという観点でやったことではないと、そのことだけは理解をしていただきたいと思っております。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 井元伸明議員。

**○10番議員（井元伸明）** ただいまの議案、補正予算の第13号についてでございますけれども、昨年度からの説明で、4億円が8億円程度、約倍程度に膨れたということで、子供たちのですね、学校の環境を良くすることについては、大いに賛成でございます。去年の説明に至っては、今、説明があったようにリース式であったりとか、いろんな形で予算を削減し、整備をしたいという説明を委員会の中でもしていただいておりますけれども、このことにですね、急に固定式に全部改めた事により予算が膨れておりますけれども、このことにより、学校の施設内において、新年度の整備予算が先送りにされている状況があるのではないかと思われますけれども、この事実があるのかどうかを、一つお尋ねをさせていただきます。

**○教育部長（下吉一宏）** このエアコンの設置によって、他の事業が先送りにされている事例がないかという御質疑でございますが、このエアコンの設置につきましては、事前から設計委託料が全会一致で認められた段階から、別枠として、財政サイドで確保していたものでございまして、この事業をすることによって、他の教育関係の事業が先送りと、そういったものはございません。

**○10番議員（井元伸明）** 今、ないという答弁をいただきましたけど、私が聞いているところによればですね、私の住んでいる地域の池田小学校において、体育館の整備、天井と床と屋

上の水漏れ対策、それと外壁のタイル工事とかいうのが、本年度事業でできなくなりましたということで、つい2・3週間ほど前ですかね、学校の方に説明があったと聞いておりますけれども、これは事実ではないのかどうか、もう一回、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（福永徳郎） 井元議員。議案質疑ではちょっと外れているんじゃないかなと思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○10番議員（井元伸明） 今、ちょっと議長の方から、補正予算についてずれているんじゃないかという話がありましたので、一般質問でもこれは出しておりますけれども、また、そのときにお伺いするとして、ということで、以上で終わります。

○議長（福永徳郎） ほかに。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 先の質疑者のやり取りの中で、少し伺いたいところがありましたので、発言を申し出ました。

その前に、エアコンの全校設置についてはですね、大きな努力をしていただいて、子供たち、保護者の願いにかなうものとして、大きく評価をしているところであります。しかし、できるだけ財政的な運用の面で努力すべきはするというのは、また別の問題ですので、その観点から伺いたいと思います。

当初、推定で4億だったのが、約倍になったことについては、据置きか設置かということもあるでしょうし、先ほどは、全国一斉にやるということになることから、人件費の問題とか、資材の高騰とかも考えられるということでしたが、これは、人件費、資材というそちらが重きなのか、ちょっと出ました、設置、据置き、そちらが主な要因なのかということも伺いたいと思います。

それから、議会の議決が前提になっているとは思いますが、入札なり何なりで、もういつて決まっていると思うんですよね。だから、それがどのような入札で決定に至っているのか、その経緯についても、ちょっと伺いたいと思います。

○教育部長（下吉一宏） 4億が8億ということで、その要因ということでございました。要因につきまして、説明をもう少しさせていただきますが、工事費増額の要因といたしましては、設置部屋の増加、空調器材の高騰、キュービクルから校舎までの幹線経路の長さ、校舎から空調機器設置教室等への校内配線、配管経路の長さ、2階、3階教室等への工事を施工するための外部足場架設への費用等が、当時算出されておりましたので、この分が増えたということでございまして、議員の方から、据置きと固定式が、という質疑がございましたが、このことについては関係はございません。

入札の関係でございまして、今一度この質疑の内容が分かりませんでしたので、入札の件はもう一度、質疑していただければありがたいと思います。



○総務部長（有留茂人） 入札の件ですけれども、今後のことになろうかと思っておりますけれども、数社を選定しての入札にすることになろうかと思っております。

○13番議員（前之園正和） まず、入札の方はまだしていないということになるんですね、今ののだと。議会の議決が通ったら有効になりますよという形で、もう既にやっているという場合もあると思うんですけど、今の部長の答弁は、これから入札なり、業者を決定するというところでよろしいわけですね。それは確認をお願いします。

○総務部長（有留茂人） 予算が成立後、入札の予定です。まだ、執行しておりません。

○13番議員（前之園正和） それから、入札は通常1回目で不成立だったら2回目があり、3回目までやる場合もあるでしょうけれども、それについては、どのようなふうを考えているのかですね。

それから、高騰の理由として人件費、資材等の高騰が全国規模なので考えられるということでしたが、人件費については、指宿市内中心の入札になるか、指宿市街から離れても鹿児島県内だと思えますよね。ですから、一斉にやるから人件費が上がるというのは、ちょっと考えにくいんですが、資材については、どうなるか分かりませんが、少々上がるのかなという気はしますが、通常、入札の場合に、入札額だけの提示になるのか、見積書も含めて入札することになるのかですね。これはなぜ聞くかということ、総額表示で通常やるんじゃないかと思うんですよ、うちは5,000万でできる、6,000万でできるですね。となると、資材費が高騰による原因なのか、あるいは、資材費の高騰によっても、どれぐらい高騰したのかは、やっぱり見積りの内訳を見ないと分からないということになると思うんですね。入札においては、その資材費がどれくらい上がったかと、あるいは、どの業者はどれくらい資材費を見ているのかということは確認できるんですか。それができないと、資材費の高騰により、約2倍になったということは、なかなか言えないと思うんですね。

それから、教育委員会の方から出された4億円の見積りに対して、約2倍になったのは、何が増えた、何が増えた、何があったということでしたが、それは、4億の段階の見積りに全校設置するということは決まっていたわけですから、4億の見積りが、見積りというか推定が若干甘かったということの意味しているんですか。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時33分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） 今後の入札につきましては、今後の話ですので、非常に答えづらいところですが、予算が確定しましたら、今後、入札していきます。その入札で決まらなかったらどうするかという話でしたけれども、地方自治法に則って予定価格の範囲内で、契約ができるように締結をしてみたいと思っております。

○**建築課長（岩下保夫）** 見積金額について、甘かったのではないかという御指摘でしたけれども、小・中学校の校長住宅、教頭住宅というのは、小さな規模の個々の室であります。今回の場合は、校長室とですね、職員室につきましては、一つの個々の部屋であります。今回ですね、全体の教室、それから特別教室、それをすることによって、大規模なキュービクル等についても増大になってきます。それから、先ほど申しましたように、配管の延長、配線の延長、それから外部足場等の工事が増えるということで、大分ここで、上がっているということでございます。

○**議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第8号及び議案第38号の9議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号及び議案第38号の9議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第1号から議案第8号及び議案第38号の9議案を一括して採決いたします。

9議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号及び議案第38号の9議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第9号～議案第35号（質疑、委員会付託）

○**議長（福永徳郎）** 次は、日程第11、議案第9号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、から、日程第37、議案第35号、平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について、までの27議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第9号から議案第26号及び議案第29号から議案第35号までの25議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第27号及び議案第28号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

**○議長(福永徳郎)** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 木 原 繁 昭

議 員 下川床 泉

# 第 1 回 定 例 会

平成 31 年 3 月 14 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成31年3月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 上 田 薫   | 健康福祉部長  | 山 口 保   |
| 産業振興部長  | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 松 澤 敏 秀 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長 | 下 吉 一 宏 |

|          |      |        |      |
|----------|------|--------|------|
| 水道事業部長   | 井手久成 | 山川支所長  | 中村俊治 |
| 開聞支所長    | 川畑徳廣 | 総務部参与  | 中村孝  |
| 市長公室長    | 山下浩二 | 総務課長   | 鶴窪誠作 |
| 財政課長     | 坂元一博 | 税務課長   | 有馬芳文 |
| 長寿介護課長   | 増永智美 | 地域福祉課長 | 出島雅彦 |
| 商工水産課長   | 上田和成 | 観光課長   | 山元成之 |
| 観光施設管理課長 | 園田猛志 | 建設監理課長 | 大久保覚 |
| 土木課長     | 西田栄一 | 学校整備室長 | 中島裕一 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 岩下勝美 | 次長兼議事係長 | 鮎川富男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木下英城 | 議事係主査   | 上玉利享 |
| 調査管理係主事   | 徳留洋美 |         |      |

## △ 開 議

午前 10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び坂元茂教議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） おはようございます。19番、新川床。まずはじめに、今年度末をもって退職される、職員の皆様におかれましては、長年、指宿市発展のために御尽力いただきましてありがとうございました。退職後は、お体に十分気を付けていただきながら、今後、指宿市発展のために御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

指宿の将来を担う子供にツケを回さないため、通告に従い、一般質問を行います。

山川地区の小学校エアコン整備について。山川地区の小学校再編が進む中で、据え付け型エアコンが整備されます。これまで、私を含め多くの同僚議員が、市内の小・中学校のエアコン設置に取り組んできた結果、平成31年度には、全ての小・中学校にエアコンが設置される運びになったことに対して感謝申し上げます。山川地区の4小学校が再編で1小学校に集約され、平成33年4月を目途に、新設の小学校となる予定です。閉校する予定の山川・徳光・利永小学校に、据え付け型エアコンを何台設置する計画になっているのか、答弁を求めます。

再編後の学校利活用計画について。学校運営協議会や望ましい学校のあり方検討委員会が各小学校、中学校、地区で実施されています。そこで、確認します。山川地区の小学校再編計画と今後の計画で、今後の3小学校跡地利活用策について、区長会や住民に対する説明会をされているのか、その結果、地域住民、区長会はどのような反応だったのか伺います。

学校再編後の財政処分について。議案審議の中でも確認しましたが、国の補助事業でエアコンを整備しますが、公立学校施設等補助金等にかかる財産処分手続きで、補助金適正化法に絶対に抵触しないのか、伺います。

2、鳥獣被害対策について。市内の鳥獣被害状況についてですが、市猟友会の力を借りて農作物被害に取り組んでいることは十分認識していますが、そこで伺いますが、現在の農産

物への被害状況について答弁を求めます。

魚見岳，知林ヶ島周辺の有害鳥獣被害状況についてですが，魚見岳，知林ヶ島は，霧島錦江湾国立公園内に位置し，鳥獣保護区に指定されています。それ故，有害鳥獣被害駆除に制限があり，イノシシの被害がすごいと伺っていますが，近年のイノシシ捕獲状況と現状について伺います。また，今年に入って，魚見地区の有害鳥獣対策会議を行ったと伺っていますが，どのような対策が検討されたのか伺います。

次に，地熱発電事業について。平成30年度，地熱資源量の把握のための，調査事業助成金交付申請の採択の検証についてです。このプロジェクトは，地熱発電事業では国内有数の実績を有する九州電力株式会社が事業主体で進んだ事業計画です。結果として，平成30年度，地熱資源量の把握のための，調査事業費助成金交付申請の助成金が不採択になりました。既に3か月経過していますが，補助金交付申請が不採択になった原因について，事業主の九電，セイカを含めた検証会議をいつ開催し，どの部分に問題があり，今回不採択になったと捉えているのか，この問題については，佐藤副市長に答弁を求めます。

2番目の地域と共生した開発に対する指摘事項について。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構，通称JOGMECの慎重な審査により，国策の調査事業費助成金交付が不採択になるという，どこにもないことが発生しました。不採択理由にあげられた，地域と共生した開発に対する不備の指摘事項についても，佐藤副市長に答弁を求めます。

中長期的視点を踏まえた，持続可能な開発に対する指摘事項，JOGMECが，中長期的視点を踏まえて，持続可能な開発でない位置付けている部分についても，佐藤副市長に答弁を求めます。

4番目の観光客誘致促進策について。砂楽の活用策について。砂楽利用者のアンケートの収集は，行っていると思いますが，あえて確認しますが，アンケート結果を利用者目線で検証しているのか，答弁を求めます。

次に，インバウンド対策について。外国人が選ぶ温泉地の満足度ランキングで，別府温泉や有馬を差し置いて，指宿市が全国第7位になっていますが，人気の要因についてどのように分析しているのか，答弁を求めます。

次に，かいもん山麓ふれあい公園の利活用策について。昨年，菜の花商工会の懇談会の場でも出ました，草スキー場の跡地利用が出ています。私は，平成25年3月第1回定例会でかいもん山麓ふれあい公園の草スキー場と，スライダーがあった跡地の雄大なロケーションを生かし，市民の健康増進，生き甲斐づくりのために取り組めないか，パターゴルフの整備はできないか，ということで提案していましたが，未だに，手付かずで残念でなりません。そこで伺いますが，4万㎡ある，草スキー場跡地利用計画はどのようになっているのか。併せて，パターゴルフ場とパークゴルフ場の年間使用料と，利用者数を伺って，1回目の質問といたします。



**○市長（豊留悦男）** 私の方では、平成27年10月に策定いたしました、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中での地熱の恵み活用プロジェクト、これは大きな私の一つの市政の柱でございますので、私の方から答えさせていただきます。残念ながら、この不採択がなされました。議員の御指摘のとおりであります。機構においては、国のエネルギー政策との整合性の観点から、厳正な審査を実施し、採択の可否を決定しているところであります。この事業を取り巻く最近の地域環境は、国のエネルギー政策から導かれる、地域と共生した開発及び中長期的視点を踏まえた、持続可能な開発と整合性が確保されていると認めがたい、そのような判断から今回、不採択になったところであります。

以下、地熱、その他学校関係のことにつきましては、副市長、教育委員会、関係部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** まず、山川小学校、徳光小学校、利永小学校に固定式のエアコンが何台設置される予定か、という御質問でございました。合計で、22台の設置を予定をいたしております。

それと、跡地利用について、どのような協議がされているのか、また、どのような意見が寄せられているか、といった趣旨の質問でございました。現在、学校跡地につきましては、市望ましい学校づくり調整会議において、利活用の方法の検討を進めているところでございます。行政機関としての活用がないか、地域での活用がないか。また、民間の活用がないか、そういったことを投げかけまして、調整会議の中で検討を始めたところでございます。また、2月から3月にかけて、住民説明会を行ってまいりましたけれども、もうその中でも跡地につきましては御意見がございました。その中では、やはり区で検討、活用を考えてみたいと。そしてまた、区で検討したあとに調整会議に持ち寄って、その意見を反映させたいと、そういった御意見もあつたところでございます。

3点目の、学校跡地の関係の補助金の適正化法の関係でございますが、現在、文科省におきましては、学校跡地の利活用を積極的に進めておりまして、全国のいろんな事例も紹介してございますし、学校跡地を改修する場合の、補助金の紹介もしてございます。そういうことで、1月7日だったと思いますが、そういった適正化法の縛りを緩くいたしております。整備する空調設備を、10年未満に無償で転用、貸与、譲渡をする場合においても、国庫への返納は不要となっているところでございます。

**○農政部長（松澤敏秀）** 市内の農作物に対する鳥獣被害の状況につきましては、平成29年度で申し上げますと、被害額が1,187万円でございます。被害の主なものにつきましては、ヒヨドリの被害が293万円、カラスの被害が153万円、イノシシの被害が59万円、アナグマ等の被害が548万円となっております。また、平成29年度の市民からの鳥獣被害等に関する相談件数につきましては、23件となっております、ここ数年20件前後の相談を受けているところでございます。

次に、鳥獣による魚見岳、知林ヶ島周辺の被害状況についての御質問でございますが、被害状況につきましては、イノシシによる農作物被害が、6件報告をされているところでございます。その他にも、近隣の住宅や小学校に、イノシシが侵入した痕跡を確認しているところでございます。

次に、その対策会議の件なんでございますが、庁内の各関係課を集めまして、対策会議を開催し、その対応等について、検討を行ったところでございます。会議では市内全体の被害状況を含め、それぞれの部署における行動をより明確化し、適切な対処ができるよう、市の関係課、関係団体及び地域住民の役割分担や連絡体制を整備した、行動マニュアルを策定することとし、現在、その行動マニュアルを策定中でございます。

**○副市長（佐藤寛）** 地熱発電事業に関するJOGMECからの地域と共生した開発、及び持続可能な開発に関する、指摘事項についてのお尋ねについてです。JOGMECの方からは、具体的な内容については示されていないところでございますが、市民から寄せられている懸念、心配事項などについて、説明をもう少ししっかりしなさいということだと、私は理解をしているところでございます。

**○産業振興部長（川路潔）** 砂楽の活用についてであります。利用者目線で、アンケートをやっているかということでございますが、砂むし会館砂楽では、2階の受付周辺に、日本人利用者向けのアンケートコーナーを設け、毎月行われる業務打合せ会で、その内容を確認しまして、施設の改善に役立っているところであります。

次に、インバウンド対策について、先ほど、去る2月15日に放映のありました、日本視察団、本当に行ってよかった日本の温泉地ランキングにおいて、指宿は全国7位と紹介がなされ、大きな反響をいただきました。その放送の中にもありましたとおり、砂楽や砂湯里をはじめとする、砂むし温泉はインバウンドを含め、本市を訪れる方々にとって、ここでしか味わえない特別な体験が、人気の一つになっているようであります。

次に、かいもん山麓ふれあい公園の利活用についてであります。これまでも、かいもん山麓ふれあい公園につきまして、特に、草スキー場につきましては、どのような活用がいいのか、検討もしてきたところであります。ふれあい公園のパークゴルフ場はフリーキャンプ場内に、平成26年3月に整備いたしまして、同年4月から使用を開始しております。パークゴルフ場の利用者数は、使用を開始した平成26年度は503人。平成29年度、1,166人でありました。一方、パターゴルフ場の利用者は、開園当初の平成4年度は6,348人。平成29年度が1,729人でありました。利用収入につきましては、パークゴルフ場が平成29年度で35万6,560円、パターゴルフ場が125万2,860円となっております。

**○19番議員（新川床金春）** 山川小学校の再編が進む中で、22台のエアコンを付けるということでした。総事業費と年間電気料、維持管理費用は幾らになるのか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** 総事業費につきましては、今後、いろいろ入札をする関係で支障が生

じますので、金額については控えさせていただきたいと思います。

現在のところ、電気料の積算はしてございません。

**○19番議員（新川床金春）** キュービクルを付ける学校と、付けない学校があるんですよ。この3校はキュービクルを付けないので、定価が大体250万ぐらいするエアコンなので、250万と、説明がなかったので仮説で言います。そうすると、5,000万事業費がかかります。電気代は補助金を使った事業ですので、ずっとそのアンペア数は維持しないといけない。ですので、その電気代、維持管理費が分からないと、今後の私の質問が進んでいかないんですけど、平均してどのぐらいになるのかお願いします。

**○教育部長（下吉一宏）** 先ほど申し上げましたように、その改修後の電気料につきましては、現時点におきましては、積算はできていないところであります。

**○19番議員（新川床金春）** それでは、再編後に、5台のエアコンを新設の小学校に移設すると伺っています。その移設費用もかかるわけです。ですから、私が考えるに、その移設費も含めて、5,500万ぐらいかかるのかなと思います。

それでは、維持管理費等が出ませんので、リースの場合の積算はしていると思いますが、2年間で大体、この前、9月定例会での内容をいろいろ分析した結果、数字は出ているんですけども、3小学校にレンタルのエアコンを付けた場合の、リース料はどのぐらいになるのか、お願いします。

**○教育部長（下吉一宏）** 昨年、積算をしましたけれども、3校にかかるレンタル料につきましては、約2年間で1,400万円程度というふうになっております。

**○19番議員（新川床金春）** それでは、山川だけではなく、全体の工事について伺います。1年前の私の質問に、市内の小・中学校に全てエアコンを付けた場合、4億円ということでした。今回の内容では7億5,000万円、3億5,000万円事業費が膨らんでおります。指宿の財政はどのようにあるのかなと心配するところですが、モニターをお願いします。今日は区長会の方もいますので説明をしたいと思います。指宿の公共施設の整備をするのに、今後40年間で1,613億円必要だということです。そして、今後、その中でも、2023年から2029年にかけては、1年間で70億円の維持管理費が必要と、いうことを議会に示しています。そして、いろいろ調整しながらやった場合にでも、2056年まで1,563億円、これは絶対に必要ということになります。毎年、35億から40億、施設の整備に必要な指宿市が、エアコンだけで3億5,000万の増額するような事業ができるのかなと。子供たちのためにはエアコン整備は必要です。しかし、事業費はしっかり精査し、事業していただきたい。特に、先ほどから言っている山川小学校は、4小学校が1小学校になります。新設の小学校のトイレの改修やグラウンドの整備、そして、スクールバスが必要になります。そのような事業にお金を投資することで、私は子供たちが喜ぶんじゃないかなと思いますが、その3小学校に、絶対に据え付け型のエアコン整備しないといけない理由について答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** 今回のエアコンの設置につきましては、国が臨時特例交付金をつくりまして、一挙に小・中学校の普通教室については整備をしていただきたいと、そういったものに応えたこともあるわけでございますけれども、合併、学校再編があったのちに、3校が閉校になるということでございます。先ほど申し上げましたが、文科省においても跡地の利活用を図ってくださいというのが、学校というのは、その地域の中心的な役割を果たしてきた場所でございます。そういった所を放っておいて、廃校にはするなど、地域活性化のために、その学校も利活用を最大限するんだよと、そういったことで文科省も、先ほど申し上げましたように、全国の事例を示してございますし、また、いろんな補助事業の紹介もしてございます。そういったことで、私どもといたしましては、ちゃんとした固定式のエアコンを設置をすると。そうしますと、それが財産として残るわけでございます。また、レンタルにおいては、先ほど1,400万ということで申し上げましたけれども、それはレンタルの期間がなくなれば、その物はなくなってしまいます。そういったことで、固定式のエアコンを設置することによって、その後の、その地域に合った学校の利活用をしていくんだと、そういった中で大きな選択肢も広がってきますので、そういった意味合いから財産として捉えて、今回の補助事業を活用して設置をしていきたいと、このように考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 言われることは分かるんですが、3小学校には校長室以外にも3教室あります。今回のエアコンを設置した場合に、各小学校に何台のエアコンが設置されることとなりますか。全てで、校長室、職員室、保健室、図書室を含めて、何台になるのか、お願いします。

**○教育部長（下吉一宏）** 3小学校に特定して申し上げますけれども、先ほど、新規で22台ということで申し上げました。既存のエアコンの設置が、各小学校6ございますので、サブロク18と22、40室になろうかと思えます。

**○19番議員（新川床金春）** 実際、新設の小学校に5台持っていきます。そうすると、各小学校に10台ずつ、10教室あるっていうことです。利活用で10教室も使いますか。その電気代、維持管理費をずっと持たないといけないんです。ですから、先ほど幾らになりますかと聞いたんですよ。根拠が出てこなければ、金額は言えないんですよ。実際、市民の負担するお金が増えていくんですよ。補助金適正化法は、何年までになっているのか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 私、学校現場におりまして、そういう空調関係の管理もしてまいりました。その年により、電気料というのは大幅に変わります。それと、この空調、市内の空調の最初の積算は校長室、職員室、事務室、そういう所で空調を設置した例を基に、最初は積算をいたしました。ところが、御案内のように事務室、そこの空調の値段と校長室の値段、職員室の値段、図書室の値段、全部違うわけでありまして。広さであり、そして、子供たちの収容、そのクラスの規模であり、様々なことを考えながら、この事業は最初は積算をいたしま

した。私どもは学校再編が終わったとしても、この跡地については、地元の方々が喜んでいただけるような、そういう活用の方法を考えておりますので、その活用の方法によっては、新たに設置した空調等を移転するかどうか、今後、検討しなければなりません。ですから、今後、どのような形で地域の方々と話し合いを進めて、跡地利用を考えていくのか、模索するのか、そういうことを考えるときに、新しく付けた空調等は残して、地域のために使っていただく。又は、新たな産業をその学校跡地に導入する等、いろいろ考えておりますので、議員が指摘するような3億数千万円が無駄だという考えは、私は持ってはおりません。つまり、この数値だけで跡地利用、学校再編、そして、電気料等の概算を示せということはなかなか難しいところでもありますので、ぜひその辺のところは理解をしていただきたいと思っております。あと一つ、レンタル式の空調のことでございましたけれども、やはり学校においては、小学校1年生から中学校3年生まで、より安全な空調の設置をするためには、やはりレンタルであるよりも、ぴしゃっとした固定型の空調が大切だろうと、設置した方が大切だろうという、そういう考え方で空調の設置はしているところでもあります。

**○19番議員（新川床金春）** ただいま、市長が据え付け型がいいと、いうことを言いました。私が昨年9月の一般質問の中で、同じように据え付けがいいんじゃないかなということでしたが、生徒数の少ない所はレンタル式でいいんだと、それも2か月でいいんだと、いうことで答弁していますよ。実際、教育委員会は、そう答弁していますよ。全ての子供は平等であってほしいということを、私どもが質問したときに、夏場の7・8・9月、利用できればいいんだということで答弁しています。委員会でもそういう答弁をしていますよ。その答弁はなかったですかと、質問します。

**○教育部長（下吉一宏）** 昨年の9月、12月にかけて、このエアコンの関係につきましてはいろいろ議論がされてきましたけれども、9月時点での本会議の答弁といたしましては、一挙にやればいいことだけれども、なかなか歳出の平準化、そして、交付金も獲得したい、起債の関係もあると、そういった中で、まずは、指宿の学級数が多い所、児童数が多い所、4校を先にしましょうと。その時点で、レンタルのエアコンの確保ができる見込みだったので、残りの学校につきましては、まず、レンタルで措置して、順次その後、レンタルを固定式に変えていきたいと思います、ということの答弁をいたしております。私どもといたしましては、一挙にできればいいわけですがけれども、その時点では国の交付金もございませんでした。そういった意味合いで歳出の平準化、交付金の獲得、起債の状況、そういったことも踏まえて、まずは4校、そのあとはレンタル、レンタルについても逐次固定式に変えていきたいと思います、ということで、これは平等な取扱いということで、申し上げたところでございます。その後、国において、11月7日だったと思いますけれども、新たな交付金が創設されて、事情が変わってきたわけですので、そういった流れで現在、全ての学校に固定式のエアコンを設置しようと、そういった流れになったところでございます。

○19番議員（新川床金春） 部長，交付金，交付金と言いますけれども，指宿市の後年度の負担総額は幾らになるのか，答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 具体的に，今，ここでは即答はできませんけれども，今回のエアコンの設置につきましては，国の臨時交付金を充当し，その補助裏に過疎債を充当します。過疎債につきましては，その借入の7割は普通交付税で措置されますので，この事業費から考えれば概算の数字はできるところでございますが，今，手元に算出した金額はございませんので，内容としましては臨時交付金があって，そのあとのほぼ100%が過疎債で充当されて，その7割は普通交付税で措置されると，そういった状況でございます。

○19番議員（新川床金春） 今日は，財政課長が出席していますので確認を取りますが，臨時交付金は，70%とか言われていますけれども，現在，満額国庫から納入されていますか。減っているような話も聞きますけれども，満額納入されているのかどうなのか，お願いします。

○財政課長（坂元一博） 交付金につきましては，いろいろな事業がございまして，満額付くところもあれば，その状況においては縮小される場合もございまして，今回の分につきましては，満額という形の方で考えているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 次に，財産処分について伺います。補助金適正化法に抵触しないということを言われていますが，仮に，補助金適正化法に抵触するような使い方をした場合はですよ，議会で議決した案件であれば，補助金適正化法に違反した場合，議決した議員，そして，それを提案した職員が，補助金適正化法に対する返納金の負担をすることになると思いますが，どのようになっているか，総務部長に答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 先ほど，一般財源の持ち出しが，幾らぐらいになるかということでございましたが，机上で計算したところ，過疎債の3割相当分が市の持ち出しでございますので，今回の事業においては，約2億程度が市の持ち出しというふうになるようでございます。

それと，補助金適正化法の関係でございますが，違反した場合はどうかということでございますが，違反するようなその取扱いは，私どもは考えておりません。ただし，民間等の活用を図る場合においては，補助金適正化法に反する場合も想定されますので，そういった場合においては，補助金返納額をその民間会社に持ってもらおうと，そういった検討もしなければならぬと考えております。

○19番議員（新川床金春） 先ほど，市長が民間も含めてと言われたので，確認取ったんですよ。そのときは，民間にしっかりと請求するということがよろしいですか。

○教育部長（下吉一宏） 議員がおっしゃいますように，民間が有償で活用した場合においては，補助金適正化法に触れて，返納ということもございますので，その場合においては，しっかりと民間と協議をして，その部分は民間で持ってもらおうと，そういったことで協議をし

てまいりたいと考えております。

**○19番議員（新川床金春）** この問題については、あとから同僚議員も質問しますので、次に入ります。

鳥獣被害対策で、先ほど、学校敷地内にもということでした。魚見岳の麓には、魚見こども園と魚見小学校があります。出没を抑制するために、どのような対策を取っていかれる計画なのか、教育委員会としてどのような対策をするのか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** イノシシの関係でございますけれども、魚見小学校につきましては、被害というか、現象でございますけれども、バナナの木の本部分が掘られたりですね、体育館山手側の土を掘り起こしている状況を、確認をいたしたところでございます。イノシシにつきましては、開けた所を嫌うということでございますので、早速、学校と山手側のその境界部分の草払いを行ったところでございまして、今後におきましても、定期的にそのような対策を取ってまいりたいと考えております。また、学校といたしましては、児童に対してなるべく複数で下校するとか、イノシシに遭遇したら大声を出さない、走って逃げない、イノシシを興奮させない、そういった注意も行っております。今後、学校におきましても、毎日そのイノシシの侵入がないか確認をしているところでございますが、万が一にもイノシシが侵入したことが確認され、また、学校からの要請があった場合におきましては、その侵入防止対策については、検討しなければならないと、このように考えております。

**○19番議員（新川床金春）** 農作物の被害対策の網や、電気柵の購入予算の充実等、イノシシ対策について周知はできないか。そして、市民への害が及ばないように、猟友会へのですね、お願い等はできないものなのか。予算を今後、増やす計画はないのかも含めて、答弁を求めます。

**○農政部長（松澤敏秀）** 市民への周知の問題でございますが、対策につきましては、議員も御承知のとおり、猟友会の方へお願いをして、昨年11月から現在までで、7頭を捕獲をしているところです。4月以降につきましても、継続して実施する予定にしているところでございます。

イノシシの被害等につきましてはですね、地域ぐるみで取り組むことが必要不可欠でございますので、2月には、魚見校区の各区にチラシを配布しながら、また、今月の3日には尾掛、10日には五郎ヶ岡の地区総会において、地域の方々に直接、お願いをしているところでございます。

それと、猟友会への補助金の確保なんですけど、これにつきましてもですね、やはり猟友会の会員が、大変高齢化になってきておりますので、今後の問題として検討していきたいと考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、地熱発電事業について。平成30年度、地熱資源量の把握のための調査事業費助成金

交付の不採択検証ですが、30年度、JOGMECに申請した自治体、事業者は何件あって、結果はどのようになったのか、答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** ただいまの質問につきましては、我々が申請をした、第6回の申請については、1件という形で認識をしておりますけれども、全体の額については承知をしていないところであります。

**○19番議員（新川床金春）** 私が聞いているのは、申請件数です。自治体と民間と、私の手元に、JOGMECに申請した書類があります。この中には、民間5件、自治体1件、不採択になったのは指宿だけです。何が問題だったのかと。平成28年から地熱発電をするんだったら、市民にしっかりと説明をし、市民の合意形成の下でやるべきじゃないかということでした。副市長、市民の合意形成が駄目だったという、JOGMECの項目もあります。そこについて、どのように思うのか、答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** この件については、市民の合意形成、そのやり方を含めて更に理解を深めるような取組をしていただきたいという、そういう意味であります。同意形成が駄目だったとは、私は考えておりません。それと、議員の皆さんには特に、平成27年6月、全員協議会の中で説明し、資料等をお配りいたしまして、このプロジェクトの内容、いつ頃どのような形で始めるという、地方創生に向けた説明をしたはずでございます。しかし、残念ながら様々な意見が出まして、どのような形でこの事業を進めたらいいのかという、そのときどきにおいて、市民の意見を聞きながら、この事業を進めてきたつもりでもあります。この事業については、いろいろな考え方があるのも事実でありますけれども、私どもとしましては、この地熱の恵みプロジェクトというのは、議員の皆様方の意見も聞きながら、認めていただいた事業でもあります。つまり、今日いただいたその質問については、この事業を進めるに当たってはいろいろな観点から、市民への説明をすべきだという、そういうことだろうと思っておりますので、今後も、この事業についての理解が図られるような、取組をしてまいりたいと思っております。

**○19番議員（新川床金春）** それでは、ちょっと話を変えまして、昨年的一般質問で平成25年、26年度に地熱発電事業や温泉掘削で、県に申請した件数が何件あるかと聞いたら、担当参与は県の管轄だから分からないということでしたが、その後調査したのかどうか、答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** 県の掘削申請については、県の許可でございますので、我々が掘削の前に必要、市の同意を必要とする、うちの協議会が発足した後の件数については把握しておりますけれども、その前の件数については把握をしておらず、県の方にも確認はしていないところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 指宿が条例を制定する前、平成25年、26年、議員に温泉掘削の地熱による乱開発が行われるので、条例を作らないといけない。そういうことをするんだっ



たら、根拠として件数を把握するべきだったんですよ。執行部が確認しないので、モニターをお願いします。県の方に開示請求したらですね、開示請求したという書類があります。実際、平成26年、掘削申請は0件で、議会に説明するときは0件でした。その後、今の温泉が出が悪いので掘り返すという申請が、平成27年1件あり、その後はないということでした。議会に虚偽の説明をし、条例を制定している。本当に大変なことだなと思いますが、根拠もなく乱開発をしないために、させないために、ということで条例を作ったんですが、どこに乱開発の状況があるのですか。逆に条例を作ったおかげで、平成27年、28年に15件申請がありますよ。2年間、1件、掘り返しが1件、27年、28年、15件ありました。どちらが乱開発なのか、答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 乱開発という、その言葉の定義というのを私は理解しがたいところであり、ます。みだりにこの事業を進めようと、つまり皆さんが御指摘のように、豊かな温泉資源と美しい環境は何物にも代えがたいというような指摘を受けたときがあります。正しく、私どもも同じ考え方でやっているわけであり、ます。申請はしたけれども、指宿市での地熱発電という、そのハードルの高さ、それに対応できないとって撤退した申請者もたくさんあります。たくさんという言葉が誤解を受けやすいですけれども、数社あります。つまり、私どもはこの地熱発電、つまり、この創生事業をするために、温泉への影響があつたらいけないのだという、それが前提条件であります。様々なこの地熱発電については、各関係者から意見をいただいておりますけれども、それらの意見を大切にして、影響がないような開発を進めたい、それが私どものこの地熱発電に関する方向性と思っております。やはり、温泉資源の保護というのが、前提にあるわけであり、ます。温泉資源の保護と活用という、それが前提でありますので、乱開発、つまり、この地熱発電によって温泉に影響があるとすれば、事業をやる、そのことは差し控えたいと、できないことになるわけであり、ます。そういう意味で、様々な研究、そして、専門機関によるこの調査、いろんなことを慎重に重ねながら、この事業というのはやりたいということ、私どもは議員の皆さんには先ほど申し上げました、平成27年6月2日、資料で説明をし、この事業の在り方についての同意、又は理解をいただいた、そう思っているところであり、ます。

**○19番議員（新川床金春）** それでは、平成27年、28年、29年、30年の4年間で温泉掘削審査が、可決された案件について答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** 本市で、同意している案件については、9件でございます。

**○19番議員（新川床金春）** 県が管轄していたときに1件だ、2年で1件ですよ。そして、指宿市が条例を作って、15件も増えているんですよ。県の方は掘り返しですよ。温泉として使うために、掘り返した申請が1件です。言うなれば、指宿市の条例が悪用されていることになるんじゃないですか、答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** 件数が、条例を作ってから増えているというようなことでございます

けれども、この地熱開発事業につきましては、全国でも、そういう地熱開発事業の推進が増えてきておりまして、本市としましては、そのような社会情勢の中で、乱開発につながらないような、そういう取組が必要だろうということで、条例を制定をして、慎重に審議をするという形で設けた条例でございます。条例を設置したことで、増えたということでは認識をしていないところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** それでは、次に地域と共生した、開発に対する指摘事項についてですが、モニターをお願いします。先ほど言いました、これはJOGMECに開示請求した書類です。その中に、執行部が議会に提案、提出した書類もあります。これは、JOGMECからのやつなので、公印はついてありません。だけど、議会に来たのは公印があります。そして、事務局の皆さんにも目を通してもらいましたが、内容は一緒でした。その次のページにですね、6か所ありましたので、議案6ということ、資料6ということで、指宿市ヘルシーランド周辺地熱資源量の把握のための調査事業について、審査の方法から書いてありまして、不採択となるに至った、事実ということがあります。先ほど、副市長は文書が来ていないということでした。この文書は来ていませんか。答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 私どもの手元には、届いておりません。

**○19番議員（新川床金春）** 議会に表紙だけ提案した、先ほど見せた公印がないのは向こうが開示請求した書類の鑑に、公印をついてあります。これに間違いはないですと、指宿に送った書類です。そして、私が指宿市にJOGMECに提出した書類はないですかと言って、開示請求した書類と、JOGMECが添付した書類に何ら相違はありません。ここに指宿市長という公印が押されたこの書類と、一式で返って来ているはずですよ。ないということで、もう答弁するのなら、また、JOGMECに今度は出向いて確認しますが、実際この事実が分からなければ、今後何もしようはないんですよ。再度、答弁求めますが、なかったのかどうか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** やはり、そういう文書については私が必ず目を通しますけれども、どういう文書なのか、私、今、議員のお持ちの文書の内容は分かりませんが、JOGMECとのいろいろな協議の中では、私が申請後、直接担当者と話したり、この事業に対する市の考えを話したり、住民の思い、賛否両論、そのことを併用した話もいたしました。つまり、これが採択されなかった理由、1枚、議員、お持ちだろうと思っておりますけれども、その項目だけの件については、私は把握をしておりますので、議員がお持ちのその資料、もしよろしかったら、見せていただければありがたいと思います。どういう経緯で、その文書を入手したのかについても、教えていただければ、私も改めてJOGMECに連絡をして、確認したいと思っております。

**○副市長（佐藤寛）** 議員の方が、今、お手持ちの資料をお持ちということでしたので、JOGMECの方に資料の提供をお願いした経緯はあります。お願いしましたが、開示請求の手続

きを取るよとということ、入手できる資料についても、議員がお持ちの資料と同じ内容のものになるということでしたので、そこまではしていないのが現状でございます。

**○19番議員（新川床金春）** ないということだったんですけれども、一応皆、山川地区の皆さんがいますので、見せたいと思います。モニターをお願いします。不採択とするに至った事実と、まとめがありまして、その次にですね、このような状況の中で、地熱発電を強めるならば、本年度はもとより、中長期的な視点からも、事業を円滑に遂行は困難と認めずを得ない。以上のとおり、本件について、不採択相当とするということでありまして。何が原因だったのかと。実際、問題があったり不採択になったときは、文書が届くはずだと、私は思っておりますが、また、東京の方に電話して、国会議員でも調べてもらいますよ。実際、手元がないと言え、1時間の時間で同じことを何回もしないといけない。残念であります。副市長は、昨年8月20日、21日、JOGMECに地熱開発助成金制度に伴う協議に行っていますよ。協議に行って、その翌月に出した書類が不採択です。どのようなことを協議し、このような結果になったのか。何が駄目だったのか、副市長しか分からないと思いますが、副市長に答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほども答弁しましたとおり、市民の方々から寄せられている心配や懸念、そうしたものにしっかりと応えられる。そういった場を設けることが大切だと、そのように理解したところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 地熱の恵み事業にこれまで5,000万ほどの予算を投じていると思います。今回、この事業が不採択になり、国策として要綱があり、それを守ってなかったから駄目だったということになっているわけですよ。JOGMECが不採択にした理由をです、会計実地検査員が調査しに来たときの不備がはっきりした場合、誰がこの責任を取るのか、副市長、答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** JOGMECの方の審査基準には6項目ございまして、お手持ちの資料に御案内のとおり、助成対象者、助成事業、対象地域、地質環境、事業環境、事業内容等からなっていると思います。この中で、助成事業について、冒頭市長の方から説明があったとおりの事由によって、今回は不採択になったんだろうという具合に考えているところでございまして、申請書等については、何ら不備等はあってはいないという具合に、認識しているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 次に入ります。インバウンド対策で外国人が、日本は、日本の中でも、指宿がいいということをお願いしているみたいですが、外国人はすばらしい写真を撮ったりしたときには、すぐSNSへ流すということを知っていますが、Wi-Fi施設はどのようになっているのかと、答弁を求めます。

**○産業振興部長（川路潔）** 市といたしましては、砂むしの里、交流の広場や指宿駅前広場の主要観光地11か所へフリーWi-Fiを設置しております。

○19番議員（新川床金春） それでは、かいもん山麓ふれあい公園のパークゴルフ場を整備したら、なんでいいかなっていうのは、今、指宿市が開聞岳一周道路を整備しています。そして、岩崎産業がホテルを整備しようとしております。ホテルと一周道路と、かいもん山麓が一体となった地域開発ができますと、観光客が日帰りではなく指宿に1泊すると、川尻にできるホテルも潤い、かいもん山麓のログハウスも潤い、ひいては、指宿市内のホテルも潤うと思います。サッカー場に25・6億円つぎ込むよりも、開聞地域につぎ込むのはいいです。しかし、観光浮揚のために、かいもん山麓ふれあい公園のパークゴルフ場を整備すると、1億ぐらいでできるのではないかなと思います、整備する考えはないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） かいもん山麓ふれあい公園の草スキー場の利活用につきまして、中段より下段にかけて、現状の地形を活用した中で、このパークゴルフ場のコースが配置できないか。また、維持管理費等の問題も含めて、総合的な見地から調査、研究をしてみたいと考えております。

○19番議員（新川床金春） かいもん荘跡地の利活用については、議会がもう。

○議長（福永徳郎） 新川床議員、時間がもうまいってきますので、簡潔にひとつ、お願いします。

○19番議員（新川床金春） 実際、かいもん荘跡地が活気ある施設になるためにも、開聞岳一周道路の整備が必要と思いますので、よろしくお願いします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） おはようございます。2番議員、東勝義です。本年3月末をもちまして、市役所を退職されます職員の皆さま、長年勤続されました功績に対し、深く感謝申し上げますとともに、これからの市政へ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、私の敬愛する諸先輩方も退職されます。非常に寂しく感じておりますが、今までどおり良きアドバイザーとして、お付き合いくださいますようお願い申し上げます。

さて、私事ではありますが、議員に選出され、早いもので1年になります。昨年の3月議会での初めての一般質問の折にも、たくさんの応援の方々が議会傍聴に来てくださり、勇気をいただきました。今回も、昨年にも増して多くの方々がおいでくださっていることに驚いております。お忙しい中、お時間を割いていただき本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。この1年、4回の議会が開かれ、地熱の恵み活用プロジェクトへの一般質問や数多くの陳情が、議会や委員会に取り上げられました。4年前、このプロジェクトの発案当初

から、指宿市が主となる地熱発電事業を、共同で進めてもらうための企業の選定方法に問題があると、問題視、疑問視されたり、売上げに対する指宿市への利益配分が、なぜ1割しかないのかとか、1昨年前には調査委員会が設置されそうになった経緯とか、同僚議員の方々が、様々な質問をされていました。また、私が議員として在職してからは、議会の承認がされていないにも関わらず、地熱開発のための掘削申請書を県に提出したことが分かり、議会を軽視していると問題になりました。ここで、傍聴に来られている方々に対し、JOGMECの説明をさせていただきます。正式名称は、先ほども同僚議員が言いましたように、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構と言いまして、簡単に言いますと、地熱開発などの再生エネルギーの開発に、補助金を出す国の行政機関です。以下、略称で発言させていただきます。この議会を軽視しているという問いに対し、行政側の回答が、本年度のJOGMECへの申請に間に合わすため、県からの掘削許可が早めに必要だったからですと、悪びれた様子のない回答でした。また、JOGMECからの要請で温泉熱を利用している近隣農家の方々の同意書と、印鑑が必要とされたにも関わらず、その方々の同意がもらえないことから、別の方々の同意書をもらい、提出したことが分かりました。さらに、私が一番驚いたのは、申請書類の添付資料として、地熱発電市民説明会に参加された、352名の市民アンケートの調査の結果で、地熱発電事業を推進すべき、66.5%とする円グラフを指宿市が提出したのですが、実際の数値ではないとの指摘を受けて、地熱発電事業を推進すべきが38.4%として再提出したことが判明しました。このことを議会から問われた行政は、より詳しい説明を求めると回答した、149名の市民が賛成なのか、反対なのか、理解に苦しんだから、アンケート数352名から149名を差し引いた、203名を母数として、推進すべきを66.5%という割合を出した結果であると回答しています。そんな都合のいい解釈で、公文書を出していいものでしょうか。皆さん、どう思われますか。皆さんがJOGMECの申請審査をするお立場だったら、どう判断されますか。このような信用性に欠ける資料を、公文申請書として提出する指宿に対し、採択という判断をされますか。私の立場では、馬鹿にするのもいい加減にしろという気持ちになり、不採択にすることでしょう。昨年10月22日付でJOGMECから指宿市に対し、指宿ヘルシーランド周辺地域地熱資源量の把握のための、調査事業への助成金交付審査において、不採択という通知が届きました。つまり、地熱開発ができない状態になったということです。現在です。また、同僚議員が開示請求した資料によりますと、昨年JOGMECへの同様な申請書が全国から6件あり、そのうち5件は採択され、唯一です、唯一指宿市が不採択という、指宿市にとっては計り知れないほどの不名誉な結果でした。行政のトップである市長と、議会のトップである議長及び我々議員は、この決定を重く受け止めなければなりません。市長は、この結果を受けてから5か月間、我々議員や市役所職員に対しても、また市民の皆様にも何の説明もなく、謝罪もないのは非常に遺憾であります。トップに立つ人間に必要なのは、統率力と決断力、そして責任能力です。4・5年という歳月をか

け、市政と議会を混乱させ、市民には広報いぶすきに掲載し、夢のような地熱の恵みを連想させる特集を組み、期待をさせています。また、平成27年12月には500万以上の公費を使い、アイスランドへ施設研修に行くなど、市民の血税を数年間の間、この政策のために使った事実を、どう説明するおつもりですか。市長にはトップとして説明をする義務があります。本来なら総務水道委員会で審議される事実ですが、昨年同委員会において、地熱発電開発反対陳情が否決された経緯があります。よって、公平な審議ができるとは考えにくいことから、今議会において地方自治法第100条の調査権を付与した、特別委員会の設置を求める議案を提出させていただきます。そして、その委員会の調査を受けて、説明責任を果たすことが市長の義務であると考えます。説明責任を果たした後、御自身の進退や取るべき責任についてはお考えくださいますようお願い申し上げます。

さて、我々議会の責任についてですが、皆さんここにいらっしゃるほとんどの方が子育てを経験しています。自分の子供が人間らしく、立派に育ててほしいと願わない親はいません。親が何も教えず、何も叱らず育った子供が、どのような大人に成長していくかは十分想像できます。駄目なものは駄目と教えずにはいけません。悪いことをしたら叱ってあげなくてはなりません。かの有名な石川五右衛門という泥棒が、幕府に捕まり釜茹での刑に処される時、最期に言っておきたいことはないかと尋ねられたそうです。五右衛門が、母に一言、言いたいと願い出て、自分の母の耳で、なぜお前は俺に、人の物を盗むことをいけなさいと教えてくれなかったんだと、涙を流しながら言い張った後、自分の母の耳を食いちぎって泣いたそうです。そういう逸話があります。大変失礼ではありますが、一部の議員の皆さん、これまで市長を助け、市政をうまく進めてきたおつもりでしょうか、本当にそうだったのでしょうか。もしも市長に対し、反対派の意見を精査して、聞き入れたらどうでしょうかとか、焦らずじっくりと、温泉熱を利用している方々への説明を行ってはいかがでしょうか、などの助言をしていれば、今回の不採択という結果には、ならなかった可能性があります。もしかすると、常に賛成された議員の方々の行動が、この不採択という結果を生んだ要因になっているのかもしれない。皆さん、これまでの行動は何も教えてあげなかった、何も叱ってあげなかった、子供の言うとおりにさせてきた、親同様な行いだったというまでもありません。お粗末ながら、私も小さな会社の経営者であります。経営者には必ず必要な能力の一つに、様々な価値観を持った部下の考えや意見を、統合する価値観を、トップは常に持っていなければならないと、中国の有名な歴史書である史伝に書かれてあります。トップには価値観を統合する能力、いわゆる知恵が必要なのであります。市長、自分の周りの賛成派だけの意見を聞くのではなく、耳の痛い反対派の意見も聞いていれば、このような結果にはならなかったことでしょう。私の言わんとすることを、十分に御理解くださいますようお願い申し上げます。

さて、我々議員の使命は、市政が正しいことをしているか、市民の血税を正しく、そつな

く、無駄なく使っているかなど、監視し、指導していくことだと思っております。今回のJOGMECの不採択という結果は、間違いを議論することなく、常に賛成とした我々議会の責任でもあります。よって、我々議会の義務はこの調査委員会、いわゆる100条委員会の設置を全員一致で可決し、この地熱開発がなぜできなかったのか、何が原因だったのかを調査し、究明して市民の皆様へ報告することが、市民の付託を受けて当選させていただいた我々の使命であり、義務であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。皆様、市民の皆様、今議会の動きを最後まで注視していただくようお願い申し上げます。

それでは、一般質問の場にありますので、慣例に従い、私からの質問を読み上げます。

1. 地熱開発に関する JOGMEC からの不採択について

(1) 不採択の通知を受けたことを、地熱開発を推進している市民にどのように説明するのか、または、しているのか

(2) 不採択の理由が抽象的で理解しにくい、詳しい内容は示されていないのか

(3) 地熱資源量の調査をすることを議会において可決したにも関わらず、開発補助金助成を不採択とした JOGMEC へ、不服申し立てなど何らかの対応は考えてはいないのか

(4) 12月議会において、市はリスクを負わない開発を進めると答弁されたが、今後どのように進めていくのか

同僚議員が同様な質問を予定していますので、・・・・・・・・・・・・・・・・

最後に、この不採択という通知は我が愛する指宿市にとって、神様からの贈り物だと思っております。平成最後のこの議会に、今までの膿を出し切り、新たな年号の新しい指宿市への旅立ちになることを期待しています。1年生議員の分際で、諸先輩方に対し大変失礼な物言いであったことを心からお詫び申し上げます。そして、お忙しい中、応援に駆けつけてくださった皆様、最後まで御清聴いただき、勇気をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。指宿市の未来は前途洋々なり、指宿市は住みやすい町、住みたくなる町になると夢見て止まない東勝義でした。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 0時03分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

お諮りいたします。

ただいま、東勝義議員から・・・・・・・・・・・・・・・・・・会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を、取り消したいとの申し出がありました。

取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、東勝義議員からの発言取消の申し出を、許可することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分  
再開 午後 1時08分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

答弁から、次は始まります。よろしくお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の恵みについては、いろいろな観点から賛否両論あることは十分承知をしております。不採択に至る経緯についても、それぞれの考えがあろうかと思えます。議員の考え、そして、市長としての見識、資質、つまり市長としての、リーダーとしての資質、磨かなければならないかなと反省もしております。議会、それは良識の府であります。神聖なる場所でもあろうかと思えます。やはり、発言には私も責任を持ちたいと思えます。今回、幾つか質問をいただきましたことについては、事前の庁議等で十分検討がなされたつもりでありますけれども、地熱の恵み活用プロジェクト、公募の際の事業者選定、発電事業の益金等、議会が否決したのにも関わらず、掘削申請をしたこと、アンケートの改ざん、そして、アイスランドに研修に行ったことなど、議員から、複数の議員から、いろいろなことをいただいております。やはり、このことについては、しっかり市長として、答弁をしなければならないと思っております。一般質問としていただいたことよりも、むしろ政治信条と思われるような発言、それには感服をいたしました。事実に基づいた、しかし、しかも議会での発言、それは重く受け止め、看過できないものもあります。国の事業導入に当たっての手続きの問題点、不備についても、厳しい指摘をいただきました。県や国の事業導入に当たっての行政的な手続き、申請の在り方を熟知してくださっておれば、発言の内容も、質問の内容も変わっていたはずであります。つまり、新年度や新たな事業を導入するためには、補助金申請に至る工程を、理解していただきたいと思えます。例を申しますと、学校の空調関係、議会では予算として、まだ認めていただいておりますけれども、申請は既に1月、2月、やっているわけであります。そうしないと、新年度事業として採択されないわけであります。やはり、そういう申請の手続きというのも理解していただいた上で、それが決して、議会を軽視するような手法でないことだけは、理解をしていただきたい、そのことだけは申し上げておきたいと思えます。開示請求を国や県に行い、その資料等があたかも、市にも届いていることを前提に、今回の事業において、行政、つまり執行部が隠しているような印象を与えるのはいかかなものかと思えます。執行部は隠している、市は隠ぺい体質があるという印象を、傍聴者を含め、市民に植え付けたら、市の事業というのはなかなか進みません。私は公人として、非難や中傷は甘んじて受け止めたいと思えますが、部課長をはじめ、この事業に従事している職員の個人的な誹謗、中傷、人権に関わるようなことは是非、発言なさらないでいただきたいと思えます。多言はのちのち大きな悔いを残すこととなります。私は



この地熱の事業というものについては、議会の皆様方を含め、まち・ひと・しごと総合戦略の中に明確に位置付けた事業であります。つまり、その中では温泉に対する影響もあるかもしれない。地元の住民の賛否が十分得られていない、そういうものについては深く深く受け止めて、そういうことがないような説明をしてきたし、また、これからもしていくつもりであります。JOGMECがなぜ不採択にしたのか、その辺についても私はこれまでも、今後、その理由等については探っていきたい、そう思っているところであります。JOGMEC、この地熱事業で議会が相反することがないように、対立することがないように、市民を含めてこの事業で市が二分しないように、それだけは避けなければならないと思います。私は聞く耳はあるつもりであります。しかし、それが違った方向で、この事業が転がるとしたら、これほど残念なことはありません。つまり、この事業に対する思いというのは、人それぞれであります。何回もこれまでも答弁させていただきました。指宿の宝である温泉が、ホテル関係者が、観光客が困るような事業は、やってはならないというのが前提であります。しかし、一方では、人口減少が進む今になって、やはり市が経営という観点で、市民の共有の財産である地熱を利用して、地域振興を図りたい。そして、教育や福祉に生かしたい。それは、私は間違っているとは思ってはおりません。様々な観点で、この地熱の恵みの、これまでの皆さん方からの疑問、そして、市民の疑問に答える責任が私にはあります。アンケートの改ざんについても、前々回の議会だったでしょうか。なぜ、あのような資料を出したのか。改ざんであろうという指摘を受けました。私はそのときに、言葉は足りなかったなど、いう反省はしております。アンケートの結果で、明らかに賛成、反対を、表明した割合というのは、あのおりであります。しかし、残りの何%の方々は、その意思の表示をしなかったと書くべきであったと思っております。そういう意味で、申請の仕方、疑問を持たれるような、そういう書類の提出ということについては、私は反省をしております。この提出の書類、その責任者は私であります。発電事業の収益の件についても、今後、決定した5,000万という数字ではなくて、これから事業の在り方については、検討しながら変わるであろうという、そういう前提もあるところであります。契約の仕方、そして、アイスランドの問題、いろんなことが指摘される。それは、一方では当然だろうと思えますけれども、この事業を推進するに当たっては、必要な事業であったと、認識をしているところでもあります。

以下、いろいろ皆さんからの質問には、私が責任を持って答えたいと思えます。どうかこの事業についてのいきさつ、そして、この地方創生のまち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれた理由、目的等をもう1回、この冊子の中でお互い勉強して、この地熱の恵み活用プロジェクトについて、理解を深める努力もしなければならないのかな、そのように思っているところであります。

以下、いただきました質問等で、私が答えていない部分については、副市長、そのほか担当部長等が、必要があれば答えさせていただきたいと思えます。

**○総務部参与（中村孝）** それでは、地熱開発に関する不採択の部分でございますけれども、その通知を受けたことについて、今後、市民にどのように説明をするのかについてでございます。平成30年10月22日付、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECでございますけれども、から、平成30年度地熱資源の把握のための、調査事業費助成金交付申請の不採択についての通知があり、その中で不採択の理由が、次のとおり記載されているところでございます。機構においては、国のエネルギー政策との整合性の観点から、厳正な審査を実施し、採択の可否を決定しているところ、前記事業を取り巻く最近の地域環境は、国のエネルギー政策から導かれる、地域と共生した開発及び中長期視点を踏まえた持続可能な開発と、整合性が確保されていると認めがたいと、なっているところでございます。不採択通知後において、説明会等は実施しておりませんが、JOGMECに第三者の視点から、地熱資源開発にかかる情報提供を行うアドバイザー委員会がありますので、これらの制度を活用した、説明会を開催する予定であります。

次に、不採択の理由が抽象的で、理解しにくいがということで、詳しい内容につきまして、JOGMECからは示されていないところであります。市としましては、これまでも市民への理解を深めることについて、努力をしてきたつもりではあります。不採択になったことについては、市として地域の理解をもっと得られるよう、市民説明会を開催するなどの努力をする必要があると、受け止めております。なお、JOGMECからは第三者の視点から、地熱資源開発にかかる正確な情報提供を行う、地熱資源開発アドバイザー委員会が設置をされており、地域と共生した開発を進めるため、当委員会からの派遣も可能であり、国としても、協力していくとの助言をいただいているところであります。

次に、不服申し立てなど、何らかの対応は考えていないかでございますけれども、市としましては、これまで市民の方々の理解が得られるよう、努力してきたところですが、JOGMECの判断を謙虚に受け止め、さらに、市民の理解が得られるよう、引き続き、関係機関と連携を取りながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。従いまして、不服申し立て、何らかの対応は考えていないところでございます。

次に、市はリスクを負わない開発を進めると答弁された、今後、どのように進めていくかについてでございますけれども、現在、地熱開発に対して、これまで寄せられた質問などを整理しておりますが、これらの質問に対して、専門家などの第三者から説明をいただく機会を、4月10日、山川文化ホールで設けたいと考えているところでございます。この説明会は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECの協力をいただき実施いたしますが、このような説明会を通じて、地域との共生を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。アンケートについては、私は改ざんと言った覚えはございません。解釈の違いでこういうことでもいいのかということをやっただけで

す。改ざんとは言っていません。それと、エアコンについてですが、エアコンは国の方針であって、市の方針ではありません。国が早く付けなさいってことだったので、この議会において承認を得るってというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思っております。この改ざんということは意識的にやったということによろしいのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 私は前々回のこの議会の中でも、統計の採り方というのはいろんな手法があるということを、その類の答弁をさせていただきました。いわゆる、サンプル的な調査においては、やはり意思を明らかにした人の割合を示す、そして、意志を明らかにできなかった人の割合を占めます。そして、総合的にそのデータ、いわゆる調査の真意を示すというのが、普通であろうかと思っております。なぜならば、意志を表明しなかった人は、賛成なのか、反対なのかという、意思表示をしなかったの、賛成、反対の部類には入れないというのは普通であります。改ざんと言いますか、間違ったデータというのは、その部分をどっちに入れるかということで、示すべきだという考え方もあります。しかし、賛否を明らかにした数で割合を出す方法もあります。しかし、そのときには、先ほど申し上げましたように、賛否を表明できなかった人、つまり、もっと説明をする人の割合がどれぐらいだったという、それを書くべきであったと言ってるわけでありまして。改ざんという意味で私は言ったわけじゃありません。データの採り方、数値の示し方ということでは言いました。

**○2番議員（東勝義）** それでは、市長は多分、数学の先生だったということを知りますが、数学の問題で、アンケート調査を円グラフにしなさいという問題が出たと。そのときに、書く個人の子供たちが、こう思ったからこう書きましたっていうのが全部正解でしょうか。そうになると、数学の問題は成立しませんが、お答えください。

**○市長（豊留悦男）** 統計の問題であり、確率論の問題なわけでありまして。それが、数学の答えを求めるものとアンケート調査は、やはり異質なものであるということでありまして。

**○2番議員（東勝義）** このアンケート調査についていきましょう。アンケート調査は、書く本人の考えで良ければそれでいいということ、ということは、全て、なぜ、そしたら訂正を出したんでしょうか。それが自分たちの考えで良ければ訂正をして、出す必要はないと思うんですが、なぜ訂正をしたのか、お考えください。

**○市長（豊留悦男）** 議会の考え方、指摘というのを大切にされたからであります。

**○2番議員（東勝義）** それでしたら、自分たちの都合のいいふうにアンケートを作っているということになるんですが、それでよろしいのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 先ほども申し上げましたように、意図的に数値をいじることはアンケートとして正しくありません。ただし、どっちにしても賛否が幾らだったというのは事実であります。しかし、そのほかに賛否を表明しなかったという、その人数も事実であります。ですから、このアンケートを相対的に示すときには、賛否はこれこれだったけれども、しかし、十分その賛否を表明できなかった人も、これだけだというべきだったということを書いてい

るわけでありませぬ。

**○2番議員（東勝義）** 市長、それでは、JOGMECに最初から正しいアンケートを出してたらどうなるでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** アンケートの結果というのは、あくまでも参考資料であろうかと思ひます。そのことで、JOGMECが今回の申請を否決したとか、申請を認めたということとは余りつながってはないのではないかと。なぜならば、私も直接行きました。議会が紛糾している中で、この事業というのは非常に難しいのではないかとというのが一つであります。あと一つは、市民が賛否を明らかに、つまり反対、賛成が入り乱れて、市が二分した、混乱させる事業というのは、採択をすべきではないというような判断もあったのではないかと。しかし、その理由に書いてありませんので言えませぬ。話の中では、そういうことを感じた次第であります。

**○2番議員（東勝義）** 私はですね、アンケート調査、352人なんですよ、たった。市民は4万人いるんです。352人のアンケートがそんなに重要でしょうかね。私はJOGMECにちゃんとした数値を出して、これは352人のアンケートですと正直に言って、今から市民に対していろいろ説明していきます、これは一部のアンケート調査ですと言っておけば、多分JOGMECは何も言わなかったと思ひます。通すと思ひます。なぜ、352人のアンケートをそんなに66.5%にする必要があったのか。お答えください。

**○市長（豊留悦男）** 賛否を明らかにした人は、数値として間違っておりませぬ。つまり、私が言ったのはアンケートの中で、賛否を判断できない人がどれくらいだったということも、付記すべきであったと言ってるわけでありませぬ。300何人、多い、少ないという問題ではなくて、関心を持ってその集会で賛否を明らかに、又は、できなかった人の割合というのは、事実ですから、そのまま書いたわけでありませぬ。

**○2番議員（東勝義）** それでは、このアンケートに352人のアンケートですと書いてありましたか。

**○総務部参与（中村孝）** アンケートの部分でございますけれども、このアンケートを出したのは、自然公園法の申請において、環境省の方に出した部分でございます。これの部分につきましては、県の自然環境の担当部局の方から、ホームページに載っている数字と実際申請をしている数字が違うということでの指摘がございまして、本市の方では、先ほど市長も答弁しておりますけれども、賛成、反対が明確に分かるように提出したところですよ、という形で説明しております。その時点で、国の方からは、実際の数字を出してくださいということでの指示がございましたので、その資料を提出してあるところでございます。よって、自然公園法との関係、それとJOGMECの方につきましても、新しいアンケートの結果で判断をされているということでございます。

**○2番議員（東勝義）** 人間の数じゃなくて、66.5%とする。これだけで推進すべきが66.5%、

これを見ればほとんどの市民，6割方が賛成していると見えるのは私だけでしょうか，どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** アンケートの母数，つまり全体の数が分かっていたら，その数値の取られ方というのは，当然市民全体なのか，一部なのかということは，アンケート，その調査結果を読む力がある方々が判断をするわけですので，私としては全体が分かっていたら，そのアンケートの見方というのは，当然専門家ですから，そこは分かっていたらと思っています。

**○2番議員（東勝義）** すいません，私は頭が悪いのでなかなか理解できません。よって，ずっと同じ答弁になってしまいますので，これで終わります。ただし，しっかりするためには，やはり，調査委員会の設置が必要だと思いますので，議案の提案をさせていただきます。以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分  
再開 午後 1時35分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，高橋三樹議員。

**○15番議員（高橋三樹）** 皆さん，こんにちは。風薫る春は，分かれと出会いの季節です。この3月末日をもって退職されます職員の皆様，長い間，市民の福祉の向上と市政発展のために御尽力を賜り，改めまして御礼と感謝を申し上げます。合併して13年余り，様々な御苦労があったことと察しております。今後も，健康には十分憂慮されましてお過ごしください。御多幸を御祈念いたします。

それでは，通告してありました，1，ふるさと納税について申し上げます。

6月から，認可制に移行する返礼品は寄附額の3割以下，地場産品に限るなど守られているかということです。2019年6月から規制強化を盛り込んだ，地方税法改正案が事実上成立しました。総務省は，6月1日から規制が強化されるふるさと納税について，規制するのは家電や商品券といった，過度な返礼品を呼び水に，多額の寄附を集めるのを防ぐ狙いがあります。違反自治体に寄附をした場合は，制度に基づく税優遇は受けられなくなります。返礼品は寄附額の3割以下，地場産品などに限ると，守られているかということをお伺いします。

次は，西郷どんなどについてです。平成30年NHK大河ドラマ西郷どんの放映は終わりました。そこで，西郷どん館の利用状況，収支はどうだったのか。収支は確定しておれば教えてほしいをお伺いして，1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 本市におけるふるさと納税の現状についてでございますが，まず，ふるさと納税制度，このことについて少しだけ説明させていただきます。ふるさと納税は，ふるさとや応援したい自治体に寄附ができるもので，手続きをすると寄附金のうち2千円を超える

部分について、一定の上限まで原則として所得税・個人住民税から全額控除が受けられ、さらに、寄附のお礼として特産品を受け取ることができるという制度であります。しかしながら、一部の自治体で過度な返礼品を取り扱っていることが問題となっており、今国会の地方税法改正案で、ふるさと納税制度の見直しも審議されているところであります。その内容は、ふるさと納税の返礼品を、寄附額の3割以下の地場産品に限定することなどを規定し、この基準を満たす自治体のみを、総務省が制度の対象に指定し、指定されなかった自治体に寄附しても、税制優遇が受けられないようにするなどという内容のようでございます。本市のふるさと納税の返礼品につきましては、これまでも、総務省の通知を遵守しており、寄附金の3割以下の地場産品を、お礼の品として送付しているところでございます。

なお、いただきましたほかの質問については、担当部長がお答えをさせていただきます。

**○産業振興部長（川路潔）** いぶすき西郷どん館は、NHK大河ドラマ西郷どんの放映を機に、西郷どんと指宿の関わり、幕末から明治維新にかけて指宿が果たした役割など、郷土の歴史や魅力を、市民や観光客等に広く発信し、西郷どんブームを本市への観光誘客につなげるための拠点として、平成30年1月12日から平成31年1月14日までの期間、時遊館COCOはしむれ内に設置いたしました。いぶすき西郷どん館の利用状況についての御質問でございますが、期間中における入館者数は6万3,699人と、多くの市民と観光客等に利用していただいたところであります。なお、収支につきましては、現在、最終的な収支決算作業を進めているところであります。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、ふるさと納税についてです。先ほどの答弁で守られているということでした。良かったです。

次は、6月1日以降、事実上認可制に移行します。総務省は制度を希望する自治体が申請する際、6月以降の返礼品や募集方法などについて、計画、また、過去の寄附金の集め方などについて説明を求めるようです。これらの申請書提出、4月中のようですが把握していますか、どうですか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** ふるさと納税見直しに伴う国への申出についてでございますが、今国会の地方税法改正案で、ふるさと納税制度の見直しも審議をされているところでございます。主な見直し内容は、寄附金の募集を適正に実施することや、返礼品を送付する場合には3割以下の地場産品とすることなどで、その基準に適合する自治体を総務大臣が指定するという内容のようでございます。解散成立後、県を通じて、基準等の具体的な内容が示されるものと考えております。総務省の指定を受けるには、各自治体が申出を行う必要があるということは把握をしておりますので、今後、具体的な内容やスケジュールが示されれば、遅滞なく事務を進めていきたいと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** 国から来た場合は、遅滞なく進めていただきたいと存じます。

次は、ふるさと納税の返礼品は何品目あって、取引業者、個人含めて何社ありますか、伺

います。

**○総務部長（有留茂人）** 返礼品につきましては、変動もございますが、常時約200品目の登録がございます。また、事業者につきましては、現在、市内の60事業者に登録していただいているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

その返礼品の人気商品ベスト3は何ですか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 返礼品は黒牛、黒豚、黒さつま鶏の肉類。それから、ミカン、マンゴー、サツマイモ、観葉植物などの農産物。ビワやオクラ等を使用した加工品。それから、鰹節、すり身、鰻などの水産加工品。つげ櫛などの工芸品。ホテル等の宿泊券などをメニューに揃えております。また、シルバー人材センターの空き家見守りサービスやタクシーの観光地周遊券、菜の花マラソン出走権、それから、市営唐船峡そうめん流しのお食事券なども昨年は追加をいたしたところでございます。そのような返礼品の中で、一番人気があるのが黒豚をはじめとする肉類。2番目が、鰻のかば焼き。3番目がマンゴーやミカンの果物類で、この三つで返礼品の6割を占めております。ほかには、焼酎や観葉植物、さつま揚げなども人気があるところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 平成30年度の寄附見込み額に対して、実績はどうでしたか。過去分も含めて、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** ふるさと納税の寄附実績でございますが、平成27年度は1万1,568件で2億1,608万2,162円。平成28年度は3万3,709件で5億6,344万9,669円。平成29年度は2万9,103件で5億1,221万7,735円でございます。平成30年度の見込みは、約3万4,000件で約5億7,000万円を見込んでいるところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 平成31年度の目標額、10億円は前年度の実績の約2倍です。目標達成のための何か施策、何かありますか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 平成31年度のふるさと納税寄附額の目標額は、10億円を設定をしているところでございます。なお、平成31年度における施策につきましては、まず、ふるさとチョイスを運営している株式会社トラストバンクと、それから株式会社楽天との契約内容を見直し、サイト内での露出を増やしたいと考えております。また、これまでの仕組みを一部見直し、市で受発注システムを導入し、市から直接市内の事業者へ発注をかけたいと考えているところでございます。市で直接発注がかけられる仕組みを取りますと、新たな寄附受付サイトの開設や、これまでできなかった1回の寄附で、毎月や年4回送付するというような、ふるさと納税で人気の高い定期便、この定期便を返礼品として登録することができるようになります。また、さらにはWebを中心とした広告や、ふるさと納税ポータルサイトが企画する、首都圏でのイベントへの参加など、効果的なPRを積極的に行ってまいりたいと考えているところです。ふるさと納税は、市をPRする絶好の場であると認識をしておりますの

で、商工や観光、農政部とも連携を図り、寄附額増額に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、経費はどのくらいかかって、手取りはどのくらいですか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 平成29年度のふるさと納税推進事業費の支出でございますが、さとふるさとチョイスのポータルサイト委託や返礼品代等、総額2億5,136万485円の支出でございました。平成29年度の寄附額は5億1,221万7,735円でございますので、差し引き2億6,085万7,250円で、約5割が残るという実績でございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ふるさと納税、これまで何に活用し、今後の計画はどうなってますか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** ふるさと応援基金の活用事例ではありますが、主な事業として、生活環境改善のため、鰻池水質改善対策や海岸漂着物地域対策推進事業などに。また、保健医療福祉の向上のため、砂むし温泉入浴事業や母子健康推進事業、健幸のまちづくり推進事業、各施設のAED購入などに。また、産業経済発展のため、畜産振興事業や松くい虫伐倒駆除事業、商工業振興助成事業、インバウンド人材活用事業、西郷どん観光誘客事業などに。また、教育文化の振興のため、こころのプロジェクト夢の教室や青少年海外派遣事業、体育施設の備品の購入、小・中・高等学校の楽器の購入など、様々な事業に活用させていただいたところです。今後の活用につきましても、これまで同様、ふるさと応援基金条例に基づき、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを目指し、指宿市総合振興計画に沿った将来都市像を実現するための、様々な事業に活用させていただく予定であります。なお、平成31年度からの取組である給食費保護者負担軽減にも活用させていただく予定でございます。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

次は、ふるさと納税で幾らの基金積立ができましたか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** ふるさと応援基金条例を平成21年度に制定して以来、毎年寄附金を積み立てており、その基金から様々な事業に活用させていただいているところでございます。平成27年度からは、返礼品事業を開始したことから、寄附額が増え、活用できる金額も増えているところです。基金残高は平成29年度末が4億6,112万8千円。平成30年度末の残高見込みは年度内に活用する取崩し分を差し引き、積み立てる予定金額を加えた、約3億3,500万円になると見込んでいるところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、よく分かりました。

次は、市内のふるさと納税含む還付請求は何人で、どのくらいですか、伺います。

**○市民生活部長（上田薫）** 議員から通告のありました、還付請求につきましては、寄附金に関わる税控除額のことだと思われまますので、それについて回答させていただきます。寄附金税額控除については、特定の団体等に対して寄附を行った場合、市民税の税額控除が受けられ



るもので、対象となる寄附金は都道府県、市町村に対する寄附金であるふるさと納税と、住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県、市町村が条例で指定する寄附金がございます。本市におきましては、平成29年度中に特定の団体等に寄附をした方で、平成30年度の市民税の寄附金税控除を受けた方は247人で、寄附金額は約1,849万8千円、税額控除額は約695万円となっているところでございます。そのうち、ふるさと納税にかかる税額控除の対象者は203人で、寄附金額は約1,601万5千円、税額控除額は約680万7千円となっております。寄附金にかかる税控除額全体に占めるふるさと納税の控除額の割合は、約98%となっているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な便利な制度ですが、市外の人で、ワンストップ特例申請件数はどのくらいありますか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** ワンストップ特例申請についてでございますが、ふるさと納税で寄附をして税の控除を受けるためには、寄附した翌年に確定申告を行うことが原則必要になります。確定申告が不要な給与所得者等については、寄附した自治体が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税をした自治体に、寄附した翌年の1月10日までにワンストップ特例申請を提出することにより、申請を受けた自治体が寄附者の住所地の自治体へ寄附情報を送付するという仕組みで、寄附者にとっては、確定申告不用で控除を受けることができるという、便利な制度でございます。本市への、ワンストップ特例申請の申請件数でございますが、平成29年1月から12月までの申請が6,178件、平成30年1月から12月までの申請が7,768件ございました。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

今度は市内の人が、ワンストップ特例を申請する件数、金額はどれくらいありますか、伺います。

**○市民生活部長（上田薫）** 指宿市民で他の自治体等にふるさと納税をした方で、寄附金税額控除の対象となる方は203人おられます。そのうち、ワンストップ特例制度の適用を受けた方は62人で、税額控除額は約680万7千円のうち、117万2千円となっております。控除額の約17%となっているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 今度は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方で、ワンストップ特例が適用場合があるのか、その点伺います。

**○市民生活部長（上田薫）** ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者等がふるさと納税を行う場合に限り、市民税を課税する市町村に対しまして、本人に代わって、ふるさと納税を受ける市町村が寄付金控除申請を行うもので、確定申告をしなくても寄附金、税額控除が受けられる仕組みであります。平成27年4月1日以降のふるさと納税分を対象に適応されているところでございます。例外としまして、医療費控除等の確定申告を行う必要があるとき、5団体を超える自治体へふるさと納税を行ったとき、申

請書に記載誤り等により、課税市町村に申告特例通知書が送付されなかったとき、などに該当する場合は、ワンストップ特例の申請を行っても特例制度の適用を受けることができなくなっているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 今度は、寄附者からの何らかの要望はないのかどうか、その点、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 本市では株式会社さとふる、それからふるさとチョイスを運営している株式会社トラストバンク、それと株式会社楽天と契約をし、ふるさと納税の受付を行っており、本年度は約3万3千件の申込みをいただいているところでございます。寄附者からの要望等につきましては、返礼品に関しては、例えば30万円の寄附で毎月黒豚や黒牛などの肉が届く、肉の定期便や、10万円で年4回届く肉などの定期便はないかという問合せがございます。定期便につきましては、事業者にとっても生産計画を立てられるため、事業者からも声があがっているところです。定期便に関しましては、市で受発注システムを導入しなければ対応ができないため、今まで取り組めませんでしたけれども、寄附者や事業者からも要望があることと、定期便などの返礼品の開発は寄附増額を図る上で欠かせないと考えていることから、市で受発注システムを導入し、平成31年7月からの予定で市から事業者へ発注する仕組みを作りたいと考えております。平成31年度につきましては、寄附件数や市の体制も考慮し、まずは、さとふる以外の受発注を市で管理したいと考えているところです。

**○15番議員（高橋三樹）** ふるさと納税、一応これで最後なんですけど、ふるさと納税に対する市長の思いを聞かせてください。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな全国にあります、指宿のふるさと会というのに参加をいたします。近畿指宿会、関東指宿会、鶴郷会、その他開聞の会、それぞれの旧町にもございます。その場に参加させていただきますと、必ず、このふるさと納税に関する質問もありますし、お願いもいたします。実は、この金額について、私どもが現状を述べますと、その倍ぐらいふるさと納税が集まるような努力をみんなですようではないか、そういうありがたい言葉をときどきいただきます。そして、その方々の中で、やはり指宿だから目標を10億ぐらいにしたらどうか。そのために私たちも頑張るからと、そう言っていただきます。現に努力をいただいているところでございます。やはり、本市の場合、自分のふるさと、育ったふるさとへの恩返しをしたいという、そういう思いが強いです。そして、返礼品に魅力を感じた方もいらっしゃいます。過去に、指宿を観光で訪れたことのある土地だからという理由もあるようでございます。やはり、地域住民や観光産業をはじめとする関係者の皆さんが、おもてなしの心をもって接してくださったおかげでもあろうし、指宿出身の都会で、頑張っている方々の強い強いふるさと思いの結果が、今後、このふるさと納税の総額を上げてくれるのではないかと期待をしております。今、一部の自治体の返礼品の取扱いを巡って、何かと注目が集まっております。ふるさと納税でございますが、本市といたしましては、国の

基準に沿ったやり方で、全国の皆さんに積極的に本市の魅力をPRし、指宿の応援団を増やしていきたいと考えているところであります。また、いただいた寄附金につきましては、本市が目指す豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現のため、福祉や教育をはじめ、各種事業に活用させていただきたいと思っております。今後も、ふるさと納税で寄附しようとしている方々に指宿市を選んでいただけるような、魅力あるまちづくりに取り組んでいかなければならないと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。有効に活用していきますので、引き続き指宿市を応援していただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

次は、西郷どんなどについてに入ります。先ほど、利用状況は聞きました。無料招待券を配っていましたが、利用状況について教えてください。

**○産業振興部長（川路潔）** 大河ドラマ放映を機に、指宿と西郷どん、明治維新との関わりなど、地元の歴史に触れてもらい、地元への愛着を深めてもらおうと、市内の小・中学生に無料招待券を配布させていただきました。また、本市への誘客促進を図るために、鹿児島市や県外等で開催したイベントの参加者等に対しましても、無料招待券を配布させていただいております。また、平成31年1月12日から1月14日までのいぶすき西郷どん館の閉館直前の3日間におきましては、全来館者が無料で入館いただける閉館キャンペーンを実施いたしました。期間中の無料招待券等の利用者は7,201人と、市内外から多くの利用をいただき、地元への愛着の醸成と、本市への誘客が図られたと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。

次は、西郷どんガイドによる案内状況、利用実績及び果たした役割はどうか、を伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 本市では、平成20年の大河ドラマ篤姫の放映時に篤姫ガイドを発足し、ゆかりの地、今和泉を訪れる観光客を暖かくもてなし、観光指宿の一翼を担いました。その活動は現在も続けられ、多くの方々から親しまれています。市観光協会では、この経験を生かし、西郷どんゆかりの地である鰻地区において、いぶすき西郷どんガイドを発足させました。同ガイドは、鰻地区内の観光案内はもちろん、西郷どんの人物像や指宿滞在時の逸話をはじめ、指宿の歴史、文化の紹介、鰻地区固有の地域資源であるスメ体験も実施し、好評を博しているところであります。いぶすき西郷どんガイドの案内状況についてでございますが、発足した平成29年7月から平成31年1月31日までで、案内件数1,070件、8,618人と多くの観光客に利用いただいているところであります。西郷どんガイドの果たした役割についてでございますが、NHK大河ドラマ西郷どんの放映に併せた本市の観光プロモーションはもとより、西郷どんガイドによるまち歩きを通じて、鰻地区をはじめ、地域固有の魅力が全国に発信され、本市への誘客促進につながりました。また、鰻地区をはじめ、市内全域にぎわいをもたらし、地域活性化の一翼を担っていると認識しているところであります。

**○15番議員（高橋三樹）** 次、本題に入る前に鰻区の福村区長さんをはじめ、区民があらゆる所で協力的でしたし、また芋類、野菜、卵などのスメ料理のおもてなしも好評でした。でも、大変だったと思います。改めまして、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、大河ドラマ西郷どんがもたらしたものの、放映が終わって感じたことがあれば聞かせてください。鰻区の住民や事業者など、多くの方々の協力で、鰻区は非常に活性化されましたが、どのような取組があったのかも伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 市では、西郷どんゆかりの地である鰻池周辺において、市道や周遊サインの整備、鰻区所有のスメ広場の擁壁改修、スメの移設等、観光地としての環境整備に努めたところでございます。また、現在、県の魅力ある観光地づくり事業の採択を受け、観光客用駐車場と公衆トイレの建設も進めているところであります。鰻区の方々には、いぶすき西郷どん館のオープニングセレモニーや、ドラマで江藤新平役を演じておられた、柳田小学校を卒業した、迫田孝也氏によるまち歩きなど、様々な場面において、スメ料理のふるまいなどを実施していただき、大変喜ばれたところであります。そのほか、鰻区に対しまして、指宿建設業協同組合青年部をはじめ、民間事業者等から、区民や観光客が自由に活用できる東屋の建設や、移設したスメを覆う屋根の設置、ベンチ等の提供、VR動画の寄贈など、多くの御厚意もありました。このように、西郷どんの放映を機に、官民一体となって、鰻地区の観光振興と地域の活性化を進めることができたことに対しまして、心から感謝しているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 最後になりますが、西郷どんを今後はどう生かしていきたいですか、伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 大河ドラマ西郷どんの放映を機に、鰻池周辺の道路や周辺周遊サイン、スメ広場等、観光地としての環境整備は確実に進みました。また、現在も県の魅力ある観光地づくり事業により、観光客用駐車場や公衆トイレの建設が進められております。ソフト面では、いぶすき西郷どんガイドが、鰻地区内の街歩きとスメ体験をセットで実施し、観光客の方々や旅行代理店からも、高い評価をいただいております。西郷どんが滞在した歴史ある温泉地である鰻温泉や、鰻区でのガイド利用、スメ体験につきましては、篤姫ガイドや今和泉の篤姫ゆかりの地、砂むし温泉、開聞岳、池田湖等とともに、今後の観光振興においても滞在型観光における重要なコンテンツであります。市といたしましては、西郷どんブームを一過性のもので終わらせないため、次年度以降も引き続き、鰻池周辺を含めた観光プロモーションも展開しながら、今後の観光振興につなげていきたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございました。

鰻区の皆さん、西郷どんガイドの皆さん、観光協会の皆さん、西郷どん館の皆さん、その他たくさんの方々にお世話になりました。この場を借りまして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分  
再開 午後 2時22分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から質問を行います。昨年12月、安倍自公政権は70年振りに漁業法を大きく変えました。1949年に制定された漁業法は、戦後民主化の動きの中で、地元に住する沿岸漁民に、優先的に魚を捕る権利、漁業権を与え、そのために漁民が加入する漁協に、地元海民の漁業権を一括する受け手として、漁協内の合意の下に、漁場の円滑な利用を図ろうとしました。漁業権には地元漁民がウニやアワビを捕る共同漁業権。決められた場所に網を設置して、網に入った魚を捕る定置漁業権。魚飼育用の網を設置して、魚を養殖する区画漁業権の3種類があり、陸からおよそ3km以内の海面の共同ルールを定めたのがこの制度です。今回の改定では、養殖のための区画漁業権を、漁協を通さずに企業に直接免許し、定置漁業権も申請が重複した場合に、これまで漁協や地元漁民に、優先的に与えられていた漁業権を、知事の裁量で企業に直接免許できるようにしました。戦前の、不在地主的企業免許制度に逆戻りです。改定漁業法下では、漁協外企業、漁民が出現し、株主の利益を優先し、成長産業化の名の下に、地元漁協に所属せずに、今だけ、金だけ、自分だけの利益を追求する企業が沿岸漁場を利用することができます。それによって、海の利用秩序が乱され、養殖餌や抗生物質の大量の投与で海の環境の安全が脅かされ、無秩序生産で養殖魚価が不安定になり、小規模家族養殖業者が次第に廃業に追い込まれることが必至です。これまでの進出企業でも、地元漁協や漁村のことなど考えず、儲からないからと、施設を置き去りに撤退した事例は少なくありません。今年から始まる国連家族農業の10年は、農業とともに漁業、林業、農産加工などの小規模家族経営を食糧生産、地域経済の主役として支援を行うことを各国政府に求めています。新漁業法は2020年に施行されます。資源、漁業権管理に主体になる都道府県において、改悪漁業法の施行を実質阻止できるような都道府県条例制定に向けて、地域漁民、漁協と市町村議会と市長との連携が必要ではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

認定外道路について。生活道路で集落内において、未整備の道路や排水路で要望書が来ているのは何件ぐらいあるのか。

次に、教育問題について。大阪の地震でブロック塀の下敷きになり、児童が亡くなる事故が発生し、全国でブロック塀の改修が行われています。当然、市内の学校においても改修がなされ、遊具施設を含め、危険箇所についても調査がなされていると思うが、結果はどのよ

うになっているか。

小学校の統廃合についての進捗状況は、どのようになっているのか。

水泳記録会や音楽発表会の廃止を聞くが、他にも廃止する行事があるのか。また、廃止する理由は何か。

次に、地熱の恵み活用プロジェクトについて質問いたします。申請が不採択になった理由とその検証がなされていると思うが、その内容はどのようになっているのか。

施政方針の中で、九州電力の山川発電所の余剰熱の活用が計画されているが、どのような計画内容か質問し、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 認定外道路と集落内での整備状況についてでございます。指宿地域の里道等の認定外道路における整備状況については、合併以降の、平成18年度から平成29年度までの整備状況につきまして、資材の支給要望が62件、補助金の要望が2件あり、100%実施しております。また、その他の拡幅要望等が33件ありますが、市道改良工事として完了しているものが9件で、約27%の整備率となっているところでございます。

次に、地熱の件でございます。国のエネルギー政策から導かれる地域と共生した開発及び中長期的視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されているとは認めがたいために、今回は不採択となっております。今後、これらの指摘を踏まえながら、地熱の活用プロジェクト、進めていかなければならないと思っております。

以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 教育問題についての御質問をいただきました。まず、望ましい学校づくりの協議状況についてでございますが、地域の代表者や中学生保護者、小学生保護者、幼児保護者、学校長など、各小学校区7人の委員で構成する、望ましい学校づくり調整会議を設置して、市民の御意見を広く伺いながら調整を図っているところでございます。また、市全域で保護者説明会等を開催したほか、山川地域の四つの小学校区においては、住民説明会を開催するなど、できるだけ多くの皆さんの御意見を伺い、望ましい学校づくりの実現に向けて努力しているところでございます。

次に、学校行事等の廃止についてでございますが、小学校水泳記録会、音楽発表会を検討し、来年度、31年度は中止することといたしました。その理由としましては、小学校水泳記録会は、小学校体育連盟主催の行事であり、毎年、夏場の記録的な猛暑が続く中、水泳記録会の在り方については、小学校体育連盟の先生方や校長先生方とも協議してきたところでございます。昨年のような災害レベルの猛暑が今後も想定されることを考えると、児童の健康面を最優先し、来年度の水泳記録会を一旦中止し、様子を見ることといたしました。また、市音楽発表会は、平成18年の合併を機に始まり、今年度、第12回目を実施したところです。合併に伴う交流事業としては、一定の成果を出せたと考えております。そのため、今後は、小・中一貫教育の実施に向けて、各中学校区での交流活動として実施できないか検討した結

果、各小・中学校の文化祭や学習発表会、または合唱コンクール等を活用した交流の場や発表の機会に実施してほしいと指導をしているところでございます。来年度、中止した行事は先ほど述べましたように、小学校水泳記録会と音楽発表会だけでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 学校の危険箇所の調査結果はどうなっているのか、という御質問でございました。学校の施設につきましては、日頃から校長などが安全点検を行い万全を期しているものと考えております。何かございましたら、校長が把握した上で教育委員会に報告がなされ、職員が現場に行って現状を確認し、対応をいたしているところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 余熱活用についてでございますけれども、市では、平成27年10月に、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、地熱の恵み活用プロジェクトを掲げておりますが、このプロジェクトの一つとして、九州電力の山川発電所で算出される余剰熱を活用し、官・民連携の手法を用い、産業を創出する取組に着手したいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 認定外道路についてなんですが、山川・開聞については集落道はほとんど整備されていると。指宿については、まだ全然整備をされていないという箇所については、何件あるんですか。分からないのであれば、全然舗装もされていない、整備がされていない箇所について、要望とか、そういうのは挙がって来てないんですか。

**○建設部長（黒木六海）** 指宿地域の整備されていない認定外道路につきましては、例えば、市道が現在500km程度あります。里道につきましては、市道と市道の相中を網目状に通っておりますので、延長等の把握については難しいところでございます。指宿地域での認定外道路についての要望でございますが、先ほど市長の方からございましたように、平成29年度までに62件、実施については、全て行っているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 具体的に舗装がされていない路線については、全然要望もあがってきてないのかどうか分からないんですけど、具体的に言いますけど、指高の西が、裏側ですね、フェンスがある所、あそこについて、整備されていないことについては確認できますか。

**○建設部長（黒木六海）** 指高の裏につきましては、過去に市道で拡幅要望がございました。市の方としましても調査をし、地域の方にも話をしたんですけども、一部同意をいただけない所がありまして、それ以降、その整備については、進まなかった経緯があるところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 整備されていないことについては、確認できるんですね。

**○建設部長（黒木六海）** その後、里道のままになっているというふうに思っております。

**○12番議員（吉村重則）** この路線については、指高の裏側のために、指高生が単車でも結構通るんだそうです。1件や2件でなくして、何度も転倒したりとか、地元の人でも自転車で通行する中で転倒したりとかしているような状況なんですよ。これについては、確認してます

か。

○**建設部長（黒木六海）** 先ほども申し上げましたように、この路線につきましては、そういう学校の通学路等もございまして、整備の要望が挙がったところでございます。その時に、整備を進めていくということで取り組んでおりましたが、同意をいただけないところがありましたので、それで止まっていたということでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 里道、水路について。国からの払い下げによって、今、市の方が管理をするようになってますよね。

○**建設部長（黒木六海）** 里道、水路につきましては、市に移管される前から地域に根差した法定外公共物ということで、管理につきましては、地元の皆さんが、通常使われる受益者の皆さんで管理を行っている。土地につきましては、市の方に移管がございましたけれども、維持管理についてはそういうことで、これまでもしていただいているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** この道路沿いに住んでいる方は数軒ですよ。利用者は結構いるわけなんです。今の状態で、未舗装の場合に、地元の皆さんが出てくれば材料代を支給して整備ができるわけですよ。高齢化とかそういうことで、市の方が、10cmとか、厚い市道レベルじゃなくして、そういう里道レベルで拡幅をするわけでもない、今の状態で舗装するとか、検討することはないんですか。

○**建設部長（黒木六海）** 里道につきましては、現在、認定外道路整備要項に基づいて整備をしているところでございます。先ほども申し上げました、要望とその実施につきましては、各地域で道路整備に取り組んでいただいて、市の方としましては、材料支給、若しくは50%の補助ということでこれまでも進めているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 答弁の中で、この道路については高校生の通学道路にもなっていると、危険であるということは認めているわけですよ。

○**建設部長（黒木六海）** 通学路であるということは確かにございます。市内各地にそういう同じような里道を使って通学であったり、畑のその通作であったり、利用されているというふうには思っております。ただ、危険であるかどうかということにつきましては、先ほども申し上げましたように、どこの地域でも受益者の方々が維持管理をしていただいている。危ない所につきましては、例えば、災害等で道路が洗堀されたり、通行が危ない所については、その都度現地を確認して、対応できるものについては対応すると。日常の管理につきましては、地域の皆さんが、通常使われる方が限定されますので、そういうところでしていただいているということでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 山川・開闢の場合、自治公民館をとってると。山川の場合は、特に集落があり、区があるわけですよ。その中で、道路維持管理費として、区の方で集めて、集落内の道路を整備するわけですよ。指宿の場合は、それが無いという中で、目的税として、都市計画税を今年度も5,300万ほどですか、計画されていますよ。その目的税だから、



それはそれでやると。だけど、税金は払っているのに、自分たちの目の前は何もされていないと。市民から考えれば、税金は払っているのに、何もしてくれないというような感じになるわけですよ。ですから、本当に通行量が多い、いろんな所、指宿もいろんな所に入っていくんだけど、道路は狭いのは事実、あります。そういう中でも、舗装はされています。だけど、あそこは通学道路であり、そして、高校生なんかも転倒したりとか、一般の方も自転車で転倒したりしているわけですよ。ですから、そういう条例、認定外の、それはあるかもしれないんだけど、やっぱり、そんだけの通行量が多いんだったら、本当に材料支給の形での整備というのが必要じゃないですか。

**○建設部長（黒木六海）** ただいま、議員の方からございましたように、材料支給の形というものの整備ということであれば、認定外道路整備要項にのっとってできますので、地域からのそういう要望がございますれば、材料支給ということで進めていけるかとは思いますが、どうも。

**○12番議員（吉村重則）** 住民が少ないもんですから、なかなかそれができない状況なんですよ。だから、それを簡単な方法でやることはできないのか。目的の都市計画税は市民から取られてて、側溝にしても、道路にしても整備がされないという面では、当然、それは市民の方から考えれば、市の方では、それは目的だからそれ専用に使いますよということになるんだけど、市民の皆さんは都市計画税として払っているわけだから、当然、目の前の道路も整備されると。これ、本当だと思いますよ。市民の方々から見れば。そういう中で、材料は支給からっていう、40何年前からあの道路については、そういう話があるみたいなんですよ。それが、未だに整備がされずに通学道路になっているっていうことは、何らかの形でやるべきじゃないですか。

**○建設部長（黒木六海）** 先ほど来、申し上げておりますように、その道路については、市としても整備をするということで進めておりました。ただ、皆さんの沿線の同意を得られなかったということで、現在、できないということでございます。都市計画税につきましては目的税ですので、都市計画関係に使用されるということであろうかというふうに考えております。また、認定外道路整備要項に基づいて整備をするものについては、各地域でその辺のことにについては理解していただき、現在も毎年要望が出ているところでございます。そういう形で、認定外道路整備要項に基づいてできるものであれば、市としても進めていけるというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 指高側は高土手になっていますよね。途中までは法面をコンクリートで貼っています。奥の方は貼ってないんですよ。大雨が降ったら、全部指高の方に水が流れてて、土手を洗うような形にもなっていますよ。だから、本当に、排水路も含めて検討すべきであって、しかも浄化槽付けたくっても、設置したくってもできない状況、排水路がないために。だから、市民の安全とか安心を守るまちづくりをするんだと、市長は言っていま

すよ。当然、これはする必要があるんじゃないですか。市の責任で。だから、材料支給じゃなくして、市はそれをしてしまうということは考えられないですか。

○建設部長（黒木六海） 指高のその道路について申し上げますれば、地域の皆さんでその合意というか、皆さんで取り組んでいただければ、市とすれば、その整備については、高校生も通りますので、通行量が多いのであれば拡幅、改良という整備の仕方もあるかと思えます。そのことにつきましては、仮に、認定外道路として整備するにしても、地域の皆さんの総意が必要になってきます。いずれにしましても、沿線の皆さんの合意形成がなされないと進めていけないということであろうかというふうに思います。

○12番議員（吉村重則） 地域の皆さんが合意をしてくれれば、市の責任で整備をしてくれるということになるんですか。

○建設部長（黒木六海） 地域の皆さんの合意形成があつて、これまでも学校も近いということで拡幅した方がいいというような要望もございました。皆さんが同意していただいて、例えば、拡幅するとすれば、用地買収も必要になってきます。その辺のところを沿線の皆さんが合意いただければ、その事業として進められるというふうには考えております。現状のまま進めるのであれば、認定外道路整備要項というものがございますので、それにのっとり進めていくということになろうかと思えます。

○12番議員（吉村重則） この沿線沿いに救急車で搬送される方がいるんですよ。病院の医師に言われているみたいで、何度も救急車で運ばれると。最初、運ばれるときには、救急車が入って来て出られなくなって、あと1台救急車を呼んで、それで搬送していくと。今では、中に入れられないもんですから、あのがたがた道をトレンチャーですか、載せる台、トレンチャーに乗っけられて、がたがた道に行くもんだから、緊急な事態なのに、上に載せられて、そういう状態で搬送されているんだそうです、何回も。人の、市民の命を守るというんだったら、そのぐらいしてもいいんじゃないですか。

○建設部長（黒木六海） 道路整備につきましては、市も進めていきたいということでこれまでしております。かなり以前、そういう相談があつてから時間も経っていますので、地域の皆さんがどうしてもそういう状況で必要であるというのであれば、市の方も先ほど申し上げましたように、皆さんの合意があるのであれば拡幅改良ということで進めていく。そうすることによって、救急車も入って来れますでしょうし、そういう整備が望ましいのではないかとこのように考えております。

○12番議員（吉村重則） 拡幅となれば、もう1本、今、測量して、西側って言ったらいんですか、今、市道の方向で測量なんかしていますよね。市道にかかれとなれば、相当なお金が掛かりますよ。予算的に言ったときに、同じ地区を即短期間の間に2路線も通すことはできるんですか。

○建設部長（黒木六海） 短期間の間に2路線というのは、それは難しいかもしれません。た

だ、現道のままで整備をするとすると、他地域でも同じような状況で里道がたくさんあります。当初も申し上げましたように、里道につきましては、市道の延長を同じ程度あると、集落内にも結構ございます。ですので、同じような状況である所を、そういう整備の仕方を進めますと、全てそういうやり方で今後していかないといけないと。そういうことから、現在、認定外道路整備要項というのがございますので、現在のところは、その要項に基づいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福永徳郎） 吉村議員，同じ内容の質問に。

もうそろそろ。大体繰り返しになっていますので。

○12番議員（吉村重則） 認定外道路の中でも、私もさっき言っていると思うんですけど、舗装されているんですよ、ほとんどは。全然舗装されていない道路っていうのは、そんなになんていんですよ。私はここで言っているんです。市長、市民が本当に救急車で運ばれて、大変な状況なのに、施政方針の中でも、市民の本当に安心、暮らし、命を守るということで方針を出していますよ。市長はどう考えますか。

○市長（豊留悦男） この道路は誰よりも深く、私は理解をしております。実家に帰るとき、墓参りのときに通る道路でもあります。この道路が指宿高校の生徒の通学路であるかどうかは別として、極めて、あそこを利用して通学する生徒は少のうございます。それはなぜかと言いますと、自転車の駐輪場は歯医者さんから入ってすぐ右側に入った所であります。そして、多くが駅から柳田小の前を通過して、校門から入るとか、その実態をもう1回、私調べてみたいと思います。整備の方法というのはいろいろあるかと思えます。そういう安心・安全の観点から、この道路をどうするかということについては、今後、各地区の方々と話し合いをいたします。ただ、あそこは玉利になるんでしょうか、宮になるんでしょうか、北十町になるんでしょうか、複雑な集落の入り組んだ道路であります。ただ、あそこだけを整備したとしても、宮の方からの入り口が大変狭うございます。そして、北十町の方からも狭い。玉利の方からも狭い。つまり、総合的に入り口からあの道路というのは整備をしなければならぬと思います。生徒の通学路の安全を含めて、救急車の問題もありましたので、実態を調べてどのようにしたらいいのかということには対応してまいります。

○12番議員（吉村重則） あと、宮崎歯科の方から入ったときに、指高の裏門って言ったらいんじゃないでしょうか、あそこは段差になっているんですよ。そこも含めて、是非検討してください。

次に、学校の危険箇所について。校長から報告を受けているということで、答弁の中では、危険箇所はないというような答弁だったと思うんですけども、これでよろしいんですか。

○教育部長（下吉一宏） 校長が身近に学校を日頃から見守っているわけですのでございますので、校長が把握をされて、危険な場所があった場合については、教育委員会に連絡があって対応し

ているということをごさいます、万が一危険な場所があれば、校長が把握をしているわけ  
でございますので、そういった場合においては、救急的なものとして対応をいたしたいと思  
っております。

○12番議員（吉村重則） 今和泉小の体育館については、教育委員会としては行ったことはな  
いんですか。

○学校整備室長（中島裕一） 今和泉小学校の体育館については、廂の所が爆裂がありまして、  
この前も補修等はいたしたところでございます。

○12番議員（吉村重則） 体育館の入り口のモルタルが剥がれて落ちてますよね。まだ、モル  
タルはありますよ。ここは確認しているんですか。

○学校整備室長（中島裕一） その現状については、確認をしているところでございます。

○12番議員（吉村重則） あれで、何も危険ということは感じないんですか。私は見に行って  
びっくりしたんだけど、あれだったらヘルメットを着けて入館させるなりの方向をとらなけ  
れば、あんな危険な箇所が安全だと認識をしているんですか。

○学校整備室長（中島裕一） この前も補修の関係で業者の方に見てもらいまして、その際にお  
きまして、安全性について、緊急的に爆裂の関係によって落ちてくるというようなことは  
ないというふうに向っております。

○12番議員（吉村重則） 先日、今和泉小学校に行って、写真も撮ってきました。中の鉄筋が  
錆びれて、かなり落ちてきているんですよ。もし、災害で事故でも起こったら大変なこと  
ですよ。これについて、何も対応はしないんですか。

○教育部長（下吉一宏） 爆裂があった場合においては、落下の恐れがある場合については職員  
が出向いて行って、落として危険防止をします。また、職員にできない分については、予算  
を使って業者をお願いして、爆裂を取り除くということで、爆裂を取り除いた分につきまし  
ては計画的にそこは整備をしていくと、そういった形で対応をいたしております。

○12番議員（吉村重則） 結構前から落下しているという話を聞くんですけども、これは教  
育委員会としては安全だと認識しているんですか。

○教育部長（下吉一宏） 爆裂でございますので、落ちないように、一時的な処置はしてい  
ると。ですから、あとの整備については、計画的にやってみりたいと、このように考えてお  
ります。ですから、爆裂の部分を取り除いて、まずは安全対策は行っているところでござ  
います。

○12番議員（吉村重則） 私は見たところ、いつ落下してもおかしくないというような状況だ  
と思います。体育館の入り口だけでなくして、郷土資料室ですか、あれは工作室かな、松林  
の横にある、郷土資料室の天井は下から見たら空が見えるぐらい、雨漏りが酷い状態です  
よ。雨漏りが酷い状態。これも、長いこと何も補修もされていないということだけれども、  
こういう状態で本当に子供が安心して学校で生活はできるんですか。

**○教育部長（下吉一宏）** 今、個々に具体的な話がございましたけれども、教育委員会としましては、補修する予算という、その予算編成する中で、毎年、学校長から要望を出していただいております。その中で、緊急的なもの、また、計画的にできるもの、そういったものを峻別して予算計上をいたしております。今一度確認をさせていただきますけれども、学校長の責任、校務というのがございます。学校教育法の中に、校長は校務を司りという文言がございますけれども、その中に、学校の施設整備についても入っているわけがございます、まず、校長がしっかりと把握をしていただいて、それをもって教育委員会に連絡、交渉があって、私どもは確認をして、緊急的な、命に関わるものであれば、それはもう即対応していくと。また、計画的にできるものであれば、計画的に予算計上をしていくと。そういった基本的な考え方の下で対応をいたしているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 特に、体育館の場合は、子供の出入りが日常行われるわけですね。そういう中で、緊急性とか、そういうのを感じない。私にはちょっと理解できないんですけど、もし事故でも起こったら教育委員会がやられますよ。あれで緊急事態っていうことは、何も理解しないですか。緊急に予算を組んでやるぐらいの方がいいんじゃないですか。それでも、やっぱり校長から言ってきて、いざとなれば事故が起こらんと動かないというような状況でやるんですか、教育委員会は。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の安全に関わる部分ですので、大変大事なことでございます。通常、学校におきましては、毎月1回と思っておりますが、先生方が施設等の安全点検を実施しております。その安全点検の結果は校長のところで集約して、緊急を要するもの、または教育委員会にお願いして大きな工事をしていただくもの、いろいろ判断をしていただいて、先ほど部長が答弁しましたように、校長の責任において教育委員会の方に要望が挙がってくる仕組みになっております。今、出していただきました今和泉小学校につきましては、私も先般行われた校区の文化祭に行きましたので、その折に学校の施設等、またはブロック塀が改修された現場等も見させていただきました。大変、早く対応してくださっているなと思っておりますが、今、議員御指摘のとおり、子供たちが出入りをするのにヘルメットを着けて出入りをしなきゃいけない、そういうような危険であれば、そのことを放置している学校長は何を考えておられるのかなという、危惧する面もあります。通常なら、そういう危険場所であれば、縄など、ロープを張って子供たちの出入りを禁止したり、立入禁止をしているはずでございます。今日、こうして御指摘をいただきましたので、さっそく学校に出向いてその様子を見、また、学校長と相談して子供たちに怪我が発生しないように対応をしてみたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 早急に学校に行って、対処していただきたいと。

それと、議会で取り上げて、あとは校長の責任だという答弁があるんですけれども、ほかの学校の実態についてはちょっと分からないんですけれども、こういう危険箇所についても

校長の責任だからということで、校長からの報告がなかればしないっていうんじゃないでして、教育委員会として、そういう危険箇所があれば、早急に対応すべきだということで、今後、ほかの学校についても、このような危険箇所がないか、今後はチェックしていただきたい。

次に、統廃合の問題においては、特に、山川の方が、小学校1校にするという方向で進んでいるわけですが、それぞれの小学校で、地域でいろんな学校と協力関係の中でいろんな取組をしていると思うんですが、統廃合の審議会の中で、そういう地域での取組について、どう発展させていけるのか、その辺も協議会の中で議論はされているんですか。

**○教育長（西森廣幸）** それぞれの小学校区、中学校区で課題を出し合って検討はしているところでございますけれども、先ほど少し情報をいただきましたが、地域での取組が具体的にどのような取り組みなのか、子供たちを増やすとか、そういうようなところまで具体的な取組として、教育委員会が設置した調整会議等では協議はなされていないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 各小学校で保護者アンケートを取っていると思うんですが、保護者の中では、その統廃合について、具体的な説明がほとんどないというアンケート結果があるんで、そういう声の載ったのを手に入れているんですが、本当に合併ありきじゃないのって、将来は児童数が減っていくから、将来は統廃合せざるを得ないんですけども、説明が理解できない、子供のために統廃合になるんだろうかという声なんかもあるんですよ。4校でアンケートなんか取っていると思うんですが、そういう問題的な意見などは、アンケートの中では返ってきていないんですか。

**○教育長（西森廣幸）** この望ましい学校づくりにつきましては、平成20年度から約10年間かけて、市民の声を伺いながら進めてきたところでございます。その間、いろいろな考える会とか、学校づくり推進委員会、調整会議、その段階に応じた会議等を設置して、いろんな意見を集約しながら進めてきたところでございますけれども、その中で、具体的な提案がないと、何を意見していいかわからないというようなお叱りめいた意見もたくさん伺いました。そういうことで、昨年3月に策定しました望ましい学校づくりの基本方針の中には、具体的に、その方向性を示したところでございます。そういうことで、意見の中には、まだ早いとか、早く進めろといった意見等もございますけれども、教育委員会としましては、大幅な児童・生徒の数が増加するという期待が持てないことや、現在、複式学級で1学年1人の学級があると、そういうような現状を考えたときに、これは喫緊の課題として解決しなければならないということで、取組を進めているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** このアンケートの中では、議会にかけて、あと2年で急いで決め過ぎているのではないのかという、かなり前からやられているという答弁だったんですが、保護者からみれば、そんなようは全然、前の方に見えてこないという面では、あと2年後には山川で1校にするんだったら、それなりのちゃんとしたもの、今和泉校区で取り組ま

れている、いろんな学校との協力関係ですよ。それと、川尻で取り組まれている、本当に素晴らしいところ、山川の方にも協議会の中で生かしていけるような方向での取組をしていただきたい。ただ、もう合併ありきっていうんじゃなくして、そういう地域の素晴らしいものを取り入れていくと、協議会の中でも、どうですか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほども申し上げましたけれども、この望ましい学校づくりについては、子供たちにとってどういう学校が望ましいのか、または、地域にとってはどうかという、各面からメリット、デメリット等を出し合って審議をしてみました。そういうことで、保護者説明会等でも、それぞれの思いも聞かせていただいたりしているところですが、先ほど話をしましたが、学年1人という学級で、子供たちが本当に望ましい学校づくりの中で教育活動をしているんだろうか。そういうことを考えたときに、教育委員会としては放っておくことはできないだろうと思って、今、統廃合ありきではないかということでございませけれども、早くしないと、この子供さんはそのまま卒業していくことになります。2・3年待つとか6年待つとか、そういう段階の判断には至っていないところです。それから、今和泉校区での取組がございましたけれども、今和泉校区の取組は、学校再編とは直接関わりのない取組だと思っております。それはなぜかということ、放課後の子供たちの過ごし方をどうするかということの取組であります。そういう意味で、放課後子供教室っていうことを言っていますけれども、学校が早く終わった、そのあと家に帰って誰もいない。そういう子供さんたちを学校のある教室に集めて宿題をさせたり、または硬筆をさせたり、いろんな体験活動をさせたり、そういうことで、放課後の子供たちの生活を充実したものにする取組であって、学校の再編とは直接関わらない取組であろうと認識しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今の答弁は理解できないんですけれども、山川図書館で説明会あったときに、放課後児童クラブについてちゃんとしてくれという声なんかもあがりましたよ。今度合併した場合、400人規模になるんでしょう。そうなった場合に、たったの40人の児童クラブでは足りないですよ。奥さん方も働いていて、子供をどうしたらいいのか分からんというような状況の中で、だからこそ今和泉の取組を山川の統廃合の中で生かしていくようなやり方していかなければ、統廃合をしました、これは統廃合とは関係ありません、親の責任だと、とんでもない話だと思うんですよ。そういう面からすれば、そうして声が出てくることに対して、放課後児童クラブについても40人ではなくして、これを倍にするとか、必要な人は全部受け入れられるような、そういうものも含めて論議すべきではないんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校づくりの住民説明会を大成小学校区は山川図書館で実施し、議員も参加していただきました。その中で、先ほど話をさせていただきましたけれども、その場で私は、教育委員会が実施している放課後の子供教室と、福祉サイドでしていただいている児童クラブとは別々のものがございますという説明をしたところです。そこ辺りが、子供教室と放課後児童クラブを一緒になって考えると、大変混乱をきたすと思っております。そこら辺

りは少し事業の性格を理解していただきたいと思いますが、教育委員会社会教育課が実施している放課後子供教室については放課後ですので、平日の授業が終わったあとの充実した生活の場を提供すると。また、児童クラブの方は、多分、長期休業中等とも開設して、子供たちの生活を充実させるのかなと思います。その面については福祉の方で答弁していただければありがたいと思います。

**○健康福祉部長（山口保）** 放課後児童クラブにつきましては、昼間保護者がいない家庭の小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に児童福祉施設等を利用して、学校等も含みますけれども、利用して適切な遊び、また、生活の場を与えることにより児童の健全育成を図るとというのが目的でございます。先ほど教育長の方からもありましたけれども、長期、夏休み、冬休み等も実施する事業でございます。今回、山川地域の小学校再編にかかる集約校として大成小学校が予定されているところでございますが、平成33年度に集約された場合、90人程度の放課後児童クラブの利用があると見込んでいるところでございます。現在、山川地域におきましては、放課後児童健全育成事業として、大成小学校区に大成児童クラブ、徳光小学校区に徳光児童クラブが運営されているところでございます。現在、運営されている児童クラブも併用しつつ、利用規模、児童に対応していきたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** この問題については、縦割りではなくして、保護者が必要なことについて議論していくということであれば、これは教育委員会の問題じゃありません。統廃合だけは進めます。こういうやり方をしたら、住民は納得はしないですよ。ですから、不安を抱えている問題については、そういう統廃合の中でも審議をし、ちゃんとやっていかなければ、縦割りでこれは関係ありません、こんなやり方はないです。ですから、今後、協議会でちゃんと論議はして、住民の声に添えてください。

次に、地熱発電の問題で、不採択になった理由として、地域との共生した開発に対するものと、長期的な視点ということだけで、去年の10月に不採択になってからこれまで、この問題について検証はされているんですか。

**○市長（豊留悦男）** 検証という具体的なことを申されましたけれども、その検証という意味でございます。地域との共生という具体的な内容は何かという、それは検証しながら地域との共生を図るためにどんな事業、地熱の恵みによる地域の発展、共生による地域の振興という面については、各関係者と話をしながら、この事業については、いろいろ話し合っております。例えば、農業、水産業、観光、その他、共生という観点でどのような産業に波及効果があり、地域が潤ってくるかという観点ではやっております。そして、この事業の不採択、その原因については、担当者等について具体的に話を伺い、私どもが納得できるような説明の会をしていただきたい、お願いもしてございます。この地熱の恵みプロジェクト、反対にも様々な視点での反対があります。これまでも皆さんに申し上げましたように、地熱そのもの



が反対なのか、手法が反対なのか、地域の理解、つまり、この共生という面で、まだ不足しているのか、そういうこと等を含めて、いろんな視点で考えていかなければならないと思います。検証というものは、不採択になってから何もやっていないということではありませんので、御理解をください。

**○12番議員（吉村重則）** 私が言っている検証については、JOGMECが不採択になった一番の原因は何なのか。今後、指宿は、地熱開発については全然しませんという方向なんですか。

**○市長（豊留悦男）** これまでも申したとおりでございます。今回、不採択になったからこの事業はやめますということはないということは、これまでも繰り返し述べております。住民の理解を得ながら、そして、市民が不安を抱えないように、特にホテル関係者、温泉等に影響がないような事業として進めたいと。そして、この検証という意味では、まさしく、その検証の一つが試験井、いわゆる調査井を掘るとい、それなくしては様々な影響を含めて、この事業がどのような形で進んでいくのかというのは見通せないわけでありまして。調査井を掘らせていただきたいというのはそこでありまして。

**○12番議員（吉村重則）** 国からの補助金がなければ、今後進めないということは、これまでの議会の中でも答弁されているわけです。そういう中で、どうしても進めていくんだしたら、例えば、今まで議会の中で副市長は、地熱発電でほかの温泉には、日本全国どこ行っても影響出ている所はないとはっきり答弁している。だけど、指宿市民の中では影響を受けている方もいるんですよ。ここは、副市長、どうなんですか。影響は今でも絶対に出ないという捉え方しているんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 前回の議会で御説明したとおりございまして、日本全国、地熱発電の関係で温泉に影響を与えた事実はないと思っております。また、本市においてもそうした事実はないものと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** それで、市民の理解が得られると、副市長は今でもお考えですか。

**○副市長（佐藤寛）** 市民の方々の中には、やはり影響があるんじゃないのか、そうした視点で今回のプロジェクトを大変心配している方もおられるのは存じております。そうした市民の懸念、心配を踏まえた上で説明会を、専門の方々をお呼びした上で開催して、理解を深めていきたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 専門の方の話が温泉に影響が出ないということなんですか。この前も農家と話をしたんですけれども、井戸の影響の出た方と話をしたんですけれども、実際自分が影響を受けたんだと。だから、掘削については絶対認めたくないとはっきり言っていますよ。副市長、こういう市民の影響出てることについて、全然聞き入れようとはしないんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 4月の10日の日に専門の方をお招きして、説明会の開催を今計画している

ところでございます。今、議員が御指摘の事象についても、その専門の方に事前に投げた上で、その場において説明をしていただく。そうしたことで理解を図っていただく、あるいは誤解があれば解いていただく。そうしたことを進めていきたいと思っておりますので、もし議員が御承知であれば、その事象について詳しく、後ほどでも教えていただければ大変助かると思います。

**○12番議員（吉村重則）** 市民の中には、結構温泉について影響を受けている方もいます。そういう面で、専門家と交えてっていうんじゃなくして、そういう方々と懇談を、もう説明会じゃなくしていろんな農家とか、そういう影響の出る方々の声を聞く場を設けるべきではないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 専門の方をお呼びすることになると思うので、事前にですね、そうした事象について教えていただければ、その専門の方にお話を伝えた上で、説明会の席でその辺りも含めた説明ができるものと思っております。また、そこで疑問があれば、そのときに御質問なりをしていただければ、更に理解が深まっていくものだと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 住民との共生という面から考えれば、専門家とかそうじゃなくして、実際影響受けてる市民の方々と懇談会を開くべきだということを提言して、終わります。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時38分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

**○10番議員（井元伸明）** 議席番号10番、井元でございます。通告してございますので、順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目に、サッカー場・多目的グラウンド整備についてお尋ねをさせていただきます。当初の計画では、29年度に基本計画の中で地質調査して、設計業務までの計画で、30年度用地取得し、地盤改良工事を行うとしておりまして、31年度、いよいよ本格的な本體工事に着手しようとし、総額予算23億7,318万4千円で整備をし、32年4月完成を目指しておりました。いよいよ予定地の整地工事が始まってまいりましたが、現状は、地盤が軟弱な状況から整地作業に御苦労があると聞いております。既に実施設計も終えて本格的な建設に向けて、31年度予算の中では、主要事業の中で、サッカー・多目的グラウンド整備に11億2,000万円との新聞報道がなされておりましたが、この工事の進捗状況は、現在どのような状況になっているのか、まずお伺いをいたします。

次に、市内循環バスについてお尋ねをいたします。現在、指宿市の高齢化率は30%を超えております。このような状況下の中、高齢者の免許証の返納等も進んでいる状況等でもござ

います。これらの方々の交通手段は、子供や家族が近くに居住しておられれば送迎していただける状況でございますが、大方の方は、子供たちの仕事の関係から、公共交通機関に頼らざるを得ないのが現状でございます。現在の市内循環バスの運行は時間や交通の関係で乗車率が高い状況にあるとは言えません。これらを検証、見直しをして、現在、新交通システム計画を策定中であるとのことでございますが、今後、新たな運行は、これからの交通弱者と言われております高齢者の方々が安心して利用できる方向で検討されていると思いますが、これらの実施時期と運行の内容等についてお示しをいただきたいと思っております。

3点目に、市内の小・中学校への空調機設置事業についてお尋ねをさせていただきます。これまでの市内の小・中学校の各教室への空調設置につきましては、近年の異常気象などの変化で、特に、夏場での高温による熱中症が社会問題化になり、早急な対応、対策をしてほしいとの多くの要望があったのは事実でございます。このことから、国の文部科学省においては、早急な特例交付金予算化が実現できたことは、誠にありがたいことではございます。空調機器設置につきましては、執行部のこれまでの説明の中で、当初4億円で整備を進めていくとの説明でございました。その理由は、限りある予算の中での整備でございますので、一部は、リースでの整備対応で実施をしていきたい。できるだけ財政負担の軽減を図ることからとの説明でございましたが、今回の補正予算案説明では、当初の計画の倍近い7億5,507万円となっております。例えば、薩摩川内市においては、指宿市の倍程度の教室の整備におきましては、指宿の同額の約8億円と聞いております。なぜ指宿では、この倍の見積もりが出てきたのか。どういう積算をされたのか、疑問でございます。空調機器整備を進めていただくことは子供たちの教育環境の改善策としては大変ありがたく、嬉しいことではございますが、昨年まで財政難を理由に予算の削減を言っていただけに、なぜこのような大幅な予算化に変更が可能になってきたのか、これまでの経緯について改めて説明を求めて、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 市内循環バス等についての御質問をいただきました。本市では、平成28年度に指宿市定住自立圏共生ビジョンを策定し、この取組の一つとして、新たな公共交通体系の構築を目指しております。今年度は、新公共交通システムの基本的な考え方を示した、指宿市地域公共交通基本計画の策定に取り組んでおります。また、交通事業者等で構成する、指宿市地域公共交通会議を新たに設置し、2月に、第1回会議を開催したところであります。現在、この会議で、基本計画の原案について協議をいただいている最中であり、協議がまとまり次第、パブリックコメントを実施し、本市に相応しい地域公共交通の在り方を定めてまいりたいと思っております。

ほか、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○総務部参与（中村孝）** サッカー場の整備費の中で、11億2,000万円計上しているが、現在の進捗についてということでございます。サッカー・多目的グラウンド整備事業につきまして

は、現在、一次造成工事を行っているところでございます。当初の計画では、平成30年度内に一次造成工事を終え、年度内に、平成32年度までの建設工事等の契約手続きに入る予定でございましたが、事業予定地の用地取得に伴い、土地所有者との確定を巡る裁判や、その後の所有権移転、地目変更手続きに不測の日数を要したことから、一次造成工事につきましては、本年7月までかかる見込みでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 平成28年度で申し上げた4億円と比べて倍になっていると、その理由はなぜかということが1点でございました。2月26日に全会一致で可決をいただきました工事請負費は、設計業務を委託している中で出した概算の事業費でございます。増額の要因といたしましては、先般の26日の議案質疑でも答弁をさせていただきましたけれども、設置部屋数の増加、キュービクルから校舎までの幹線経路の長さ、校舎から空調機器設置教室等への構内配線、配管経路の長さ、2階、3階教室等で工事を施工するための外部足場架設への経費等がございます。加えまして、今回の事業につきましては、全国の自治体、県内の多くの自治体で、空調機器の設置が始まりますので、空調機器の不足による高騰なども勘案して計上をいたしているところでございます。

それと、質問の中で薩摩川内市との比較がございましたけれども、本市と薩摩川内市とでは学校の規模や教室の配置など、施設の状況が異なったり、キュービクルの新設や改修の対応などにもよるため、一概に比較はできないものと考えております。薩摩川内市におきましても、聞くところによりますと、今、設計中でございまして、設計の実績があがるのが新年度であるようでございます。あくまで薩摩川内市も概算、うちもまだ概算の状況でございます。

それと、質問の中でリースという言葉が出ましたけれども、レンタルということでございまして、レンタルの導入というのは、経費を削減するということが主眼ではなくて、一挙にエアコンの設置をできないために、まずは先ほど申し上げましたが、学級数の多いところ、児童・生徒数が多いところをまずやって、繋ぎとしてレンタルを行うと。レンタルにおいても、逐次設置をしていくんだという答弁をしておりますので、経費削減のためにレンタルを云々ということでは、その主要な要因ではございますので、そこは御承知おきいただきたいと思っております。

それと、レンタルが固定式になった、その経緯でございますけれども、これも再三話を申しておりますけれども、9月の段階では一挙にできないと。交付金の獲得もしたい、歳出の平準化も図りたい、起債の関係もあると、そういった中で、国の臨時交付金ができただめに、こうして子供たちの安全性を確保するために固定式の設置に計画を、一挙にするように計画を変更したと、そういった経緯がございます。

**○10番議員（井元伸明）** それでは、2回目の質問に入らせていただきますが、まず、このサッカー場についてなんですが、予定が大幅に、名義変更とかやらで遅れているようで、今年

の7月ぐらいまでずれ込んで、非常に遅れるような状況であるということでありましたけれども、昨年の6月見込みで事業費が23億7,318万4千円ということでありましたが、今回、この見込額にですね、オリンピックなどの資材高騰による予算不足が生じて、建設費不足として1億6,955万3千円が、今、計上されております。この1億7,000万程度の大幅な上乘せの予算なんですけれども、この不足部分の詳細について、建設費ということ聞いておりますが、建設費のどの部分に、どういうところにこの1億約7,000万円が不足しているのかですね、一つ内容についてお示しをいただきたいと思っております。

**○総務部参与（中村孝）** サッカー場の部分につきましては、建設事業費、設計管理委託料、工事管理委託料等とか、備品購入とかそういうものがありますけれども、この1億6,000万円の増額につきましては、工事請負費、建設事業費の部分で増額があるところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 建設費等の値上げということを、今、説明いただきましたけれども、これは当初設計をする段階、設計ももちろん公募で行っておられたと思うんですが、この設計段階でですね、公募に応募されたのは何社ぐらいであって、その結果、どこが入札を落とされたのかですね。また、公募するに当たっての条件として、金額の提示なんかも、大体これぐらい掛かるだろうと、やみくもにですね、ここを整備したいがこれ幾ら掛かるからということで、全てを外注に出したということではないかと思っておりますけれども、詳しく聞きますと、何社の公募に応募されたのか、その結果、どこの会社が入札されて、条件として、市から当然これぐらいの概算になるだろうということは提示があったんだろうと思っております。こういうことがあったのかなかったのか、一つ確認をさせていただきたいと思っております。

**○総務部参与（中村孝）** 今回のサッカー場・多目的グラウンドの建設につきましては、実施設計プロポーザルをやっているところでございます。指宿市サッカー・多目的グラウンド基本計画に示した機能や役割を備えた施設の実現に向けて、専門の見地から具体的、かつ詳細に更なる検討を加え、設計に反映させるため、実施設計につきましては、サッカー場や類似施設の設計実績のある業者を対象に公募型プロポーザルで業者を公募、選定し実施したところでございます。公募期間につきましては、29年10月16日から11月9日で行っておりまして、応募社3社からの参加表明があり、そのうち1社が辞退し、よって2社で審査を行っているところでございます。契約相手につきましては、梓設計株式会社九州支社ということでございます。事業費の部分につきましては、プロポーザルの業者の方で基本計画等を作成しております。その基本計画を作成した時点で、ある程度の金額をお示ししていただきましたけれども、これまでも議会の答弁の中でも予算の事業費については、当初事業費の23億7,300万の中でできるという形で、皆さんの方にも御説明を差し上げているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 今の実設計の専門業者ということで、梓さんをお願いしたということでありましたけれども、当然、こういう大手の設計業務を委託する会社であれば、2年後には東京オリンピックがあるというのは想定、織り込み済みというか、見込み済みで、い

ろんな人件費も上がるだろうと、資材費も上がるだろうという想定の下でいろんな試算を、金額提示をされてきたものだろうと思いますけれども、当初の予定金額が示されてから、僅か8か月ぐらいですかね、この時期に追加予算がこうして1億7,000万円弱のものが上がってくるっていうのは、当初の予算の提示が甘かったのか、それとも、見込みがどうもおかしいのか、庁内で、それぐらいの予算についての査定も当然されたことだろうと思いますけれども、このような見込みが出てきたことについてですね、当初予算の提示が甘かったと思われるんですけども、担当部署としては、どういうふうな見解を持っていらっしゃるのか。今度、値上げについてですね、思っているのか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 今回のサッカー場の整備事業費につきましては、実施設計段階におきましても、その時点での見積り、物価本等の単価を基に積算をしたところでございます。しかしながら、東京オリンピック・パラリンピックが来年に迫っていることや、全国的な災害の復旧等の影響で、実施設計を行っていた平成30年5月時点から12月までの間に、土木資材や建築資材が約10%も上昇をしているところでございます。今回の発注の準備をする中で、改めて予算の積み上げを行ったところ、昨年5月の時点から短期間で資材費が約10%も急激に高騰していることや、加えまして、消費税率が10%に改定されることも影響して、工事費の増となっているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** その後の資材の高騰が10%、約1割ほどあったということの説明でありましたけれども、今後ですね、土壌改良についてもまだ行っていないということ、予定ではもう済んだということになっているんですけども、まだされていないということでございますけれども、名義変更の遅れやらで、土壌改良を行っていないってことは、現在の現状からして、非常に軟弱な場所であるっていうのは、なのはな館の整備をしても、その当時の設計とか、あるいは給食センターの建設にしても、あの周辺の土地、基盤っていうのはどういう所であるっていうのは大方分かっていると思うんですが、今後ですね、この土壌改良を行うことにおいて、面積も相当な面積でございますんで、新たな追加予算が発生してくるような心配もしている市民も多く聞きますけれども、整地をしている間に、整地する大型機械が振動で沈んでしまったりとか、そういう場所であると思われる土壌改良がうまくいくのか、あるいは今後、今年中には工事をやっていくんでしょうけれども、新たな追加予算というのが発生してくると心配をするんですが、このようなことは絶対にありませんというような見解をお持ちなのかどうかですね、この辺についてはどういう見解を持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** 議員が事業地の所で地盤が軟弱だと言われております。これにつきましては、我々は実施設計の段階でもボーリング調査をしております。そういう地質に基づきまして、この軟弱な部分につきましては、その結果をもってですね、山川港の外港浚渫で出た海砂を厚さ120cm分、しっかりと敷き均す形でしております。それと、敷地の雨水等を

排水するため、約18m間隔で10本の暗渠を設置することにしております。さらに、砂で埋め立てた部分とそうでない部分との境目には、沈下を防止する特殊なシートを敷き、将来に地面に凹凸が発生しないような工法を採用しているところでございます。スタンドなどの建築物の基礎部分につきましては、部分的に土の中に杭の役割を果たす円柱状のパイルを造る工法を採用しております。これらの一連の工法につきましては、事前に地下30mまでのボーリング調査を実施しまして、その土壌分を分析した結果、採用した工法でございまして、軟弱な地盤に対する対策につきましては、現在、計上している整備費の予算の中で対応をする形にしております。今後につきましても、今回、増額もお願いをしておりますけれども、できる限り予算の範囲内で実施してまいりたいと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** しっかりとボーリング調査もしていらっしゃるということで、いろんな説明をいただきましたけれども、仮にですね、今後、工事が終わった後で陥没したりとか、いろんな状況が出てきたときに、工事の請負業者の担保責任というのがございますけれども、これはどれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。例えば、工事が終わって植木が枯れてきたとか、いろんな植栽もされるんでしょうけれども、土壌改良がうまくいかずに植物が枯れてきたりとか、あるいは、窪みが出て来たりとか、いろんな発生しないとは言えないと思うんですけれども、現状からしてですね。私は素人ですけども、いろんな方の話を聞いたり、お伺いする中で、そういうものもあるのかなということを非常に心配をしておりますけれども、そういうものは発生しないのか。するんであれば、担保責任というのはどれぐらいを想定していらっしゃるのか。していないのかですね。その辺はいかがでございましょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 今回の工事も同様なんですけれども、ほかの工事につきましても、専門家ですね、工事管理委託業者でございますけれども、先ほど私が、梓設計九州支社と言いましたけれども、正式には、梓・久永コンサルタント共同企業体ということでございます。この梓・久永コンサルタント企業体ということで、建物と、土壌の専門である事業者がですね、しっかりと工事管理を行って、施工管理も行っていくということでございますので、我々としては、その専門家の下で、しっかりとした施設を造ってまいりたいという形で考えております。

**○10番議員（井元伸明）** そこ辺り、しっかりとですね、事業費も相当な金額でございまして、安心できる工事を施工できるように、庁舎内でも議論を深めながらやっていただきたいと思えます。

それと、こういう中で、今度の追加予算についての提案の仕方についてお尋ねしたいんですが、先ほどの総務水道委員会の中でもございましたように、当初、総務水道委員会がありました2月28日の委員会の中で、この金額についてですね、この提示はどういう形で、事前に外に漏れているのじゃないかと問い質したところ、執行部の説明の中では、いやそういう

ことはありません。今日が2月28日の委員会での資料提示が初めてであるとしながらも、話がやり取りしているうちに、内部資料としてはですね、こういうものは例え議員からの要請であっても絶対に出せるものではありませんということをお願いしておりましたが、最後には、議員の勉強会の要請があり、その中でスライドでの説明をしたという説明がございましたけれども、本来、議会にこのような提案をされるのであれば、全員協議会なりで、公平な説明を行うのが正当な議会への対応ではないのかなと思っております。既に、一部の議員の方への勉強会で説明したとして、全員の説明はありませんでした。このような議会への対応としては、本当にこれで良かったと考えているのか。ましては、事前調査には抵触しないと考えているのか、お尋ね、お伺いをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 議員の有志の方々から、平成31年2月7日に、サッカー・多目的グラウンド整備事業についての勉強会を開催するので、現状について説明をしてほしいという依頼があったところがございます。その中で、東京オリンピック・パラリンピックや全国的な災害復旧工事等の影響で建設工事費が高騰しているが、以前に説明された予算で整備できるのかとの説明を求められておりましたので、その時点での状況についてパワーポイントでお示しをし、説明を差し上げたところがございます。

**○10番議員（井元伸明）** 改めてお尋ねしますが、この日にですね、ペーパーとして金額、そういうものを書いた、ペーパーで渡した記憶はございませんか。

**○総務部参与（中村孝）** 我々は説明会の中でパワーポイントを使ってお示ししたということで、資料として配布はしていないところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** それでは、この数に、誰がどうこうということは、名前は必要ありませんけれども、この勉強会当日は何名の議員から要請があって、議員の方、何人ぐらい参加をされていたのか、もし分かればお答えをいただきたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** 我々の方に要請があったのは有志1人の議員からでございましたけれども、当日我々がその勉強会に参加したときには複数の議員の方が参加しておりました。

**○10番議員（井元伸明）** 先ほどお尋ねした、事前審査に当たるのではないかというお尋ねをしたんですが、これはまだ答弁がないようなんですが、これについてはどのような判断をされていらっしゃるでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 議員勉強会の説明につきましては、事前に依頼のあった案件について、現時点で把握している内容であることを前置きして事前に説明しているところがございます。サッカー・多目的グラウンド事業につきましては、議員勉強会で説明したのは2月7日でございますけれども、我々が3月の補正予算、また、当初予算で提案をしたのは2月22日でございますので、事前審査には当たらないという形で考えております。

**○10番議員（井元伸明）** こういう一部の勉強熱心な方がおられて、勉強会で説明がほしいということで説明をされたってということでございましたけれども、こういう一部の議員からの



要請があつて行って説明したから、私はこの1億7,000万円って相当な金額であろうと思うんですよ。母体そのものが23億、約24億に近い金額でございますんで、1億7,000万円っていうのはそんな高くないよねって思われているかもしれませんが、これはですね、ほかの事業からしても相当な金額だろうと思うんですよ。通常であれば全員協議会なりで説明だけいただいていたように思うんですが、なぜこの全員協議会で必要がないという判断をされたのか、もし何か理由があればお示してください。

**○総務部参与（中村孝）** 私どもは議員の有志の方々が開催される勉強会に呼ばれて、現状について説明を求められたことから、その現状についてその時点でのお話をさせていただいたところでございます。全員協議会での説明ということでございますけれども、我々としては3月の補正の議案、それとあと、増額につきましては、当初予算という形で議案として提出をさせていただいておりますので、その中で審議をされるものと考えていたところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 勉強会があつた場所についてお尋ねしたいんですが、これ庁舎内であられたんですか。それとも、庁舎外でこういう勉強会があつて、そこで説明をされたのか。庁舎内であれば、どの会議場というか、分かれば一つ、お答えいただきたいと思えます。

**○総務部参与（中村孝）** 我々が議員勉強会の方に呼ばれたのは、議長応接室でございました。

**○10番議員（井元伸明）** この総務水道委員会の説明の中でも、当時は、今回の追加予算の額は、この説明があつた段階ですね、この段階では、金額は決定されていなかったと説明をされておりましたけれども、今後、変更するかもしれないという含みがあつたように私は聞いておりましたけれども、最終的な金額の変更があつたのか、なかったのか含めて、いつどの時期で1億約7,000万円の不足予算の金額が決定されたのかですね、これについてお尋ねいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 我々とすれば、3月のこの議会に提案をさせていただいておりますので、議案を提出した時点でございます。

**○10番議員（井元伸明）** これらについてもですね、地熱じゃありませんけれども、説明する進め方の手順っていうのが、我々議会からすれば不透明な部分も見え隠れしておりますので、こういうことのないようにですね、これから本体工事が進めていくわけですので、我々もそれは大いにですね、すばらしい多目的グラウンドができてくるのを期待をしておりますので、進め方については、透明性を持って今後進めていただきたいと思うんですが、これについてはどのようにお考えですか。

**○市長（豊留悦男）** 様々な事業を進める中で、議員の皆さんの御同意、協力がなければ、特に大型事業はできません。議員の皆様方から事業についての説明、その他詳細についての要望があれば、担当部課長を出席させて説明する、そういう機会というのは大切にしなければな

らないと思います。今後、事業があった場合に、議員の皆さんの要望、その他説明をしてほしいという機会があれば、いつでも執行部の事業がうまくいくように、そういう取組というのは部課長には指示をし、そして、事業が円滑に進むように皆さんの協力をお願いする場として大切にしていきたいと思います。

**○10番議員（井元伸明）** よろしく進めていただきたいと思います。

次にですね、イッシーバス、循環バスについてお尋ねをいたします。本年度の計画に取り込んでいると、ちょっと遅れてるのかなと思うんですけども、2月に第1回の会議を開催し、その原案について協議をしていくという説明をいただきましたけれども、具体的に、大体これはスケジュール的にどういう流れに今後なっていくものなのかですね、今後の運行の内容等について、分かれば一つ、詳しくお願いしたいと思います。

**○産業振興部長（川路潔）** 今後の新たな公共交通体系のスケジュールといたしましては、まず、新年度早々に地域公共交通会議の開催と、市民への意見を広く聞く、パブリックコメントを実施し、早い時期に指宿市地域公共交通基本計画を策定いたしたいと考えております。その後、バス事業者やタクシー事業者と個別に、新しい路線や運行方法、費用負担などの具体的な協議を行ってまいります。その協議がまとまりましたら、各地域へ出向いて行きまして、市民の方々に対しまして、新しい運行方法を説明する場を設けたいと考えております。また、併せて、新しい路線や運行方法について運輸局との協議を行い、運行認可が下りましたら一部地域において試験運行を始めたいと考えております。そして、試験運行の結果を踏まえて、平成32年度内に本格運行を開始したいと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** これからちょっとしばらく、まだ時間は掛かるのかなということであろうかと思うんです、32年度を目指しているということでもありますので。であればですね、現在のイッシーバスが、今、運行されておりますけれども、この運行バスも1便当たり10人程度ということで、なかなか低いようでございますけれども、これもですね、場所によっては、利用者に利用していただくためには、国道、県道の交通量の多い所は別にしても、農村地帯というか、ちょっと市外の方に行きますと道路も広いような場所であれば、利用される方は高齢者、あるいは病院に行かれたりなんかして、体の不自由な方とか多いようなんですけれども、バス停じゃなくても、自宅の近くであれば、手を挙げれば乗せてくれるということもあるということも聞いておりますけれども、こういう柔軟な対応が、今、その間は必要じゃないかと思われるんですけれども、こういう対応についてはですね、今の運行状況、相手方もいらっしゃるし、バス停を設置している以上はですね、バス停以外には止まっていけないという規則があるのかなのか分かりませんが、実際、乗り降りをされている方もいらっしゃるんですよ、そういう形ですね。運転手さんによっても違うのかも分かりませんが、バス停に行く手前、10m手前であっても、本人は乗らないだろうという判断で行ったのかしれませんが、乗せずに走り去ってしまったとかですね、明らかに乗車す

る人は、あの人はいつも乗る人だよねというのに走り過ぎ去って行ったとか、そういうのを、今、聞くことが多いんですけども、そういう運行等、何か改善できる方法があれば、この新しい運行表と計画ができる間にですね、こういうのを実施してほしいんですけども、この方向については、何か検討する余地はないのかどうか、お尋ねいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** バス停以外でも乗り降りできる方法は、フリー乗降制と言い、これは設定している区間であればバス停以外のところでも、手を上げて合図をすれば、バスが停まり、自由に乗り降りできるようになっております。この方法は、バス運行会社と協議し、バスの運行に支障がなければ、道路管理者と警察との協議を経て、運輸局へ申請し、認可を受けることで、設定することができます。現在、設定以外の区間であっても、利用者のニーズが高く、安全にバスを停めることができる場所でありましたら、新たなフリー乗降区間の設定を検討してまいりたいと思います。また、現在、検討している新しい公共交通体系の計画におきましては、小回りの利く乗合タクシーの導入を検討しておりますので、利用者にとってはこれまで以上に利便性の高い運行ができるものと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** これについてはですね、我々も政務調査であちこち全国行かせていただいたときに、小回りの利くワゴンタイプの車でとか、人数が揃えば時間を指定してくれば、そこまで出向くというような方法も取り入れているようですので、我々もその報告書は全てあげてあると思いますんで、そういうのを活用しながらですね、新しい交通体系で、市民の高齢者が安心して生活できる場が確保できるように、32年度目指してということでありましたけれども、いい計画であれば1日も早く実行できるようにですね、一つ努力をするようにお願いしたいと思います。確認だけお願いします。

**○産業振興部長（川路潔）** この新しい交通体系につきましては、高齢者の方や障害者の方が乗りやすいというのが一番でありますので、利用しやすい交通体系を作ってまいりたいと思っております。

**○10番議員（井元伸明）** 交通体系は早めの一つよろしくをお願いをしたいと思うんですが、最後に、この学校の空調設置については、既にいろんな形で前向きに行っていることですので、確認を2・3させていただきたいと思うんですが。理由については、国の交付金というか、臨時特例交付金が急に付いたということで、早急にやろうということは、理由は分かりましたけれども、これかどうか分かりませんが、ある小学校では、体育館の整備をしたいということで、先ほどやり取りがあったように、学校からの要請で、今年の7月から11月までは体育館の使用を控えてほしいと、理由は、改修工事をさせていただきたいというのをわざわざ学校に伝えながら、学校はそれに従って、日常の計画を策定し直してやったにも関わらず、本年度2月、つい先日なんですけど、学校の方に、申し訳ないが、今年の改修工事はできなくなったということで、お詫びに来られたということでありましたが、それはそれとしてですね、私が思ったときに、今度のこの空調機器が急に倍程度に膨れ

上がりましたけれども、こういう関係は全然なかったと言えるのかどうかですね。学校の整備は、先ほどの説明があったように、順次していただけるものだろうと思いますけれども、こういうのが影響があるようであればですね、地域の体育館というのは、避難所の場所にもなっていると思いますので、そういうのを考えていくと、やっぱり、優先順位は高いのではないかと思われるんですよ。そういう関係で、空調もやっていただきたいのは分かりますけれども、全て同時にという、それはなかなか難しいところもあるかと思いますが、こういうのに、他の同僚議員もありましたけれども、他の学校でも非常に危険箇所があるけれども、どうするのかというのがありましたけれども、私が今言った学校だけじゃないとは思いますが、そういうので延期になったり、こういう空調関係で、そういう事実関係、あるのかなかというのを一つ、まず、お尋ねしたいと思います。

**○教育部長（下吉一宏）** 2月26日の議案質疑の中でも答弁をさせていただきましたけれども、このエアコンの設置によって他の教育予算に影響を及ぼすということは全くございません。このエアコン設置につきましては、30年度の補正予算として前から計画をされていた事業でございますので、全くもって他の事業に影響するものではございません。

**○10番議員（井元伸明）** 最後にもう1回、確認の意味でお尋ねしますが、この予算が倍になっていると。先ほど薩摩川内市の例を申し上げましたけれども、教室が約250程度と聞いておりましたけれども、私は、それを、指宿と同等の整備費でということを知りましたけれども、今の部長の答弁で聞いておきますと、学校規模が違ったり、いろいろ状況が違うからそれで違うんだということを説明ありましたけれども、それだけで倍も違うものなのかな。それと、この予算については、先ほどのサッカー場の予算の検証じゃありませんけれども、いろんな形で、庁舎内も含めて、場合によっては、土木課の方に専門の設計士の方がおられれば、そういう方を通じて試算をしたりしながらですね、検証をして、はじめて予算化というの出てくるんじゃないか。そういうのをされてこられたのか、あるいは、そういうことは全然、もう専門の方にお任せしたのか。その辺りは確認として、最期にお伺いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 薩摩川内市との比較のことがございましたけれども、先ほど申し上げましたように、薩摩川内市の校舎がどうであるか、どういう状況なのか分かりませんが、あくまで薩摩川内市も概算の事業費でございます。それと、従来から答弁をさせていただいておりますが、現在、設計業務を委託している中での概算の事業費であるということをお知らせしております。3月25日に実施設計があがってまいりますので、それに、今度は建築課の方で積算をして加える部分もあると、そういったことも聞いております。ですので、あくまで、今、設計を委託している中での概算事業費でございますので、実際の額というのは、3月25日に実施設計があがってきて、それに建築サイドでいろいろな積算を加えて、設計額が確定をされるということだと聞いております。また、4月以降においても、公共単価

の変更も毎年あるようでございますので、そういった諸々のことを考えた場合に、あくまで、私どもが出しているのも概算でございますし、また、工事におきましては、やはり見えない部分もございまして、工事を執行する中で、予期しない追加工事も多々あるわけでございます、私どもといたしましては、予算不足によってこの執行ができないということの方が、正しく大きな問題でございまして、そういった支障がないようにですね、予算の計上はいたしているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** いろいろ含めてですね、各課一生懸命頑張っておられるのは本当にありがたいことであろうかと思えます。含めてですね、やっぱり検証をしっかりと、我々議会の方にもしっかりと説明をしていただきながら、理解できる形でお互いに進め合っていけるように、一生懸命頑張ってくださいと思い、思うことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### △ 延 会

**○議長（福永徳郎）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 新川床 金 春

議 員 坂 元 茂 教

# 第 1 回 定 例 会

平成 31 年 3 月 15 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成31年3月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	上 田 薫	健康福祉部長	山 口 保
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	松 澤 敏 秀
建 設 部 長	黒 木 六 海	教 育 部 長	下 吉 一 宏

水道事業部長	井手久成	山川支所長	中村俊治
開聞支所長	川畑徳廣	総務部参与	中村孝
市長公室長	山下浩二	総務課長	鶴窪誠作
危機管理課長	山下秀一	環境政策課長	前田安隆
地域福祉課長	出島雅彦	健康増進課長	西浩孝
観光課長	山元成之	農政課長	鴨崎一郎
建設監理課長	大久保覚	スポーツ振興課長	今村将吾
学校給食センター所長	外菌満		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
主幹兼調査管理係長	木下英城	議事係主査	上玉利享



## △ 開 議

午前 10時00分

○議長（福永徳郎） これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。はじめに、この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市政発展のために御尽力を賜り、改めて、その御労苦と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は、健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしていただきますようお願い申し上げます。昨年は、地震や災害など非常に多い年でありました。また、命の尊さを感じさせられる事件や事故など、あまりにも多い年でありました。今年も、5月1日に元号が変わります。そして、オリンピックや国体もいよいよ来年となりました。月日の経つのは本当に早いものだなと思っています。だからこそ、今年こそは明るく平和な年になってほしいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。まずはじめに、市民の皆様が安心・安全な生活を送ることができるようにするために質問をいたします。昨年3月には目黒区で5歳の女の子が、そして、今年1月には千葉県野田市で起きた事件をはじめ、鹿児島県内でも児童虐待のニュースが相次いでいます。憤りとともに、どうして助けられなかったのかと思いが込み上げてきます。そこで、お伺いいたします。本市のこのような相談、通報等の状況について、指宿市における相談件数についてお伺いいたします。

次に、主に母乳を介して感染するHTLV-1等の母子感染対策推進事業についてお伺いいたします。HTLV-1とは、人T細胞白血病ウィルスの略称で、血液中の白血球の一つであるリンパ球に感染するウィルスのことです。現在、日本に約108万人前後、世界で推定3,000万人以上の感染者がいると言われております。また、感染していても約95%の方は生涯病気になることはないとのことです。しかし、その一方、一部の方は、HTLVと言われる血液の病気やHAM、ハムと言われる神経の病気、またはHUと言われる目の病気などを発症する可能性があるということです。発症するのは少ないにしても、キャリアの方は心配をして

いると思います。私の友人もキャリアだということで、母乳を飲むことができなかつたということでした。まず、本市においてどれぐらい対象者がいるのか、お伺いいたします。

3点目に、各種ワクチンについてお伺いいたします。いろんなワクチンがありますが、今回は、風疹のワクチンと肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。まず、風疹のワクチンの接種状況について。これまでは、女性については、妊娠初期の女性が風疹にかかると胎児に影響を及ぼすということで、女性だけはワクチン接種が進められてきていました。しかし、日本では、ワクチン接種を受けていない成人男性の患者が多く、効果的な治療法はなく、発症の防止策は、ワクチンによる予防接種のみだということです。そこで、国が推進して39歳から56歳までの男性に風疹ワクチンの予防接種を受けられるようになりました。本市には、この対象者数はどれだけいるか、お伺いいたします。

次に、なのはな館の利用についてお伺いいたします。以前にもお聞きしていますが、その後、利用している方が増えているように感じます。そこで、現在の利用状況についてお伺いいたします。

最後に、スポーツの強化についてお伺いいたします。本市では、いろんなスポーツを頑張っている方がたくさんいらっしゃいます。その中でも、今回は駅伝についてお伺いしたいと思います。ちょうど今、大河ドラマでも、いだてんが放映されており、駅伝に注目が集まっているのではないのでしょうか。先日、県下一周駅伝が行われました。今大会は非常に苦しい戦いとなりましたが、スタッフや選手の方が一丸となり、大会最終日に逆転して総合9位、Cクラス優勝を勝ち取りました。本当に、ランナーの皆さんは一生懸命頑張ってくださいました。その後、解団式に参加させていただきました。皆さんの情熱に胸が熱くなりました。そのとき、相談を受けたのです。何とかこの駅伝をもっともっと強化できないものだろうか。今は、男子も女子も少ない人数で一生懸命頑張っている、この駅伝を走るメンバーを増やすためにどうすればいいかということについて質問をいたします。昨年の6月議会で同僚議員も同じような質問をしているようですが、私の方からもお伺いいたします。まず、本市として駅伝の選手を育成するための計画はあるか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 本市における児童虐待ゼロを目指した様々な取組等の具体的な数値等を回答をさせていただきます。本市におきましては、家庭児童相談室を設置しております。現在、2名の家庭相談員を委嘱し、様々な児童に対する相談・通報等に対応をしてきているところであります。平成29年度の相談状況につきましては、知能・言語にかかる相談が3件、学校生活上の相談86件、家族関係での相談が237件など、延べ332件の相談に対応しているところでございます。その中におきましても、児童虐待にかかる相談・通報件数が延べ111件、実児童数が19人となっている状況であります。また、児童相談所を通じ、一時保護等の対応を行った児童が6名いるところであります。

次に、なのはな館の利用状況について回答させていただきます。ふれあいプラザなのはな館は、昨年4月から本館の会議室や視聴覚室、調理実習室、中央ホール等が使用できるようになったところであります。利用者数を施設ごとで申し上げますと、2月末現在で、体育館が1,705団体、2万625人、屋内多目的広場が、52団体、1万8,356人、本館では、各会議室や視聴覚室、調理実習室、中央ホールなどで、698団体、2万731人、芝生広場が、グラウンド・ゴルフ大会等で、4万9,172人と多くの方が利用されており、利用者合計は既に10万8千人を超えている状況であります。このほかにも、朝夕、暑さや寒さ、天候に関係なく敷地内の回廊等でウォーキングやジョギングなど、多くの市民に楽しみながら日常の健康づくり等に御利用いただいているところであります。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○健康福祉部長（山口保）** 本市のHTLV-1キャリアの方がどれぐらいいるのかとの御質問でございました。HTLV-1の抗体検査は、妊婦健康診査時に実施しております。また、検査結果については、情報提供に同意された方の結果が、医療機関から県に情報提供され、更に県から市に情報提供されております。本市が把握しているHTLV-1キャリアの方は、県からの情報提供があった方や、市で行う乳児健診等で相談があった方々でございませう。今年度、把握している方は、2名いらっしゃるところでございませう。

次に、風疹ワクチンの接種状況について。風疹ワクチン予防接種の対象者はどれぐらいかという御質問でございました。緊急風疹抗体検査事業の対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性の方で、3,486人いらっしゃいます。また、国の推計値によりますと、約2割が抗体を持たないということですので、本市におきましては、風疹ワクチン予防接種対象者数は、約700人程度となるものと思っております。

**○教育部長（下吉一宏）** 駅伝の選手を育成するための計画と、選手を増やす取組についての御質問でございました。県下一周駅伝・女子駅伝につきましては、指宿地区駅伝運営委員会を組織して、主体的に取り組んでいただいております。練習会や合宿の実施など、年間を通して選手の育成・強化を図っております。また、新たな試みとして、候補選手の早期掘り起こしのため、市内各中学校に長距離走の得意な生徒や興味のある生徒を学校から推薦をしていただき、練習会への参加を呼び掛けているところでございませう。このほか、選手同士が相互に呼び掛けて行う自主的な合同練習会も定期的に行われているところでございませう。先月開催されました第66回県下一周駅伝競走大会におきましては、指宿チームは大逆転の末、Cクラス優勝を果たしました。次回大会は、Bクラス入りを目指して、監督、コーチ、選手チーム一丸となって、育成強化を図ってまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問を行います。野田市のような大変痛ましい事件、もし、このようなSOSがあった場合、市ではどのような連携、そして、対応するのか、伺います。

○健康福祉部長（山口保） 児童等からのSOSを把握した場合におきましては、教育委員会や学校、保育所等や児童相談所と連携を取るとともに、家族構成や職業等、また、現在までの対応履歴等、様々な情報を収集することになります。その後、児童相談所と連携しながら、家庭訪問等を実施し、児童から詳細を聞き取るとともに保護者との面談を行い、緊急性があると判断した場合は一時保護を行うことになります。

○16番議員（高田チヨ子） 今、児童相談所とかそういう所に連携をするっていうことですが、児童相談所や警察署と関係機関との連携については、今後どのようにしていくのか、考えているのか、お伺いいたします。現在、行っている対応についても、お伺いしたいと思います。また、対応の強化も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 本市におきましては、家庭相談員とスクールソーシャルワーカーとが日頃から綿密に連携しており、合同で家庭や学校・保育所等へ訪問を実施するなど、対象児童の現状把握に努めているところでございます。また、児童養護施設から退所した児童等、定期的に見守りが必要なケースにつきましては、学校・保育所等や民生委員・児童委員等の関係者によるケース会議を開催するなど、情報共有を図るとともに、必要に応じて児童相談所と合同で家庭等の訪問を実施しているところでございます。警察署との連携につきましては、日頃から情報交換等を行っているところでございますが、緊急性があり一時保護が必要であると思われる家庭への訪問につきましては、警察官の同行を依頼する場合もあるところでございます。児童虐待につきましては、児童の健やかな成長や発達に多大な影響を与える著しい人権侵害であり、決して許されるものではないと考えているところでございます。本市におきましても、今後とも関係機関との更なる連携強化に努め、常に子供の最善の利益を優先しつつ、児童虐待ゼロを目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 先ほど相談件数は237件、延べ332件の相談がある。そして、児童虐待にかかる相談・通報件数が111件、その中で、一時保護等の対応を行った児童が6名いるという御答弁でした。こんなにたくさんの方が相談を受けているんだなって、改めて感じたところです。公明党が提案、提言してきた、子供の虐待の通報や相談を24時間受け付ける、全国共通ダイヤル、いち早く、189、いち早くの通話料を無料化する予算も計上されました。システム改修などの準備が整い次第、無料化が開始されることになりました。とてもありがたいことだなと思います。何かあったら、すぐにいち早くに相談をしてほしいと思います。また、現在、子供たちは、スマホを使っている子が非常に多くなってきています。子供を守るように、SNS等での相談に取り組むお考えはないか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山口保） 本市におきましては、現在、SNS等での相談には対応していないところでございますが、児童相談所全国共通ダイヤル189や本市の家庭相談室の直通ダイヤル等で相談体制を整備しているところでございます。SNS等での相談につきましては、一

部の自治体で導入している事例もあるようでございますが、相談者と直接対話ができないことから、信憑性の判断がしにくいことや、現状では必要なシステム・職員体制の確保が困難であると考えことから、今後、他自治体の導入状況や課題等について、調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今後、考えるということですが、何と言っても、子供の命を守ることが大事だと思います。健やかな成長を支えることは、社会全体の責任ではないでしょうか。虐待防止に総力戦で取り組んでいけるようにしてほしいと思いますが、市長、このことはどうお考えになりますか。

**○市長（豊留悦男）** 私たちが育っていた子供時代と、今の子供が育っている社会、家庭環境というのに大きな違いがあります。子育てに迷ったときには、おじいちゃん、おばあちゃんがその経験を生かして、子育ての要諦を教えてくれたり、隣の人が困ったときには教えてくれたり、つまり、多くの大人の目が子供に注がれていた、そのことで多くの子育ての問題が解決できてきたのではないかと思います。また、一方では、無関心層、つまり、隣は何をする人ぞという、家庭に立ち入ってはいけない、個人情報を含めた保護という、そういう中でなかなか子供に声掛けができないと、そういう社会的な側面もあろうかと思います。先ほど示した数値が、その数値どおりであればいいけれども、氷山の一角であるとしたら、市としても、この虐待については、本格的に関係機関と連携しながら取り組まなければならないと思います。私どもも家庭の一員、社会の一員として、子供の変化に気付く目を持ちたいと。そして、多くの大人がこの子供の虐待というものをなくするために、自覚しながら取り組んでいかなければならないと思っているところであります。私も大人、子育ての責任を負う1人として、優れた感性のある、感度のある子育てに関するアンテナを持って過ごしたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。毎朝、立哨をしているわけですが、その時に、朝、子供たちにおはようって声を掛けたときに、子供たちの表情がよく分かります。今年に入ってからはタッチをするようにしました。すごい喜んでくれました。毎日タッチって言いながら子供を見送るわけですがけれども、こうして子供たちが楽しく学校に行けるといいな、そういうふうに思います。時には泣きながら来る子もいます。泣きながら来た時にはどうしたのって聞くんですが、何も言いません。ただ、わんわん・わんわん泣いているので、一緒に歩きながら、学校行こうね、大丈夫って言いながら、連れて行くことも何回かありました。私たち親が子供一人一人を見守っていく、今、市長の答弁にもあったように、私たちがそうして見守っていくことが大事ではないかな、そういうふうに思いました。

次に、2点目の母子感染対策推進事業について、お伺いいたします。先ほどの答弁で、現在、把握している方は2名ということでした。これは、HTLV-1にかかっているっていうことを公表することが難しい、お母さんはかかっているけれども、それを言えないっていう方

がほかにもいるのではないかな。たった2名ではないと思うんです。そういうところで質問させていただきます。それでは、ミルク代の助成について、本市の現状はどうなっているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山口保）** 現在、HTLV-1キャリアの方に対して、粉ミルク代等の助成等は行っていないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** このHTLV-1にかかっているキャリアの方は母乳をあげることができないので、どうしてもミルクをあげないといけない状況になっているわけです。そこで、このミルク代の助成を聞いたところですが、指宿市はまだ行ってないということでした。先日、聞いたことですが、鹿児島市では一括2万4千円の現金が支給されるようになったよってということをお聞きしました。本市ではどうするのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山口保）** 本市におきましては、平成31年度から県が実施する、HTLV-1等母乳を介する母子感染対策推進事業による粉ミルク代の一部助成事業の周知を、積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 積極的に進めるということですので、よろしくお祈いします。

それでは、市民の皆さんへの周知方法はどうかされるのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山口保）** 県におきましては、チラシ等を作成し、配布予定であるとのことでございます。本市におきましても、広報紙やホームページ等への掲載や、チラシによる市内の産婦人科への周知及び母子健康手帳交付時に周知を図るとともに、市が把握したHTLV-1キャリアの方には、事業内容の紹介等を行っていきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお祈いいたします。

それでは、各種ワクチンについてお伺いいたします。風疹ワクチンの接種対象者が指宿市には700人程度いらっしゃるということでした。それでは、今後の対策、スケジュールについてお伺いいたします。

**○健康福祉部長（山口保）** 今後のスケジュールにつきましては、風疹抗体検査や風疹ワクチン予防接種の費用、及び健康管理システム等の改修費用等を、6月補正で対応し、早ければ7月頃には対象者へ通知ができるよう、関係機関と協議を始めているところでございます。また、通知につきましては、平成31年度に、昭和47年4月2日生まれから昭和54年4月1日までの間に生まれた、1,495人に対し個別通知を行い、平成32年度に、昭和37年4月2日生まれから昭和47年4月1日までの間に生まれた、1,991人に個別通知を行う予定でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、よろしくお祈いいたします。

次に、肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。前回もこの肺炎球菌ワクチンについては、一般質問をさせていただきました。そのときに、予防接種をしなかった、忘れたという方がいらしたわけですが、そういう方については、追加しての接種はできないかということをお聞きしたところだったんですが、そのときは、できないということでした。でも、今

回、国が再度推進して、5年ごとに予防接種を受けられるようになりました。本市は、そのことについてどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山口保）** 本市におきましても、国が示した経過措置の対象者である、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方々へも実施することとしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、よろしくお伺いいたします。この肺炎球菌ワクチン、本当に、予防接種をすることが大事だと思いますので、その年齢になったときには、以前しなかった方は、予防接種ができるようになったわけですので、皆さんにしっかりと通知をするようお願いをしたいと思います。

それでは、なのはな館についてお伺いいたします。ここに通告してあるのとちょっと順番を変えて質問をいたします。まず、中央ホールの利活用についてお伺いいたします。今後、サッカー場もできます。スポーツ合宿等も増えてくると思います。それに伴い、自炊施設とか、レストラン等も利用できるようになるのではないのでしょうか。この中央ホールを使って、イベントだけではなく、いろんなことができるようになるのではないかと、今から私はわくわくしているんですけども、この中央ホールでどんなことができると思っているのか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 現在の中央ホールの利用でありますけれども、昨年4月から本格的に使用できるようになり、今年の2月末現在において47団体、3,738人の多くの方々に御利用いただいているところであります。利用内容につきましては、各種イベントにおける式典開催のほか、健康づくり事業の運動教室や演芸等の催しによる興行等が主なものとなっているところでございます。中央ホールの利活用につきましては、収容人数が500人ほど入るスペースとなっていることから、健康体操やダンス教室等の様々な健康づくりの場として、体育館的な活用が可能であり、文化、芸術をはじめ、大規模に行われる各種催し物を開催できるイベント会場としても活用できるところであります。また、舞台も設置されていることから、郷土芸能や子供たちの発表会等の会場としても活用できるとしており、今後も多くの市民や団体等に利用していただけるよう、市のホームページやメディア等を通じて利活用の周知を図ってまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 中央ホールで確かにイベントとかいろんなのに使われていて、良いことだなと思ってはいます。思っているんですけども、もっと他にないんだろうかと思って質問をさせていただいているところでございます。先日、駅伝の解団式がありました。そこで、私は、会食はないつもりで食事をして行きました。そしたら、解団式が終わった後に、おいしいものが、御馳走が振舞われました、会食が行われたんですね。その時に、ここでも会食もできるんだなって思ったところです。そこで伺うんですが、現在、子ども食堂は市民の皆様の御協力で2か所で行われています。すばらしいことだと思います。この子ども食堂を中央ホールでもできたら、もっと大勢の子供たちが楽しめるのではないで

しょうか。そういうふう思ったんです。そこで、お伺いいたします。この中央ホールで子ども食堂をすることについては、どうでしょうか。また、100人以上の会議や宴会を低料金で行うことができていた民間の宴会場がなくなりました。そのため、子ども食堂だけではなく、多くの方が集まって行われる会議とか、宴会とかそういうものも、この中央ホールを使ってできないか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 中央ホールの利活用については、平成28年3月に作成しました、ふれあいプラザなのはな館利用計画書の中で、みんなの集う健康交流広場をコンセプトに、健康体操などの健康づくり事業や、文化・芸術事業をはじめとする各種の催し物を開催できるイベント会場として活用するとしているところでございます。また、現在、本館と中央ホールに隣接する形で建設を予定している新市民会館と複合的に利活用することも計画しており、今後も市民の健康づくりや文化活動の支援施設として利活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。このような利用計画の中で、御提案の子ども食堂につきましては、地域のボランティアなどの有志によって地域の子供たちを孤立から守るとともに、子供たちの食育や居場所づくりとして、また、地域住民の交流拠点としての役割も期待されて実施している事業であると認識しているところであり、中央ホールでの子ども食堂の実施につきましては、地域から離れてしまう地理的問題や、定期的に食事提供を行うとした場合の衛生管理面等の課題もあることから、実施は難しいと考えているところでございます。

それとあと、宴会等の御提案もありましたけれども、宴会という形ではなくて、公共的な行事の催しの中で、会議の終了の中で、懇親会みたいな、そういう活用は可能と考えておりますけれども、最初から宴会という形での活用はちょっと難しいのではないかと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 最初から宴会というのは難しいという御答弁でしたが、あの中央ホールだと車でみんな参加することができるし、子供だけじゃなくお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、みんながそこに集って楽しめる、そういう場所ではないのかなって、そういうふう思ったものですから、御提案させていただいたんですけれども、また考えていただきたいと思います。

そしてまた、全天候型の子ども広場として、いつでも誰でも利用できる広場として活用するお考えはないか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 暑さや雨天等などに左右されず、いつでも利用できる全天候型の子ども広場の必要性については、認識しているところでございます。現在、なのはな館2階の交流室では、社会教育課の事業として、毎週木曜日に子育て学びの広場の開設も行っているところでございます。現在の中央ホールにつきましては、現時点では、先ほど説明いたしました利用計画としていることから、全天候型の子ども広場として活用することは考えておりませんが、現在、北側の県有施設の利活用構想について、県と協議をしているところであり、



仮に、本市が利活用するとした場合には、プールや温泉があった健康増進施設を改修して、全天候型の子ども広場として活用できればと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。北側の宿泊棟とか、プールの利活用をお聞きしようと思っていたら、今、答えていただきました。ありがとうございます。ここの活用に当たっては、何と言っても県の財政支援をまずは受けることが必要、重要課題であると思っているんですけども、これは執行部の皆様の力の出しどころではないかと思いますが、どうでしょうか。何とか県の財政支援を受けられるよう、県との交渉をしっかりとお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**○総務部参与（中村孝）** 現在、鹿児島県に対しまして利活用構想案を提出するとともに、市で県有施設建物の活用をするのであれば、建物の補修、改修に掛かる費用並びに将来の大規模補修等に備えた財政支援の両方を要望し、協議を続けているところでございますので、市としても、県にはしっかりとした責任ある対応をお願いしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 頑張ってくださいと思います。

それでは、市長、このなのはな館の利活用構想について、お聞かせいただきたいと思えます。

**○市長（豊留悦男）** 議員の皆さんも御案内のように、なのはな館、朝夕多くの方々がこの施設を利用して、喜んで体力づくり、その他触れ合い等、活動をしていただいているところがあります。このなのはな館が利用できるようになった、そのことは私としても大変良かったと思っております。後ろの健康増進施設についても、議会の皆様方の理解がまず一番であります。利用計画をしっかりと立てて、市民の総意として、または議会の要望として、県にあげなくてはなりません。いわゆる、事務棟の方についても、議会の方々の様々な意見をいただきながら、ようやく県との協議が整い、今、あのような形で利用をさせていただいております。なのはな館、県から譲り受けた以上は、市民に喜ばれるように、そして、活用できるようになって良かったという利用形態を考えたいと思っております。つまり、子供から高齢者まで、多機能な機能があそこに備わっておりますので、それを十分生かしていきたいと思えます。中央ホールについても、アジア国際映画祭のときの交流の広場、レセプションの場として利用したときには、当時の知事も大変喜んでいただきました。そのような形態でも考えてほしいという言葉もいただきました。菜の花マーチや、それから、いろいろなレセプションの場としても、そして、御案内のように、指宿港海岸保全整備事業の着工式もあそこを使わせていただきました。様々な利用を想定した中で、今後、なのはな館の活用については考えてまいりたいと思えます。子供からと申しました。子供たちの学習の支援の場として、または、先ほど指摘がありました、子ども食堂の場として活用するとしたら、どのような形でできるのか。これは前向きに考えてまいりたいと思えます。このような場に子供たちが集まることによって、先ほど質問がございました、子供の虐待のその発見につながるかもしれま

せん。つまり、この場合は、単なるなのはな館の施設ではなくて、子供たちからお年寄りまで、先ほど申し上げましたように、なのはな館を利用して生き生きと暮らせるような、いわゆる、市民憲章にあるような形での健康のまちとしての核になる。または子育ての核となるような施設になるように努力をしてまいりたいと思っております。是非、皆さんからのアイディア、御協力、御支援をお願いを申し上げます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。

それでは、最後の項目になりました。駅伝の選手を強化するために、指導者の育成はどのように考えているのか、お伺いいたします。その中でも、各学校に指導者を派遣できないか、お伺いいたします。先ほど、なんか学校に送っているという話もあったみたいですが、詳しく教えていただければありがたいと思います。

**○教育部長（下吉一宏）** 指導者の育成はどのように考えているかという質問でございました。

監督・コーチにつきましては、これまでも、県下一周駅伝競走大会に出場した選手が、現役を退いた後、その豊富な経験を生かして、コーチや監督に就任するという流れがございました。今後も、現在のスタッフとともに、指宿チームの選手の中から、新たな監督・コーチとなる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

各学校に指導者を派遣できないかということでございますけれども、これまでも、選手や指導者の派遣につきましては、学校からの依頼によって、校内マラソンや朝のランニング活動の指導を行った実績がございます。今後におきましても、各学校からの依頼がございましたら、その日程や内容等をスタッフと協議させていただき、学校応援団の一員として協力できないか検討をしていきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。

それでは、次にまいります。駅伝の日が第3土曜日に、これは男子の県下一周駅伝ですね、第3土曜日に出発するというので、この第3土曜日は学校は休みになっております。そのため、子供たちはみんなで一斉に応援をするということができません。できれば、このときだけでも特別に登校日にできないものかと思っております。一生懸命走るランナーに応援することで、子供たちの中から将来いだてんの主人公、金栗四三のように走りたいなって思う子供が出てくるかもしれません。難しいことだとは思いますが、そう思いますが、何とかできないものでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** お気持ちは重々理解をいたしております。この質問につきましては、昨年一般質問をいただきました。近年、県下一周駅伝の初日、郷土入りは第3土曜日のために、学校が休みであることから、学校ぐるみの応援ができない状況でございます。土曜日授業を駅伝の初日に変えられないかということでございますが、土曜授業につきましては、中体連等の大会や地区全体の行事との開催に支障がないように全県的な視点で設定をしていることから、本市だけの変更は難しいと考えております。児童・生徒の応援につきまして

は、市内の学校へは、校長会や教頭会において、可能な限りの応援を依頼しているところがございます。また、昨年に引き続き、はしむれ中継場1km手前付近でオレンジロード大作戦と称して、多くの市民の方に集まっていただき、指宿地区チームのたすき色であるオレンジ色のタオルを振り応援をしていただきました。今後も市民の声援が選手の力となるよう、また、選手育成に繋がるように、更に盛り上げてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 第3土曜日を変えるっていうのは、県で決まっているということでしたが、それでは、県に要請をする。こういうふうに、駅伝があるこの第3土曜日だけは登校日にしたら駄目ですかっていうことで、県に言ってみるっていうのもありかなと思うんですけども、そのところはどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 郷土入りの選手を市民こそって、または子供たちが、先輩たちが一生懸命走る姿を見せるっていうことは、教育的には大変意義のあることだろうと思っております。この土曜授業の実施につきましては、前回は御質問がありましたので、議員が、今、おっしゃいましたように、県の保健体育課の方にも、南薩教育事務所の方にも御相談をいたしました。また、市内の17の小・中学校の校長先生方にもアンケート調査をして、その意向を伺ったところがございます。この土曜授業の実施に当たっては、それぞれの市の教育委員会が判断して実施するわけですが、先ほど部長の方から答弁がありましたように、この日を全ての、県下、地区合わせて様々な行事はやらないと、第2土曜日ですね、そういうような申し合わせで、今、実施をしているところがございます。また、一方では、なぜこの土曜授業をわざわざ導入したかっていう、土曜授業の趣旨がございまして、一つには、授業時数の確保、学力向上、かねて通常の授業でできないものをこのときにやろうとか、そういうような狙い等もございまして。または、市内の17の小・中学校の中には、駅伝コースにない学校が9校ほどございまして、その辺のところをどうすればいいかと、そういうようなことも校長先生方といろいろ御相談もいたしました。そういうことで、現在のところは大変難しいなという状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 難しいとは思いますが、何回も言ってみていただきたいなと思います。市長、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 議員の思いは本当によく分かります。私は、瀬々串に勤務したことがあります。そのとき、土曜日に地元入り、その頃は、喜入は指宿地区でしたので、子供たちが沿道で応援する姿っていうのは感動的なものもありました。その熱の入れよう、そして、将来は駅伝選手で走ろうという、そういう子供がいて現実になった、そういう子供もおります。その頃、応援をしたりしている子供の姿、それが市田兄弟であります。私はああいう姿を見たときに、子供に大きな影響を与えてくれる、感動を与えてくれるというのは事実だろうと思います。土・日を挟まないような駅伝の日程は組めないだろうかと私は考えたことはあります。5日間ですから、月曜日から金曜日までとしますと2日目は日曜日に当たらずに火曜日

に当たるわけです。穎娃の子供も、それから加世田の子供も、日置の子供も、そういうふうにしてみんな応援できる体制というのをつくる方法はないだろうか。一つの案ですけども、指宿市議会ではそういう一般質問の中で何とかできないかという、そういうのろしを上げるといってもいいのかもしれません。ただ、運営の都合上、いろいろ諸事情もあろうかと思えますけれども、その思いは恐らく各学校の子供たち、先生方も同じだろうと思しますので、この市議会でもいただいた議員の提案というものについては考えて、改善するとすればどういう方法があるのかというのをみんなで協議する場というのは必要だろうかと思っているところでもあります。あと一つ、地元が出て、地元の選手が走るという、そのことが子供たちに夢を与えるわけであります。丹波小出身の先生が走るときのあの盛り上がりよう、親も子供も地域も一生懸命、一丸となって応援をさせていただいております。そういう意味では、春を告げる駅伝ではありますけれども、私たちに春を持って来て、そして、新しい感動を与えてくれるものだと、私は、この大会というのは楽しみでもあり、もっともっと充実させていく必要があろうかと思っております。長くなりますけれども、私は、伊佐地区で勤務をいたしました。そのときは、昭和50年、残念ながら伊佐地区は走れませんでした。3年間続きました。そのときの地元の落胆と言いますか、これではいけないと。1市1町、3万5千から4万人で1チーム出すという、極めて極めて厳しい地域でありましたので、それをどうするかということで本気に駅伝の選手の育成、そして、練習する場の確保、指導者の人材の育成、その他取り組んだことがあります。そして、見事に、今、伊佐チームとして頑張っております。そういうことを避けるためにも、出場ができないようなそういうことを回避するためにも、駅伝の運営委員会、反省会の中では、絶対に指宿は、指宿チームとして単独であるけれども、頑張れるようなそういうハード、ソフトの整備をしてみたいという、強い強い私の意志を皆さんにお伝えしたところでもありますので、この駅伝に対しては競技力向上とともに、その合宿、その他強化のための策を、今、練らなければならないと思っております。これも陸上競技場、サッカー場、野球場、そして、なのはな館、総体的に、あの近辺で合宿等を行いながら競技力の向上はできないか、そのことも併せて考えさせていただきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。

今回は多くの項目にわたり質問をさせていただきました。何と言っても命を守る、そして、子供たちの未来のために、市民の皆様の幸せのために、市長先頭に議員も職員も一つになって指宿市を盛り上げていきたい、そういうふうには私は思っております。

最後に私の大好きな言葉です。桜梅桃李という言葉があります。皆さん御存知だとは思いますが、桜は桜らしく、梅は梅らしく、桃は桃らしく、李は李らしくという言葉です。それぞれの個性や違いを認め合い、良いところを見つけ褒め称えていける、そういう広い心があれば、その人のもとには人が集まる、自分も喜びを感じられるし、喜びを与えることもでき

る。梅が桜に憧れて、桜になろうとしても意味がない。梅は梅らしく、自分を咲かせ切っていくことが正しいし、それが幸福というものだと思います。個性はみんな違う、だから面白い。以上です。

○市長（豊留悦男） . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

○議長（福永徳郎） . . . . .  
. . . . .

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分  
再開 午前11時09分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） 先ほど、発言をさせていただきました。 . . . . .  
. . . . .馬齢を重ねますと記憶違いも甚だしくなりました、先ほどのような事実はなかったということで、発言を撤回させていただきたいと思います。

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

ただいま市長から、本日の本会議における発言について、取消をしたいとの申し出がありました。

取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、市長からの発言取消の申し出を許可することに決定いたしました。  
一般質問を続行いたします。  
次は、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） お疲れ様です。11番、西森三義です。私は、今年も県下一周駅伝の応援に出向きました。大会前の個人ごと成績表では、先ほどもありましたように、Bクラスに入れるのではないかと期待していましたが、他のチームも強化練習をされており、私が思っていたようにはならなかったものの、先ほど同僚議員が言いました、質問でありましたように、スタッフ、選手が一致団結して最終日、7分15秒差を逆転し、ものの見事にCクラス優勝され、指宿市民へすばらしい感動を与えていただいたことに対し、選手の皆さん及び監督さんを含め、関係者の皆様方へ深く感謝申し上げます。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。昨年の台風24号の被害については、災害復旧の要望調査のチラシを農家へ配布して調査した結果で、農業再生産支援事業に21経営体の2,162万3千円で予算計上されているが、ジャンボインゲンやニンジン等も被害に遭い、蒔き直しをした農家もあったようです。どれだけの農家が申請されたのか、お伺いいたします。

次は、収入保険についてですが、まず、収入保険とは、農業者ごとに保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填してくれるすばらしい仕組みであると認識しているが、先日の産業建設委員会で、同僚議員が質疑された中で、青色申告者の対象者564名中、92名だけの加入との答弁でしたが、加入率の低さの原因について把握されているのか、お伺いいたします。

農業後継者を育成するための制度として、農業次世代人材投資事業、以前は、青年就農給付金事業がありますが、この事業の昨年の委員会参考資料での年度ごと採択者が今年度と大きく差異があるので、取組状況についてお伺いいたします。

次の田口田から幸屋の間の道路近辺にトイレの設置はできないかということについては、農家さんから近くにトイレがないため、外国人を雇用し農作業をしても、作業中断して自宅に連れ帰って、手間がかかっているとのことで、是非設置していただきたいと強い要望があるが、トイレの設置はできないか、お伺いいたします。

二つ目は、菜の花マラソンの今後についてであります。今月1日の新聞に、指宿市の高齢化率が38.1%と掲載されていました。毎年高齢化は進んで行く中で、多くのボランティアの協力の下、おもてなし日本一を自負する菜の花マラソンを開催しているが、これからの開催に不安点はないか、お伺いいたします。

また、今年で38回の開催になった菜の花マラソンでしたが、テレビでの実況中継はされたものの、翌日の新聞に掲載された個人ごとの成績は男女とも上位3名だけとなっていて、開催日から約3週間後に掲載されたスポーツ広場欄でも、年代別に上位3名だけが載っていただけだったが、参加者の1割でも成績表を新聞に掲載できないか、お伺いいたします。

三つ目は、外国人の雇用対策についてであります。以前、商工会議所の会員との懇談会席上で、どの事業所においても人材確保に苦労しているようであるが、このように指宿市でも人材不足を言われる中で、指宿市において、外国人の雇用に関する相談窓口を設置する考えはないか、お伺いいたします。

また、各事業所で外国人を雇用する場合は、宿泊所を手配するのにも苦労しているようだが、空き家活用推進事業の中で、外国人への賃貸があるのか、お伺いいたします。

四つ目は、市民の安全対策についてであります。市民からの要請で各地区を巡回しているとき、市道、里道、農道を含む通行に危険を感じる空き家や、大木の枝及び雑木が道路上にせり出して、台風等で枝が落下したり、危険と思われる場所の安全対策について検討はされ

ていないか、お伺いいたします。

私の住んでいる校区内の墓地は高台にある所が多く見受けられますが、高齢になると墓参りも遠のき、また、相続人がいないのか、荒れ果てた墓石も点在している中で、高台にある墓地周辺の大木及び雑木や、放置された墓石の撤去について検討されたことはないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 外国人の雇用対策についての御質問をいただきました。この数年、ホテル・旅館関係者や水産加工業、農業を営む方々から、仕事はあるのに人手が不足しており、経営に支障をきたす状況である、との声を多くいただいております。市では、少しでもこのような状況を解決するため、国に対し、外国人の在留資格の緩和を要望してきているところであります。御承知のとおり、来月からは、新たな在留資格を盛り込んだ改正出入国管理法が施行されることとなっております。また、昨年12月に本市と鹿児島銀行が、地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定を締結いたしました。その中で、外国人技能実習生の受入れネットワークづくりに関する取組を研究していくことにいたしました。外国人は、地域産業を支える大切な担い手となってきておりますので、市といたしましても、今後、外国人の雇用に関する相談体制、受入事業所に対する支援などを一元化するよう、商工業団体や農水産関係団体等と構築してまいりたいと考えております。

次に、道路の通行に危険な雑木などの安全対策等について検討しているかとの御質問でございます。通行に支障のある雑木等については、民法第233条において、隣地の雑木が境界線を越えるときは、その雑木の所有者に、切除させることができると規定をされており、安全に通行できないと判断される雑木等については、その所有者に伐採などによる安全対策を求めていくこととしているところであります。しかしながら、主に災害時におきましては、民法第720条第2項に規定された緊急措置として、道路管理者である市において、道路への倒木など、通行に支障のある部分を伐採しております。なお、倒木の危険性があり、土地の所有者が不明な場合などについては、その対策について、その都度判断していくことになろうかと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 昨年の台風24号の被災農業者支援事業に関する相談件数でございますが、ハウスや畜舎等の農業用施設が被災した農業者が40件、このうち市を通して当初予算に計上させていただいたのは21件でございます。畜舎等につきましては、いぶすき農協を通して2件を申請しているところでございます。また、農作物の被害を受けたほ場の追加防除、あるいは施肥、植直し等の相談件数につきましては、31件で、申請件数につきましては11件となっております。なお、畜舎並びに農作物被害に伴う、植直し等の支援事業につきましては、いぶすき農協や農業者の任意組合が国へ直接申請を行うために、市の予算を通ることはないところでございます。

次に、収入保険への加入状況につきましての質問でございます。平成30年度の確定申告で青色申告者のうち、保険対象とならない畜産農家を除いた564名が収入保険に加入することができますが、共済組合からの報告によりますと、昨年の12月末で92名が申し込みをされており、本市の加入率は約16%となっているところでございます。一方、国においては、収入保険の初年度につきましては、加入対象者の約20%、戸数で言いますと、10万経営体を目標にしておりましたが、初年度の加入者数は全国で約3万5千件、加入率約8%となっているところでございます。このように全国的にも加入者数が目標を大幅に下回ったことの原因につきましては、制度開始初年度ということもありまして、農家自体が制度そのものへのメリット等を見極めている状況があるのではないかと考えているところでございます。

次に、農業次世代人材投資資金採択者についての御質問でございます。この事業は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、年間最大150万円、最長5年間の資金を交付するものでございます。採択者への交付期間につきましては、採択年度からではなくて、採択者が独立・自営就農した時から5年間となっているため、採択年度が同じであっても、営農開始時期によって交付期間が異なることによる減少が主な理由でございます。その他にも、離農による交付中止は、平成26年度採択者で1件、27年度採択者で2件、28年度採択者で1件あることから、交付対象者が減少しているところでございます。

次に、トイレの設置についての御質問でございますが、田口田から幸屋間の道路、いわゆる農免道路でございます。農業者の生産向上や農産物物流の合理化等を目的に整備されたものであり、トイレ等の施設は整備されていないのが現状でございます。この道路付近にトイレを設置しようとしますと、用地の確保、水道配管、維持管理など様々な問題があることから、現時点では、設置の計画はないところでございます。

**○産業振興部長（川路潔）** いぶすき菜の花マラソンの今後についてのお尋ねでございますが、いぶすき菜の花マラソンは、昭和57年に、指宿温泉マラソンとして始まり、昭和59年の3回大会から、いぶすき菜の花マラソンとして実施されており、今年で38回目を迎えたところがあります。今年も1月の第2日曜日に当たる1月13日に開催され、本市の、おもてなしを体現するイベントになっております。現在では、全国で年明けに一番早く開催される日本陸上競技連盟の公認マラソン大会として、また、おもてなし日本一マラソンとして、県内外から1万3千人を超える多くのランナーに御参加いただいている大会となっております。大会を支えるボランティアは約2千人を数え、他にも沿道で自主的なふるまいを行われる方もいらっしゃるなど、まちぐるみでのおもてなしや協力は、参加者に大変好評を得ているところでございます。今後の大会運営に際しまして、引き続き多くのボランティアの協力は必要不可欠なことから、ボランティア協力者の高齢化に伴う担い手の確保が、今後の大きな課題となると考えているところであります。



それから、いぶすき菜の花マラソン大会参加者の1割でも成績表を新聞に掲載できないかについてのお尋ねですが、第38回いぶすき菜の花マラソン大会の参加者は1万3,615人で、その1割は、1,300人程度となります。その成績を新聞紙面において掲載するとなりますと、有料広告として掲載することとなるようでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 空き家活用推進事業の中で、外国人への賃貸があるのかについての御質問ですが、市では、平成30年度より、空き家活用コーディネーターとして、2名の地域おこし協力隊を雇用し、空き家の活用に向けた市民への周知・啓発や、空き家活用に取り組む地域の支援に取り組んでいるところでございます。活動を通じて所有者から空き家等の情報提供をいただくこともあり、移住希望者とのマッチングにも取り組んでおりますが、現在のところ、外国人への賃貸契約に至ったケースはないところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 市道沿いにある危険な空き家対策についてということでございます。地区や市民の方から危険な空き家への対応依頼がありますけれども、そういう場合につきましては、物件を調査しまして、所有者等への通知を行っております。所有者等が市外在住の場合は、写真等も添付をして送付をし、家屋の適正管理についてお願いをしているところでございます。

**○市民生活部長（上田薫）** 高台にある墓地周辺の雑木や放置された墓石の撤去について、検討されたことはないかという御質問でございました。地区が管理する共同墓地につきましては、市内に213か所あり、それぞれの地域で公民館長さんや集落長さん等の責任者を置き、管理していただいているところでございます。現在ある共同墓地におきましては、雑木等が倒れ掛かっていたり、高台にあるため、墓参りがままならないといった状況も見受けられるところでございます。共同墓地は、それぞれ設置された経緯や状況は様々ではございますが、いずれもお墓を設けられた方々の共有の財産でございます。したがって、それぞれの共同墓地におきまして、責任者の方を中心に話し合いをしていただき、適正に管理をしていただくことが基本となりますので、これまで墓石の撤去等について、検討したことはないところでございます。ただ、市の方では、共同墓地に対する支援制度を設けてございます。水道料の負担や共同墓地危険箇所の安全対策のためのフェンス、手すり等の設置などを行う場合の安全対策補助といたしまして、補助対象経費の2分の1の範囲内で限度額が20万円となっておりますので、この補助を活用していただきたいというふうに考えております。

**○11番議員（西森三義）** それでは、これから2回目以降の質問に入ります。

先ほど、いろいろ答弁をいただきました。それでは、それに対して、また、2回目以降を行います。近年においては、異常気象により、ゲリラ豪雨や大型の台風が襲来して来て、そのたびに多くの農家の方々が被害に遭っている状況です。今回の台風24号で市で管理したのは畜産施設を含めハウスの施設だけのようですが、非該当になった農家への支援策は検討されなかったのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 市としましては、これまでも農業振興促進基金の貸付や、JAが実施する農業災害緊急資金等への利子補助などを実施しておりますが、今回の自然災害による被害支援につきましては、国の補助事業を活用していることから、市としましての支援をすることは考えていないところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 今までもいろんな被害があったときに、市で補助をしたというのは1回だけでした。1回だけでもあったからいいかなとは思いますが、農家にとっては非常に大変な思いです。ここ辺りの支援対応についてはですね、今後、是非検討していただきたいというふうに思っているところです。JAの方での窓口でも何か取組をされているようですが、そこの方では、幾らかの農家の方が申請をされたと聞いておりますので、そこ辺りの対応についても、市で指導ができると、支援ができる場合にはお願いしたいというふうに思っております。

収入保険についてはですね、先ほど部長の方からもありましたが、私を含めて、農家の方が、このすばらしい仕組みであるけど、その仕組みを理解できないのか、躊躇しているようでもありますけれども、ちなみに、掛け金はどうなっているんですか。例えとして、500万円の保険に加入したときの掛け金は幾らになるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 収入保険につきましては、掛け捨ての保険方式と積立方式の組み合わせで補てんされる仕組みとなっておりますが、保険料については、例えば、基準収入が500万円の農業者が、補償上限の90%、支払い率上限の90%を選択した場合の概算による保険料につきましては3万8,880円、積立部分につきましては11万2,500円で、合計で15万1,380円となるようでございます。市ではこの収入保険のうち、加入初年目につきましては、掛け捨ての保険料の2分の1を、また、2年目と3年目につきましては3分の1を補助する予定ですので、このケースで申しますと補助金の金額は初年目が1万9千円、2年目と3年目につきましては1万2千円ずつとなります。なお、補てん金の支払いがなかった場合につきましては、積立部分につきましては、翌年度に繰り越しをされるということになっているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** ただいま説明をいただきましたが、500万円の保険に加入した場合には15万1千円程度だと。そして、その中で掛け捨て部分についての初年度については、市の方でも補助があると。それが、初年度は1万9千円ということでした。こういう形で市でも補助をするということは、南九州市に聞いたらそれはないというふうなことでしたが、指宿市では率先して取り組んでいただいたなということについては、評価したいと思えます。ただ、こんなすばらしいのになかなか加入しないということですので、今後、加入に向けてですね、どのように指導されていかれるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 今年からスタートしました収入保険制度については、気象変動がもたらす自然災害や農作物の価格低下等による農家の収入減少を補てんする仕組みであり、農家

の経営を安定させる上で極めて有効な制度であります。したがって、市としましてもこの制度を積極的に推進するため、保険料の一部を補助することとしているところです。また、制度加入促進のため、これまでも広報紙やチラシによる制度の紹介をするとともに、農業共済組合や関係機関とも連携し、説明会の開催等を行ってまいりました。今後も引き続き、農家に対して、制度周知や加入促進に努め、農家のセーフティーネットとしての定着を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○11 番議員（西森三義）** いろいろこの収入保険については、今後も周知されていくということですが、指宿市ではですね、青色申告をされている方は、対象者は564名と先ほど答弁いただきましたけれども、青色申告をされていない農家も多くいると思うんですよ。そして、そういう青色申告をされていない農家が収入保険には入れないと思いますので、そこ辺りの収入保険に加入していただくためには、どのような指導をされていかれるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 収入保険制度の対象者につきましては、青色申告を行っている農業者となっておりますが、青色申告をするためには複式簿記等の記帳が前提となっております。取組が広がりにくいという声も聞かれるところでございます。一方、青色申告につきましては、複式簿記の方法の他に、現金出納帳の記帳による簡易簿記もあり、白色申告を行っている農家でも簡単に取り組むことが可能でございます。また、青色申告には税の控除を受けられるなど、様々なメリットもありますので、今後もパソコン簿記講座の実施や税理士による研修会など、各種会合等機会を捉え、関係機関とも連携を図りながら農家へ周知し、青色申告への誘導による収入保険への加入を推進してまいりたいと考えているところでございます。

**○11 番議員（西森三義）** 今、部長が答弁にありましたが、青色申告というのは複式簿記だけじゃなくて、そういう現金出納帳を記帳しておけばですね、簡単に入れます。私も家庭菜園並みに作物を作っていますが、これでも青色申告者です。簡単に入れました。だから、私が入れるんですから、他の農家の人は更に簡単に入れるというふうに思っていますんで、是非そこら辺りは、難しくないんだよと、簡単なんだよということを指導して、1人でも多くの農家が万が一があったときに、その収入保険の適応を受けられるようにしていただきたいなというふうに思っております。

農業次世代人材投資事業についてはですね、先日の産業建設委員会の中でもありましたが、24年度から開始され、現在、93名の対象者がいると説明されておりました。中にはですね、妻の実家に引き上げて来て、農業に従事している夫婦が、この事業に申し込んだが採択されていないとのこと。対象とならない理由は何なのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 就農して対象にならないことなんですけれども、事業要件を満たすことができないことが多いものとして、まず、独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること。それと、後継者の場合、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行

い、新規就農者と同等のリスクを負う計画であることというものがあります。また、平成29年4月の制度改正によりまして、交付期間中に離農した場合は全額返還。また、交付終了後に交付期間と同期間営農を継続しない場合は、営農を継続しない期間分は返還が生じることとなりました。これらのことから、農業次世代人材投資資金の交付申請者の減少等の要因として考えているところでございます。

**○11 番議員（西森三義）** 事業要件等についてはですね、聞き取り調査時にも説明を受けましたんですが、今回のケースも、後継者であることから、親が作付けしている作目での営農計画のために該当にならなかったのか、再度お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** あくまでも新規就農者、例えば、後継者の場合であっても、先ほど申したように、親とは別に営農しなさいというのが大原則でございます。また、親元で就農する場合につきましては、あくまでも継承でございますので、交付期間中に農地の名義を変更するとか、そのような様々な条件が重なってくるということでございます。

**○11 番議員（西森三義）** 本来ならですね、技術を持った、親の技術をできるだけ早く習得させて、そして、早急に一人前になることが望ましいと思うんですよ。だから、そういうことからすれば、ここの本元である国へですね、そういうふうな緩和策というのも申請できないのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 国への要望の件なんですが、年齢要件や後継者要件の緩和の要望につきましては、これまでも、県などが実施する研修会や担当者会を通して行われているところでございます。国や県においても、その要望を受け、検討をしていると伺っているところでございます。なお、年齢要件につきましては、平成31年度から、現在、45歳未満となっておりますが、これが50歳未満に緩和される予定となっております。また、親族から借りた農地を交付対象者に所有権移転しなければならないという要件につきましても、31年度からは、利用権設定でよいというふうに緩和される予定となっているところでございます。

**○11 番議員（西森三義）** いろいろ緩和策については要請をされているようですけども、やっぱり、親が作っている作目を、それでやったら対象にならない。何かおかしいなというふうに思います。新規にする人と同等のリスクを負わせるということは分かります。ただ、親が作っても、その本人にしては新規なんですよ。だから、そこ辺りもですね、国の方には、そこ辺りも強く要請すべきだというふうに考えておりますので、よろしく対応方をお願いしておきます。

先ほど、部長の方では離農者は4名ということで報告をされました。私が産業建設委員会の席上で聞いたときは、離農した農家は8名という説明でありましたけれども、離農者に対しての対応策は、先ほど全額返納ですよというのがありましたけれども、どのようにされているのか、再度お尋ねをいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 先ほどの答弁の中で4件というのは、平成26年度、あるいは27年度、

28年度の採択者の中で4名ということでございます。

返還の件なんでございますけれども、返還の要件が生じたのが平成29年度採択者からでございますので、現在、離農された方については該当しないということで、返納はないということでございます。

**○11番議員（西森三義）** 平成20年度から採択された方が返納になると、そういう理解でよろしいんですか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 29年度採択者からでございます。

**○11番議員（西森三義）** 先ほどトイレについては、水の問題というのを言われました。畑かん内には水は来ているんですよ。土地改良区であるかもしれない。そこは分かります。でも、水は来ているんですよ。そういう水の問題というのはちゃんちゃらおかしいというふうに思います。あそこはですね、田口田から幸屋間においては、今朝も観光バスが通っているんですよ。非常に交通量も多い。公益農道の利用で車の通行も多くなり、また、ベイヒルズを利用されるお客さんも多く、さらに、県外ナンバーの車も多く見られます。昔みたいですね、そこら辺で立ち小便ができないんですよ。私もね、年取ったら小便が近いんです。非常に困ります。菜の花マラソンのときでも利用できるんですよ。トイレ設置についてはどうですか、検討はできないんですか。再度お尋ねいたします。

**○農政部長（松澤敏秀）** 議員のお気持ちは十分分かっております。農業の労働環境の改善上や農作業中の効率化などのそういう面からも、トイレの設置については、必要であると感じているところでございます。議員御指摘の観光面からのトイレ設置の必要性も考えられるため、地域からの要望や維持管理方法などの問題が解決できるとすれば、今後、総合的にトイレ設置に向けた、調査・研究は行ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 地域から要望書をですね、早急に提出してもらいたいと思います。そして、調査・研究に取り組んでいただきたい。トイレを設置するような場所がありますよ。やぶがいっぱいありました。だから、簡単ですよ。あとはお金の問題です。市長、どうかそこ辺りは前向きに検討していただきたい、そういうふうに思っております。

次はですね、菜の花マラソンについてちょっとお聞きいたします。今の参加者を増やす計画なのか、それとも、先ほど部長が言いました、1万3千人程度来られていると、これで、この現状を望んでいるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** いぶすき菜の花マラソン大会は、平成22年の第29回、平成23年の第30回において、2万人を超える大会となったこともございましたが、今年1月に開催された第38回では、1万3,615人の参加となっております。2万人を超える規模で開催した際は、駐車場不足や交通渋滞、トイレ不足などの問題が生じ、十分な受け入れやおもてなし体制が構築できなくなるなど深刻な状況となりました。昨今では、各地で都市型の市民マラソンが開催されておりますので、少子高齢化に伴いまして、各地の大会の参加者数も減少傾向にあるよ

うであります。しかしながら、いぶすき菜の花マラソン大会は、都市型マラソンとは異なる魅力を発信するなど、差別化を図りながら、現状の参加規模である1万3千人から1万5千人程度の維持を図りたいと考えているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 大分昼も近づいておりますけれども、答弁は簡潔にお願いいたします。長々とはいりません、要点だけ。

今月の3日にかごしまマラソンが実施されましたが、報道機関の取扱いの違いに違和感を持ってしまいます。なぜかと言うと、新聞の掲載についても、翌日にはですね、男女ともかごしまマラソンは上位100名まで掲載され、さらに、3月6日から8日にかけては、完走者全員の順位、記録が掲載されています。菜の花マラソンの参加者のデータもあると思いますので、そのデータを新聞社に提出すれば、希望する順位まで掲載してくれるのではないかと。それとも掲載するのに、先ほど有料と言いましたけれども、どれぐらいのお金が掛かるのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 現在、いぶすき菜の花マラソン大会は、大会の公式ホームページ上におきまして、参加者の成績を確認いただけるようになっております。現時点において、新聞社が共催企業ではないことから、掲載に掛かる経費が定価ベースで、8ページの場合に約2,000万円、1ページ当たりで換算しますと、250万円掛かるようであり、大会運営上の負担になることが危惧されるところでございます。引き続き、成績表のメディアへの掲載をはじめ、マラソン愛好家の参加意欲の高揚に繋がるようなPR方法を大会事務局とともに研究してまいりたいと思います。

**○11番議員（西森三義）** 意外と高いんですね。1ページ250万、儲かりますね、新聞社は。あんまり高いですが。参加料はどうなっていますか。いぶすき菜の花マラソンとかごしまマラソンの参加料は。把握されていますか。

**○産業振興部長（川路潔）** かごしまマラソンにつきましては、1人1万円です。菜の花マラソンにつきましては、6千円であります。

**○11番議員（西森三義）** 参加料を上げると参加者が少なくなる、そういうことも考えて、また、いい方法があればですね、是非、そこら辺りは検討していただきたい。

先ほど市長の方でもありました、4月から新たな在留資格による外国人受入拡大が始まることで、地元新聞においてもですね、5回にわたって特集記事が掲載されており、過酷な労働環境や、現地ブローカーの存在など、いろいろ問題がありそうです。優秀な人材を確保する点からも、市で相談窓口を設置できないか、再度お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 市といたしましては、新年度から外国人技能実習生の受入れネットワークづくりに関する取組を始めます。この中で、まずは、外国人を雇用、又は受入れを希望する事業所にアンケートなどの聴き取りをしてまいりたいと考えております。外国人受入の課題は業種によりまして様々だと思っておりますが、事業者の方々の悩みや不安を把握し、相談

窓口の設置も含めまして、どのような支援が必要か研究してまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 前向きにですね、各事業所へアンケートをするなり、実施したいと、調査をしていきたいということでしたので、是非そういう対応を取っていただきたい。

それから、各事業所ですね、外国人を雇用する場合には、宿泊施設を確保するのに本当に苦労しているように聞いております。いろいろ今回も質問が出ましたが、新聞にも載っております。大成小学校の方に何か統廃合するという新聞掲載もありまして、学校が再編されるということが話題になっているようです。もし、学校が再編された後の活用ですね、県内外の学生の合宿場にするとか、あるいは、私が今言いました、外国人の宿泊所にできないのか。エアコンも整備されれば、すばらしい施設ができると思うんですが、そこ辺りについてはどのようにできるのか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 学校跡地につきましては、市望ましい学校づくり調整会議において利活用方法の検討を進めております。行政機関としての活用、地域からの活用要望等を調査するとともに、民間事業者の参入等も検討し、地域に喜ばれ、地域活性化に繋がるような取組を進めてまいりたいと考えております。文科省からも全国の活用事例が紹介をされておりますが、地域コミュニティ施設をはじめ、若手起業向けのオフィスや民泊拠点施設など、様々な事例があるところでございます。議員がおっしゃられますそういった活用についても、一つの案ではなかろうかと思うところでございます。

**○11番議員（西森三義）** いいことはですね、是非前向きに進めていただきたいと。

次は、市民の安全対策についてであります。担当部署においてはですね、危険空き家の所有者へ安全対策を講じるよう催告しているようであるが、所有者の反応はどうなんですか。催告をされたことにより解体をされた事例がありますか。お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 今年度、30年度でございますが、現在、24件の相談を受けまして、所有者等へ連絡を行っております。そのうち、家屋の除却等、改善された対応をしていただいた事例が9件あるところでございます。

**○11番議員（西森三義）** その担当部署において、そういうふう動くことによって危険空き家がなくなるということでございます。非常にありがたいなというふうに思っております。ただ、催告をしたにも関わらず、そのまま残っている空き家もあろうと思います。以前、空き家について質問したときにですね、撤去法の審議会を設置するという答弁もありました。この撤去法の適応について、対応策は検討されていないか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** その法律に基づきまして規定されております、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会、この協議会について、来年度の設置に向けて、今、他の市の状況等も含めて研究をいたしております。来年度の設置に向けて、今、準備も進めておりますし、また、来年度、31年度の予算として、空き家等対策協議会の開催経費についても、今回、提案をさせていただいているところであります。

**○11 番議員（西森三義）** そこについてもですね、審議会を立ち上げたからすぐしなさいというわけではございません。いろんな方向で、そういうふうな論点をさせていただければいいかなというふうに思っております。

大木や雑木の処理については、先ほども市長の答弁でもありましたが、道路に倒れてきたり、通行に支障を及ぼす場合は撤去すると言われました。ただですね、所有者が死亡していたり、所有者不明も多くあります。私の地区にも不明土地があり、調査をしたところ、昔士族同士の切り合いで亡くなられた人を埋設した場所と判明し、そのゆかりの子孫が鳥山地区にいて、75年ほど前までは墓参りに来ていたと。その後、遺骨を掘り出して持ち帰ったと。地区の高齢者に聞きましたが、このように降って湧いたようなこの土地の老木をですね、地区民が言ってきたために、地区ではどうしようもないと。大きな木なもんですから、対応に苦慮しているところです。何とか市道、里道にかかっている、倒れてはいないんですけども、その辺りについて、市で対応できないのか、お尋ねをいたします。

**○建設部長（黒木六海）** 道路管理者としましては、市で管理する道路以外に影響するものにつきましては、処分はできないものと考えております。道路にはみ出した枝等により、通行に支障がある場合や、危険性が高いと判断され、緊急性の高い場合は、安全に通行できるよう事前に処置をしていくことになろうかというふうに考えております。

**○11 番議員（西森三義）** 今、部長の答弁にありましたようにですね、今回も私の一般質問の通告をしてから、台風で斜めに傾いていた杉の木や、この降って湧いたような土地の大木の枝がですね、電線に支障をきたしていた枝については、早急に撤去していただき感謝いたします。この老木の隣には民間の車庫もあるので、支障がありそうな枝だけでも撤去できないのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（有留茂人）** その土地の所有者等を確認しまして対応することになろうかと思えます。また、どうしても連絡がつかないような場合については、相続関係も調査をしまして、そのお子さんなり、相続権のある方へも連絡をして、対応をお願いしていきたいというふうに思えます。

**○11 番議員（西森三義）** このようにですね、いわくのある土地や訳の分からない土地が他の地区にも相当あると思われまますので、私の方でも調査をして、次の機会に質問をしたいと思えますので、担当部署においても分かる範囲において調査をしていただきたいと思います。

昔は土地がないため墓地を高台に設置したのか、亡くなられた人が美しい景色を見られるようにしたのか、詳細については調査しようもありませんが、高齢者の方々が対応できるようなものではございません。中にはですね、納骨堂が10基ぐらい繋がって、その上にスレート葺の屋根まであり、その中で放置された墓石があることで、先ほどは、地区民ですべきだと答弁がありましたが、地区民でもどうしようも対応にできそうにないんです。このことについては、これから先の高齢社会を考えれば、私の住んでいる校区内だけの問題ではない



と思われませんが、どう対応したらいいのか。調査・研究に取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（上田薫）** 今後の高齢化の進行を考慮しますと、共同墓地の管理に限らず、地域における集落機能の低下が懸念されるところでもございます。なお、共同墓地に関しましては、住民の皆様方が一定の負担をして設置されたものでありますので、その方々の共有の財産であり、また、それぞれの思いもあろうかと思えます。したがって、共同墓地の管理につきましては、それぞれの地域で話し合いをしながら、適正に管理していただくことが必要であろうかと思えます。しかしながら、現状におきましては、いろいろな課題も多く見受けられることから、今後、機会を捉えまして、各自治会長さん方へ共同墓地の適正な管理についての呼び掛けを行ってまいりますとともに、市といたしましても、今後、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** なかなか難しい問題であろうとは思いますが。全国においてはですね、この管理できない墓石をお寺で預かり供養しているところがテレビで放映されてきました。また、都会においては、樹木葬という新たな取組もあるようですので、私の方でもいろいろ調査してみたいと思っています。そして、このようにですね、管理されていない墓石等をどのようにできるのか、行政、地域と一体となって改善策を見出せるよう努めてまいりたいと思います。

終わりに、3月末をもって定年や一身上の都合により退職をされる方々には、長い間市政発展のために御尽力いただき、感謝申し上げます。今後も健康には十分留意され、これまで得た豊富な知識を地元地域の活性化並びに市政発展に活躍くださいますようお願いいたします。本当に御苦勞様でした。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分  
再開 午後 1時08分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の1人として、平和と民主主義、そして、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づき、一般質問を行います。

まず、子育て支援などについてであります。私は、これまでも子育て支援については、重要な課題の一つだとして、先進地の一つである相生市の例をひきながら、一般質問で繰り返しいろいろな提案や要求をしてまいりました。その中で、小・中学校の普通教室にエアコンを整備する件については、財政措置もなされ実現の運びであります。就学援助、入学準備金の入学前支給についても、取り組んでいただいております。そして、給食費については、新

年度から一部助成をすることが表明されております。これら子育て支援策について、少しずつでも前進させていただいていることについては、敬意を表したいと思います。その上で、改めて子育て支援に関して質問させていただきたいと思います。子供は未来の主人公であり、社会の希望です。根本において、子育て支援は国の施策として取り組まなければなりません。住民の暮らしを守る地方自治体の責務でもあります。それに応える旗印として、子育て支援都市宣言を掲げることは重要ではないでしょうか。その考えはないか、伺います。

次に、小・中学校の給食費についてです。これまで、完全無料を要求してまいりましたが、今回一部助成するということが明らかになっています。そこで、一部助成はどのような内容かということと併せて、完全無料に向けての考え方、あるいは計画について伺います。

次に、子ども医療費助成を現物給付方式で高校卒業までにすることについて伺います。住民税非課税世帯の未就学児については、県として現物支給方式になっていますが、制度が煩雑化してきています。今こそ、全体として現物給付方式への移行が求められるのではないのでしょうか。これまで市だけでの実現は現実的でなく、県として取り組むよう、各市町村からも要望しているということでした。どの程度の意気込みをもって市長会なりから要望しているのかも含めて、現物給付に関してお答えをお願いします。高校卒業までを対象にすることについては、県や国の制度としてなし得れば一番いいですが、市として独自に取り組むことも可能です。高校卒業するまでを対象にする考えはないか、伺います。

次に、自衛隊への情報提供の現況と問題点についてであります。安倍首相は、これまで自衛隊を憲法に明記しても何も変わらないとしてきました。しかし、会見によって、自治体による自衛隊への情報提供の拒否をなくそうという趣旨の発言をし、その狙いをあけすけに語っています。このようなこともあり、各自治体による自衛隊への情報提供がこれまで以上に国民の知るところとなり、問題視されてきています。私は、自衛隊への情報提供の問題について、以前にも一般質問を行ったことがあります。その時に、ある市民から電話をいただき、切々と訴えられたことがあります。それは、高校を卒業する我が子に自衛隊からダイレクトメールが来た。戦時中の赤紙とダブるものがあったというのです。適齢者と言われる人たちの4情報を市が提供していることを伝えたら、個人情報を守られないのかとお怒りでした。そこで伺います。直近の情報提供の期日と内容について、どのようなものか伺います。

次に、自衛隊からの求めに対して、提供した根拠と理由は何か、伺います。また、自衛隊からの求めに対して、多い少ないは別として、求めに応じていない自治体があることを承知しているかどうか、伺います。

次に、会計年度任用職員制度についてであります。地方自治体の臨時・非常勤職員は、総務省が調査を始めた2005年には全国で45.5万人でした。これが、2016年には64.3万人と、11年間で18.7万人、41.1%も増加しています。その背景として、国においても、総定員法により、職員定数は一貫して減らされ続け、地方公務員では、バブル崩壊後の景気対策のツケで

ある地方債残高の異常な膨張と、国による合理化の強制で大幅に正規職員が減らされ、増大する業務の受け皿として、臨時・非常勤職員が非常に増加してきたものであります。本来なら、臨時・非常勤職員を増加したり固定化するのではなく、正規職員への移行と、待遇面での改善こそ必要であります。こういう中であって、来年4月から、会計年度任用職員制度が施行されます。会計年度任用職員制度がその根本において、臨時・非常勤職員の固定化を意味するものであります。会計年度任用職員制度の施行に際して、現に臨時・非常勤職員である人の希望や意向を聞いたり、待遇面で正規並みに調整することも可能であります。そこで、現状や考え方について伺います。まず、会計年度任用職員制度の趣旨はどのようなものか。そして、市として準備すべきことや実施すべきことはどのようなものか。もう1点は、待遇面での変更点や改善点について、どのようにしようとしているのか伺って、第1回目いたします。

**○市長（豊留悦男）** 本市の子育て支援につきましては、これまでも、生み育てる環境の充実を図る観点より、関係機関の御理解をいただきながら、産科医の確保を図るとともに、不妊治療費助成、産後ケアや新生児聴覚検査、妊婦歯科検診、病児保育事業の拡充、ファミリー・サポート・センターの設置、さらには、平成31年度から産婦健康診査事業に取り組むなど、様々な支援策に取り組んでいるところでございます。本市としましても、宣言あるなしにも関わらず、子育て支援策に取り組む姿勢に変わりはありません。今後、子育て宣言を検討していく中におきましては、本市で子供を生み育てて良かったと、市民の皆様から思っただけのような、特色ある施策、組織体制等について、更に調査・研究を進める必要があると考えているところであります。

以下、いただきました質問につきましては、関係部課長等に答弁をいたさせます。

**○教育部長（下吉一宏）** 給食費の一部助成の内容と完全無償化の考え方についての質問でございました。平成31年度から子育て支援の一環として給食費の一部助成を実施するための予算を計上させていただいております。助成の内容につきましては、主食と温食以外の牛乳及びデザート相当の1人当たり月額900円、年間で9,900円の助成となるところでございます。なお、現時点では、給食費の無償化についての考え、計画はないところでございます。

**○健康福祉部長（山口保）** 子ども医療費助成を現物給付方式で高校卒業までにすることについての御質問でございます。現物給付方式への移行につきましては、これまでも県に要望してきたところでございます。また、平成30年10月から、住民税非課税の未就学児を対象に現物給付方式が導入されているところでございます。本市といたしましても、現物給付方式の移行につきましては、引き続き県に要望してまいりたいと考えているところでございます。平成30年度の県市長会からの県への要望といたしましては、乳幼児医療費助成補助金制度の拡充についてということで、県においては、乳幼児に係る医療費の負担を軽減することにより、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持、増進を図るた

め、就学前の乳幼児に係る医療費を助成する市町村に対し補助金を交付しており、平成30年10月から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等の窓口における自己負担をなくす制度の導入を予定しているところである。今後、更に安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、少子化対策を一層推進するため、市の財政措置等にも十分配慮しながら、義務教育終了前、中学3年生までの児童・生徒全てを対象に、医療費の負担軽減を図る方策を検討するとともに、給付方式については、所得に関わらず、受給者にとって利便性の高い現物給付方式とすることを強く要望するという内容でございます。

次に、医療費助成の支給対象を高校卒業までにできないかということでございますが、本市におきましては、現在、中学校卒業までを対象としているところでございます。少子化対策を推進する有効な方法の一つであることは認識しておりますので、財源等を含めて、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 自衛隊への情報提供の直近の期日と内容ということでございます。自衛隊への情報提供につきましては、平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた男女、それから、平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた男女について、氏名、生年月日、男女の別及び住所の4情報を平成31年2月8日に文書にて提出をいたしております。

それから、提供をした根拠となるのは何かということでございますが、自衛官等募集に関する情報の提供につきましては、自衛隊法第97条第1項に自治体が自衛官募集に関する事務の一部を行うと規定をされており、また、同法施行令第120条において、防衛大臣は自衛官募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し必要な報告、又は資料の提出を求めることができることと規定されていることから、情報提供を行っているところでございます。

それから、応じていない自治体があることを承知しているかということです。新聞報道等により、応じていない自治体があることは承知をしているところでございます。

それから、会計年度任用職員制度についての改正法の趣旨はどういうものかということでございます。現在、本市においても様々な部署で、臨時・非常勤職員が任用されております。しかしながら、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等については、制度が不明確であり、各地方公共団体によって取扱いが異なっているところであります。このような中、平成29年5月17日に交付されました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、臨時・非常勤職員の任用、勤務条件等の整備を図るということで、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものであります。

それから、本市として準備すべきことや実施すべきことはどういうことかということでございます。会計年度任用職員の制度施行に向け、国から示された、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルに基づき準備を、今、進めているところであります。こ

れまで全職員に対し、マニュアル、それから、制度改正パンフレットの広報・周知を行い、新制度へ向けた情報提供を行っております。また、本市の現状を把握するため、現在、臨時・非常勤職員の勤務条件、業務量等の調査を行っているところであります。なお、今後の予定といたしましては、県内各市の状況も踏まえながら、会計年度任用職員の制度の構築を進めてまいりたいと考えております。

それから、待遇面での変更点、改善点についてでございますが、会計年度任用職員の任期については、現在の臨時・非常勤職員と同様に一会計年度内において任用されることとなります。給与については、期末手当が支給できることになっております。また、休暇については、年次有給休暇のほか、特別休暇も付与できることになっております。今後、これらの勤務条件等についても、他市の状況を踏まえながら整備をしてみたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 支援都市宣言については、検討していく中であっては調査・研究の必要があるということでしたが、宣言をしようとしまいと中身は進めていくんだということは答弁されているわけですので、宣言をするということだけに限って言えば、財源は特に必要としないわけですね。具体化する段階では、いろいろ必要になってくると思うんですけども。そういう意味では、頑なになって言ったらお怒りかもしれませんが、何回か質問している中で、なかなかするという直接的な回答はないわけですけども、宣言はやっぱりやっていいのではないか。やらない、検討ってということで後継に押しやっていくということではなくですね、宣言は、まず、大きな旗を立てるということは大事じゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

**○健康福祉部長（山口保）** 子育て支援宣言をしている自治体、していない自治体におきましても、それぞれ自治体に応じた子育て支援事業を実施しているようでございます。子育て支援宣言をするには、宣言都市としてふさわしい取組が必要であると思っております。そういう状況の中で、指宿市で子供を生み育てて良かったと、市民の皆様からも思っていたような特色のある施策、組織体制等について、更に調査・研究を進める必要があるかと考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 宣言をするのであれば、それにふさわしい内容が伴ってくるんだということだとすればですよ、宣言を、今、市長の方からも答弁がありました。いろいろやっているということが説明ありました。まだこれは子育て支援という施策としては、まだ不十分だと。だから、宣言をして大きな旗を立てるのには、ちょっとまだまだだというふうにも取れるんですね。だから、十分、今、やってる途中だと、その意思はあるんだということからすれば、宣言していいんじゃないかと思うんですけど、そういう意味では、まだまだ不十分だという理解の下に宣言するに及んでないということになるんでしょうか。

**○健康福祉部長（山口保）** 本市におきましても、いろいろと子育て支援の事業に取り組んでいるわけでございますが、先ほども申しましたように、宣言するのであれば、繰り返しになり

ますけれども、ふさわしい取組が必要であると思っ

- ているところでもあります。そう言った中で、特色のある施策、組織体制等について、どういったやり方がいいのか、そこ辺りを更に調査・研究する必要があると思っ
- 13番議員（前之園正和）** ふさわしい取組になっていない、あるいは、特殊あるものにまだなっているとは言えないと。だから、宣言するにはですね、現時点ではどうかというふうにも聞こえるわけです。そういう意味では、宣言をすることを求めつつも、内容については、今後、更に進めていただきたいというふうにまず申し上げておきます。

それから、学校給食については、主食と温食については、これまでどおり保護者負担で、牛乳とデザート

- の分として月900円、11か月で9,900円を予算化したと。そして、現在のところ、完全無料という考えはないということでした。この牛乳とデザートの補助、月にして900円ですが、今のところ完全無料の考えはないということではありますけれども、この900円というのは、無料化に向けての第一歩というふうに私は捉えたいんですね。そういう意味では、この第一歩として捉えていいかどうか、そしてまた、現在のところ考えてないってことは、私は、第一歩として捉えたいんですが、現在のところ完全無料を

- 考えてないってことは、将来に向けてもこれが限度だと。私は、そうは取りたくないんですけれども、そのところをちょっと説明願います。
- 教育部長（下吉一宏）** 助成が始まったということですので、それは第一歩であるわけですが、先ほど申し上げましたように、現時点において完全無償化という考え方、計画はもっていないところでございます。

- 13番議員（前之園正和）** 今、新しくただけで、そのときにあっていついつにはどうしますということ

- はなかなか言えないだけで、それが現時点では考えていないということであって、第一歩であることには間違いはないというふうに理解をしたいと思います。
- それから、現物給付方式の問題については、強く要望していくということでしたが、これは各自治体も同じような立場になっていると思うんですけれども、市長会等を通じてもやっていると

- 思うんですけれども、やはり、市独自で、市長会等通じて、ありとあらゆる機会を捉えてやってらっしゃるとは思うんですが、その点はどうなんでしょうか。
- 健康福祉部長（山口保）** 先ほどの答弁でも、県市長会を通して要望しているということ

- を申し上げましたが、その他にも、市町村間でもいろいろと協議しながら、現物給付、高校卒業までの、等について、協議はしているところではございます。
- 13番議員（前之園正和）** 高校卒業までを対象にすることについては、財政を考えながら今後考えていくという答弁だったと思うんですが、確認をいたします。そういうことでよろしかったんですね。

- 健康福祉部長（山口保）** 本市におきましては、これまでも様々な子育て支援策に取り組んで

向上のため施策を推進しなければならないと考えているところでございます。したがって、今後、高校卒業までの医療費助成拡充につきましては、市政全般を総合的に判断しながら検討する必要があるかと考えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 次に、自衛隊への情報提供の問題について伺いますが、平成9年から10年、13年から14年というのがありましたけれども、年齢にすれば18歳、22歳という、端的に表現したらそういうことになると思うんですが、この氏名、住所、性別、年齢についての4情報、31年2月8日に文書にて提出をしたということですが、18歳の方が何名、22歳の方が何名ということになるんでしょうか。

○危機管理課長（山下秀一） 今回、提出した名簿の情報につきまして、22歳の方が225人、18歳の方が323人の提出をしております。

○13番議員（前之園正和） それから、平成31年の2月8日に文書にて提出したということでしたが、これは毎年要請が来て、毎年応えてるというふうにも聞いているんですが、毎年ということでもよろしいでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 自衛隊鹿児島地方協力本部長名で毎年依頼が来ております。

○13番議員（前之園正和） 先ほど、私が1回目のときに、提供した根拠と理由について伺ったわけですが、答弁の中では自衛隊法97条、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。これと、施行令の120条ですね、大臣は都道府県知事、又は市町村長に対し必要な報告、又は資料の提出を求められることができると、これをお答え願ったわけですが、これは自衛隊法並びに施行令において、自衛隊の側が自治体に要請できるという、いうならば根拠であります。私が伺ったのは要請できる根拠ではなくて、市の方が提供した根拠です。先ほど言ったように、これに応えてない自治体もあるってわけですから、要請はできる根拠は一応あると。ところが、応えなければならぬっていうのがあったらですね、100%応えるべきなんですが、そうでないところもあるっていうわけですから。提供した、要請ができる根拠ではなくて、提供した根拠です。自治体がいなければならないというものがあるのかどうか、そこを聞いているんです。

○総務部長（有留茂人） 自衛隊法に基づいて提供ができるというふうになっているわけです。それを受けて、指宿市では、指宿市個人情報保護条例の第8条第3項第3号において、国の機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者がその所掌する事務、又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときには、保有個人情報を提供できるようになっていることから、これらに照らし合わせて情報提供ということで考えているところであります。

○13番議員（前之園正和） 自衛隊法の97条と施行令の120条は、自衛隊の側から要請ができるという根拠であって、市の方がこれに応えなければならない義務があるということはない

んですね。先ほどそれを示したんですが、自治体の方が応えなければならないもないし、応えてはならないという、双方ともないんですよ、これは。ですから、情報提供は、法令で義務規定はないが、指宿市としての判断に基づいて提供しているということにしか過ぎない。これは相違ないですかね。

**○総務部長（有留茂人）** 自衛隊にあっては、大規模災害が発生した際の救助活動や国土の防衛活動など、国及び国民の生命、財産を守るという崇高な任務をもって活動していると考えております。情報の提供につきましては、自衛隊法の施行令第120条の規定によりできるという判断の下、情報の提供を行っているところであります。

**○13番議員（前之園正和）** という市の判断に基づいているというだけに過ぎません。この件では最後に整理して伺いますが、義務規定、応えなければならないという義務規定がありますか、ありませんか。市の判断はいいです。義務規定があるかないかです。

**○総務部長（有留茂人）** 法律ではできるということですので、そのできることについての市の判断ということでやっているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** できるという下における市の判断ということでした。つまり、義務規定は、義務規定はないということによろしいですね。義務規定です。

**○総務部長（有留茂人）** できるということですので、しなければならないということにはなっておりませんので、できるということでの判断の下で提供しているということです。

**○13番議員（前之園正和）** 内容は同じであります。義務規定はないという表現はしないということですね。言っている中身は同じであります。

それから、情報公開条例との関係にもなるかと思うんですが、18歳が323人、22歳が225人ですが、個人情報でありますから、事前に本人の同意や保護者の承諾というものを得ていますか。それとも、全く本人たち、保護者には知らないうちに提供されているんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 情報の提供につきましては、自衛隊に関する事務につきましては、自衛官等の募集事務の一部を行うということで、地方自治法におきましても法定受託事務となっております。これを受けて、市の方としても危機管理課の事務分掌として、安全・安心対策事務における自衛隊に関することを定めて事務として行っておりまして、その個人情報として同意を得るかということにつきましては、その提供する段階においてはそのような行為はしておりません。

**○13番議員（前之園正和）** 事前に本人の同意や保護者の承諾を得ているわけではないと。それでは、名簿提供した後に本人や保護者に対して、実はあなた様の名簿を提供しましたという、事前はないということでしたので、事後の報告があるのかないのか。これもないのじゃないかと思うんですが。

**○総務部長（有留茂人）** 事後についても、そのような行為はしておりません。



○13番議員（前之園正和） それから、18歳と22歳の4情報についてですね、一般市民がその18歳と22歳の4情報について知りたいということで、情報開示を求めたとします。そのとき、これは開示されますか、非開示になりますか。また、開示されたとしても黒塗りになるのかならないのか、一般市民が求めたらどうなるかです。

○総務部長（有留茂人） 自衛隊の情報の提供につきましては、指宿市個人情報保護条例の第8条第3項第3号に基づいての提供であります。個人につきましては、個人情報保護法と、それから、指宿市個人情報保護条例、この条例に照らして判断をされるものと思っております。

（発言する者あり）

○総務部長（有留茂人） ただいまの質問についての回答につきましては、時間を要しますので対応をお願いします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

○総務部長（有留茂人） 開示請求された個人の情報以外は提供できないというふうに判断しております。

○13番議員（前之園正和） 私が伺ったのは、自衛隊の求めに応じて18歳と22歳の4情報を求めています、そこを市民が情報開示求めたら、開示されるかされないか。されるとして、黒塗りになるかならないかを聞いているんですよ。同じことを開示してほしいと言った場合にです。

○総務部長（有留茂人） 先ほど答弁しましたと同じように、個人の情報以外はそこは開示できません。開示されないということになります。

○13番議員（前之園正和） 個人が要請したら開示されないということでした。個人情報保護条例というのは、個人の情報を保護するのに、個人が請求しても、今のはちょっと勘違いが含まれておりました。一般市民が情報開示をしたら開示されないのに、自衛隊からのには応じるというのが今の答弁であります。

自衛隊の募集業務等は受託事務だからという話がありましたが、それに関わる費用は国が持つということになっていますよね。間違いありませんか。

○総務部長（有留茂人） 自衛隊法第97条の3項において、市町村の行う事務についての経費については、国庫の負担というふうに規定されております。

○13番議員（前之園正和） 個人情報保護条例を見ますと、開示をすれば1枚20円だったですかね、費用がいったかと思うんですが、この自衛隊への文書の提出というのは、その必要な経費を徴収しているんですか。

○総務部長（有留茂人） 自衛隊の募集事務費に係るものについては、例年、国庫支出金による

歳入があるところであります。

(発言する者あり)

○**総務部長(有留茂人)** 文書を提出する際については、その手数料等というのは発生をしておりません。

○**13番議員(前之園正和)** 国庫で負担すべきというのが、これは受託事務の一つだとすれば、その費用は国がみるとなっている。ところが、手数料については、1枚20円だったかどうかと思うんですが、徴収しないで手数料取っていないというのですよ。国の負担にすべきが国の負担になってなくて、市の負担になっているんじゃないですか。

○**総務部長(有留茂人)** 先ほど言いましたように、法第97条において国庫の負担ということになっておりまして、例年、国庫の負担という形で歳入で受けております。それをその事務の公費負担という形で考えております。

○**13番議員(前之園正和)** 国庫から来る分の枠内だということですか。だったら、それは必要経費としてそれを充てるってことになるはずなんですが、これは無料ってなっているんじゃないですか。どういう扱いですか。国庫をそこに充てているんですか、手数料に。幾ら、1枚だったら例えば20円だから、100枚だから2千円ということ、充てているんですか。それとも、無料ってということにしているんですか。

○**総務部長(有留茂人)** 指宿市手数料条例の中の第5条に、次の各号のいずれかに該当する場合は手数料を免除するというところで、その第1項に、1号に官公署から請求があったときには手数料を免除するというふうな形になっているところです。

○**13番議員(前之園正和)** 時間の関係がありますので、もう言いませんけれども、とにかく自衛隊から要請が来れば、これは応えると。個人が同じ情報を情報公開求めても、それは開示しないと。費用についてもそういうことで、事実上無料にすると、免除ということですから、そこに国から来たお金を充てているんじゃないでなくて、無料にしているってことですからね。無料にしているってことは、市が負担をしている。もっと言えば、市民が負担しているってことになります。そういう意味ではですね、この自衛隊法等によって名簿を求めることができたとしても、それに応える義務規定はないということがはっきりしました。にも関わらず、自衛隊からの要請には市の判断で応え、その内容を市民が情報開示求めても開示はされない。開示した内容を事前にも事後にも本人には連絡いかない。通知もしない。そういうところで、18歳の名簿、22歳の名簿が全部自衛隊の方に行っていると。その結果、先ほどある市民の方の例をひきましたけれども、自衛隊からダイレクトメールが来てですね、どうなってるんだこれはという市民の不安にも繋がっているということでもあります。この個人情報の自衛隊の提供というものについては、義務規定ない、市民にそういう不安を煽るということで、直ちに止めるべきだと考えますけれども、今一度お考えを伺います。

○**総務部長(有留茂人)** 自衛官等の募集に関しましては、必要な氏名などの情報に関する資料

については、先ほども言いましたけれども、自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条の規定により、防衛大臣が市町村長に対し提出を求めることができるとされております。当該資料の提出は、自衛隊法及び同法施行令に基づき遂行される適法な事務であると考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 自衛隊法の97条、施行令の120条は、自衛隊の場合が求めることができるという規定であって、答弁自体が言っているじゃないですか、義務規定はないって。そして、市の判断によって提供していると。それなりの理由付けはありますけれども。そして、本人には知らせない。了解も取らない。そういう名簿が自衛隊の方に行っていると。どこから見てもおかしいんじゃないですか。

次に行きます。会計年度任用職員制度についてですが、言われましたように、これまで非常勤等の任用の根拠とか、いろいろ不明確なところもあったので、これを明確にしていくということだと思っておりますが、先ほども休暇の問題や退職金の問題でできるというふうになってきているわけですが、改正によるフルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とすることになっています。一定の手当とは何なのか。先ほど、休暇と退職金のことはちょっと出ましたけれども、一定の手当、やろうと思えば可能になる手当というのはどのようなものなのか。まずは、フルタイムについて伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 会計年度任用職員に対する手当の種類でございますが、時間外勤務手当、それから、休日勤務手当。それと、通勤手当、期末手当等でございます。そのようなものを、今後、他市の状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 今、言われたものの他にも宿日直手当、夜間勤務手当、退職手当というものも含まれていると思うんですが。

それから、パートタイムの方については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とすることになっています。パートタイムの方については、どのようになるでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** パートタイム会計年度の任用職員につきましても、時間外勤務手当、休日勤務手当、それから、通勤手当、これは費用弁償になりますけれども、費用弁償、それから、期末手当等を今後検討していくというふうなことになります。

**○13番議員（前之園正和）** フルタイムは週に換算すると38時間45分ですが、パートタイムの方は何パターンかあるかもしれませんけれども、週にして何時間ということになるのでしょうか。パターンが幾つかあったら示していただきたいと思います。

**○総務課長（鶴窪誠作）** 現在の臨時職員におきまして、パートタイムに該当する臨時職員の勤務時間は1日5.5時間、週で換算しますと27.5時間になるかと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** それは、1パターンということよろしいのでしょうか。

**○総務課長（鶴窪誠作）** はい、そのとおりであります。

**○総務部長（有留茂人）** パートタイム会計年度任用職員については、1週間当たりの勤務時間

が常勤職員より短い場合というふうなことで設定をされておりますので、今、1パターンですけれども、今後の状況によっては変わる可能性もありますが、先ほど総務課長が答弁したとおり、現在はそういう状況であります。

○13番議員（前之園正和） 各地方公共団体における公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきであるというふうになっていると思うんですが、間違いありませんか。

○総務課長（鶴窪誠作） 地方公共団体の職の設定に当たりましては、職務の内容、勤務形態等に応じ、任期の定めのない常勤の職員、又は臨時職員、いずれかが適当かを検討することが必要となっております。臨時職員の職員につきましては、一般職の補助的な事務への従事や業務内容、その責任の度合い及び任用期間等を考慮し、正規職員ではなく臨時職員の配置が適切であると思われる職に配置しているものであります。

○13番議員（前之園正和） 正規か任用職員かに振り分けるというか、どちらかにするんだということではありますが、私は、原則論を言っているわけでありまして。総務省自治行政局公務員部長から都道府県知事、それから、政令指定都市、人事委員会。そしてまた、市町村に対しても、本通知の情報提供を行っているというふうになってはいますが、これによると、これは総行って読むんでしょうか、行第87号。この中に、常勤職員と臨時非常勤職員との関係ということで、今、先ほど言った、各地方公共団体における公務員において、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきだと。両方できるんじゃないかと、原則はそのそうなんだということになっていると思うんですが、間違いはないかどうかもういけません、書いてあるわけですから。

それから、同じくですね、合理的な理由もなく短い勤務時間を設定するのは法の趣旨に合わないという記述もありますが、間違いありませんか。

○総務課長（鶴窪誠作） そのとおりであります。

○13番議員（前之園正和） 基本は常勤と同じようにすべきだと。そしてまた、合理的な理由もなく短い勤務時間を設定するのは法の趣旨に合わないということでしたが、この先ほど言った1日で5.5、週にして27.5、これは1日に5.5というのはどういったところから決まっているんでしょうか。そしてまた、先ほどのことから言えば、可能な限りフルタイムであるべきだという気がするんですが、どうでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 5.5時間の時間設定につきましては、その勤務の内容、種類等を勘案しての設定ということで、5.5時間というふうな形で設定をしているということでございます。

○13番議員（前之園正和） 任用職員の場合、つまり非常勤の場合ですが、現況として聞きますが、時間外等も発生してくるんじゃないかと思うんですけれども、現在はどのようになっていますでしょうか、非常勤の場合の残業が発生するケースがあるかどうか。また、任用職

員になったときには時間外が、さっき5.5と言いましたけれども、残業が発生するケースがあるかないか。

○**総務課長（鶴窪誠作）** 現在の臨時職員におきましても、その業務の内容、期間等において、一部時間外が発生しております。また、会計年度任用職員におきましても、フルタイムの会計年度任用職員につきましても、その期間において、一時的に時間外が発生することも想定されると思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 臨時職員についての時間外が発生すると。休日も同列でありますけれども。その場合は、その時間外分、予算化されているのでしょうか。そしてまた、割増付きで支給されているのでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** 予算を計上する段階において、その職務等に応じて時間外が発生する可能性のあるものについては、予算を計上いたしております。

○**13番議員（前之園正和）** 先ほども期末手当の支給ができると。残念ながらしなさいということではなくて、できる規定になっているんですけれども、他にも幾つかあるんじゃないかと思うんですよね。一つは期末手当ですけど。支給することができるということですけど。他にも幾つかあろうと思うんですが、できる規定になっているものはどういうものがありますか。

○**総務部長（有留茂人）** 地方自治法の204条にありますけれども、フルタイムの職員につきましても、第2項で、先ほどの休日勤務手当、それから、夜間勤務手当、それから、期末手当等について、退職手当もですけども、支給することができるというふうなことで、第2項でその手当等について列挙をしております。

○**13番議員（前之園正和）** 期末手当、退職手当、その他、支給することが可能になっているということですが、これについては、働く人の条件向上を目指す立場から、支給を可能とする仕組みになっているものについては、適応し支給をするということによろしいのでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** 地方自治法の中で、3項で、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法については、条例でこれを定めなければならないということになっております。また、そういうことを検討し、これにつきましても、今後、その他都市の状況に見合ったような形で検討していかなければならないと思っております。その検討を終えたあと、条例で制定をしていくというふうな形になるかと思えます。

○**13番議員（前之園正和）** いずれ条例が必要になることは承知しているわけですが、期末手当、退職手当、その他、可能となるものについて、ここでやりますという答弁はできないということですか。退職手当、期末手当もやろうと思えばできる制度になっているが、やらないこともあるって意味になるのでしょうか、今の答弁は。やるってならないんですか。

○**総務部長（有留茂人）** 新しくできる制度でございますので、中身について、更に精査も必要

でありましょうし、そこ辺りも検討し、先ほども言いましたけれども、他都市の状況等も勘案しなければなりませんので、それらを含めて検討していくということでございます。ですので、このできる規定になっている手当等については、検討はしていかなければならないというふうに思っております。

○13番議員（前之園正和） できる規定について、突然言われて突然答えるということもある意味ではどうかと思うんですが、前向きに捉えて検討していくという理解ではよろしいわけですかね。

○総務部長（有留茂人） 現在、働いている方々等の勤務状況、そういうふうなものも勘案して検討をしていくというふうなことでございます。

○13番議員（前之園正和） 会計年度任用職員制度への移行によって、労働条件や待遇などの切り下げがないよう、また、できる規定も含めて、新たに前向きにできるものについては、それに向かって行くと。できるだけ常勤職員との差をなくし、常勤者の人も、そうでない人も、心一つに働けるような職場にしていくと。労働条件の改善できるものについてはやっていくということによろしいのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 今回の法の趣旨でもございます。そのようなことで、今、議員がおっしゃいましたような方向性を確認しながら検討していきたいというふうに思います。

○13番議員（前之園正和） 会計年度任用職員については、ある意味では、継続ではなくて1年区切りという形では、なかなか問題もあるというふうに思うんですけれども、それにしても、やろうと思えばできることが広がってきているわけですので、期末手当、退職金、その他、休暇等も含めてですね、前向きに捉えていただきたいというふうに思うんです。

それから、今、新入の職員については、研修会があり、係長になれば、また課長になればということ、それぞれ職員研修があると思うんですが、この臨時、正規でない人については、それなりの研修っていうのは、それなりにまたやるべきじゃないかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 今回、会計年度の任用職員につきましても、服務規程、それから、分限、懲戒処分の対象になるというふうなこともございますので、そのサービスの基本的な基準とか、信用失墜行為の禁止とか、そういうこともございますので、研修をしっかりと、職務に就いていただけるようにしていきたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 任用職員については、やっていきたいということですが、今まではどうだったんですか。そういう臨時や非正規の人についての研修会っていうのはやられていたんですか、やられていないんですか。

○総務課長（鶴窪誠作） これまで臨時職員につきましても、研修は行っております。

○13番議員（前之園正和） ちょっと戻りまして、自衛隊の関係に関連をするんですが、一つ伺うのを忘れていました。先ほど自衛隊から要請があれば、市の判断で応えてると。一般市

民が情報開示を求めても、それは開示されないということでしたが、どこにどのような人がいるかということでは、18歳、22歳ではないんですが、例えば、自主防災組織やら自治会の活動がある中で、どこに要支援者がいるのか、支援者というのは介護保険法に基づく支援者じゃないんですけれども、いざという非難のときにですね、あそこに行って、あそこに爺ちゃん、婆ちゃんがいる、足の不自由な人がいる、助けなきゃということで、日常的に把握することは、それはそれで大事なことだと思うんですね。そういう意味では、自主防災組織の活動の一つとして、地区内のどこに要支援者がいるかっていうのを知っておくことは必要だし、災害のときには、大きなそれが生死を分けることになるかもしれないということからすればですね、むしろ、そういう要支援者の名簿っていうのを自主防災組織や各地区に対して、予めですね、提供するというところこそ必要なんじゃないかと思うんですけれども、それは手続きを取れば可能ですか、どうですか。

**○総務部長（有留茂人）** 自主防災組織等についてのそういう情報の提供は厳しいと、難しいものと思っております。ただ、自主防災組織を立ち上げる中において、その地域で自主防災組織というのは立ち上げていただきますので、その中でそれぞれの救護班とか、そういう班を決めていきますので、その班を決めた中において、どこにどういう要支援者がいるかというふうなことは確認を希望しているということで、自主防災組織の立ち上げの説明の中ではお願いをしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 自主防災組織として、正に自主的にですね、そういう把握をし、分担を決めるっていうことは現にやっているといるんですね。ですから、その手助けとして、行政の方から情報提供っていう形でやっていただくことがベストじゃないか、ベターじゃないかということを行っているわけです。自主的に努力をすべきことは前提の上で聞いているわけですが、それは不可能なんですか、手続きをしても。

**○総務部長（有留茂人）** それにつきましては、個人情報というふうなことで、提供については、今のところ市の方では考えていないところです。

**○13番議員（前之園正和）** 災害のときには命に関わるようなものも提供しない。そして、個人には連絡もしないで自衛隊にはやってるという矛盾を申し上げて、一般質問を終わります。

**○総務部長（有留茂人）** 要支援者というふうなものにつきましては、それぞれ要支援者の事情というふうなものもございます。ですので、それを提供というふうなものについては慎重に考えなければならぬというふうに思っております。その自主防災組織を立ち上げるその中ですね、検討をして、その情報として持っているというのは大事なことであろうというふうなことで説明をしているところです。

（発言する者あり）

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

## △ 散 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

3月18日は、本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、3月18日は、休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後2時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲



# 第 1 回 定 例 会

平成 31 年 3 月 25 日

(第 5 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成31年3月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第10号 指宿市水道事業審議会条例の制定について
- 日程第4 議案第11号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第14号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第15号 指宿市立公民館条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第16号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 指宿市池田湖畔艇庫条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 指宿市山川多目的研修館条例及び指宿市開聞農業構造改善センター条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第20号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第21号 指宿市公共下水道事業審議会条例の全部改正について
- 日程第15 議案第22号 指宿市都市下水路条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 市道の認定について
- 日程第17 議案第25号 市道の認定について
- 日程第18 議案第26号 市道の認定について
- 日程第19 議案第23号 指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第27号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第21 議案第28号 平成31年度指宿市一般会計予算について

- 日程第22 議案第34号 平成31年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第29号 平成31年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第30号 平成31年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第31号 平成31年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第32号 平成31年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第33号 平成31年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第35号 平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第29 議案第39号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第30 決議案第1号 地熱開発に関する事項の調査に関する決議（案）
- 日程第31 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 11 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 13 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 | 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   | 19 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |          |         |

1. 欠席議員

- 10 番 議 員 井 元 伸 明

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 上 田 薫   | 健康福祉部長  | 山 口 保   |

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長     | 松 澤 敏 秀 |
| 建 設 部 長   | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長     | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長   | 中 村 俊 治 |
| 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 | 総 務 部 参 与   | 中 村 孝   |
| 市 長 公 室 長 | 山 下 浩 二 | 総 務 課 長     | 鶴 窪 誠 作 |
| 長寿介護課長    | 増 永 智 美 | 商 工 水 産 課 長 | 上 田 和 成 |
| 建設監理課長    | 大久保 覚   |             |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長   | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前 10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び前原五男議員を指名いたします。

## △ 議案第9号及び議案第10号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第9号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、及び、日程第3、議案第10号、指宿市水道事業審議会条例の制定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第9号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、及び、議案第10号、指宿市水道事業審議会条例の制定について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第10号について。

水道事業審議会は、委員15名以内をもって組織するという事で、その中で地域住民の代表者とありますが、この地域住民の代表者というのは、どのような割り振りで行うのですかとの質疑に対し、学識経験者3名を除く12名については、指宿・山川・開聞地区それぞれの代表者ということで、それぞれ4名をお願いしようと思っておりますとの答弁でした。

この審議会は、年に何回開催するとか、何か規定があるのですかとの質疑に対し、例えば、給水負担料金の値上げや水道料金の値上げなど、今後、水道事業を展開する中で、広く意見を求めようという部分があれば、その都度開催していくということになっていきますとの答弁でした。

今現在は、この審議会はなく、法律できまっているといったものでもないと思いますが、どのような意味合いで設置するのですかとこの質疑に対し、地方公営企業法の第14条に、地方公営企業を経営する地方公共団体に管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設けるという規定がありますので、今回、審議会を設置し、水道料金や健全な経営、そういった事項があるときに、その都度開いていく計画としていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第9号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号及び議案第10号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第11号～議案第15号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第4、議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、から、日程第8、議案第15号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生副委員長（前原五男）** 文教厚生委員長がこの議場にいませんので、私、副委員長が委員長に代わって御報告いたします。

文教厚生委員会へ付託されました、議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、から、議案第15号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、までの5議案に

ついて、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日及び5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第11号については、反対討論として、議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、利用料の改正がされております。使っている方は子供会、PTA、本当に、助成してもいいくらいの組織も使っております。そういう意味で、値上げされておりますので、反対といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号については、反対討論として、議案第11号と同じ内容で値上げがされておりますので、反対討論といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第12号から議案第14号までの3議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第11号について。開聞の老人福祉センターの29年度における使用件数と利用料総額と、値上げによって増収につながるのかとの質疑に対し、29年度の使用の状況は、2階の会議室が25件で4,380円の収入、1階の生活相談室が5件で525円、健康相談室が2件で70円、生活相談室、健康相談室の両方を借りて高齢者が利用しているということで15件、29年度の収入は47件の4,975円ということになっております。これを改正料金の値上げによる改正に置き換えますと、6,315円との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第12号について。小学校で学童保育をできるということと理解してよいかとの質疑に対し、専門職大学を卒業した方については、この放課後児童支援員として認定をされるとの答弁でした。

支援員ということと認められるということで、大成小学校と何校にか、今年度の事業としてやっていきたいということかとの質疑に対し、そのとおりでございますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第13号について。控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いはとの質疑に対し、控除対象配偶者は、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下のものを指すとの答弁でした。

同一生計配偶者との違いについて、控除配偶対象者は何というのか、婚姻した、ひとり親かとの質疑に対し、ひとり親のまず定義でございますけれども、母親又は父親のいない世帯、あるいは両親のいない世帯で、当該世帯の母親、父親、もしくは18歳未満児童の医療費

月額を、このひとり親家庭医療費助成で助成をするものであります。それで、今回の改正によります変更点ですけれども、控除対象配偶者という文言を同一世帯配偶者に変更するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第14号について。保育園不足によって待機児童がいるということで、緩和された改正になっているのかとの質疑に対し、家庭的保育事業の件で、指宿市においては小規模保育事業が1か所あり、例えば、職員等が病気等になって、運営ができなくなった場合に、提携をしている保育所等が代替で代わりにできますよという関連の今回の改正でありますとの答弁でした。

保育士が病気なんかで欠員したときに、その代替として入ってきて、保育士が1人いて、保育の免許をもっていなくてもできるとか、そういう内容ではないのかとの質疑に対し、家庭的保育所、小規模保育所であるけど、何らかの形で職員が足りなくなり、そこで運営ができない場合に、例えば、ある幼稚園と提携している幼稚園等があれば、そこ等の方々がそこに行って運営して保育をやる改正でございますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第15号について。この使用料、手数料の見直しに関する基本方針っていうのは、どういう中身かとの質疑に対し、平成22年の11月に策定した使用料、手数料等の見直しに関する基本方針で、受益者負担の適正化を図るという目的ですとの答弁でした。

指宿市公民館使用料の値上げは10月1日になっていますが、これは消費税増税を見込んだ形で見直ししたんですかとの質疑に対し、確かに消費税導入が、31年10月1日に予定されておりますが、まだはっきりと確定したわけではございません。この消費税に関しては今回の改正には含んでおりませんの答弁でした。

消費税は、現在は8%ですけど、10%になった場合は、また上がるのかとの質疑に対し、2%上がる部分については上がるという形になろうかと思っておりますとの答弁でした。

条例の見直しで金額がずっと上がってくるわけですけれども、どれぐらいの増収を見込んでいるかの質疑に対し、29年度の実績を参考に、公民館の方では15万程度、図書館の方では1万程度、はしむれの方では2万程度増えるのではないかというように思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を集結いたします。



これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正についてと、議案第15号、指宿市公民館条例等の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

議案の提案理由にあるように、使用料、手数料等の見直しに関する基本方針に基づき改正しようとするものであります。つまり、基本方針は5年ごとに使用料、手数料の見直しをするようになっており、値上げをする条例の改正でありますので、反対いたします。

また、議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、の審議の中で明らかになりましたが、子供会やPTA活動でも使用料を徴収しております。集落の公民館においては、子供会やPTA活動については支援し、開放しているのが現実ではないでしょうか。子供会やPTA活動では、使用料を免除すべきであることを付け加え、反対討論いたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第12号から議案第14号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、指宿市立公民館条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第16号～議案第22号及び議案第24号～議案第26号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第9、議案第16号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、から、日程第18、議案第26号、市道の認定について、までの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

10議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第16号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、から、議案第22号、指宿市都市下水路条例の制定について、及び、議案第24号、市道の認定について、から、議案第26号、市道の認定について、までの10議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第16号について。この条例改正によって幾らの増収が見込まれるのですかとの質疑に対し、観光施設管理課所管分で申しますと、この料金改定により年間60万円ほど増収ということになっていますとの答弁でした。

この条例改正は審議会、若しくは検討委員会等で検討したものなのですか。こういったことでこういった料金になったのですかとの質疑に対し、今回の改定については、市が平成22年11月に策定しました使用料、手数料等の見直しに関する基本方針において、使用料について利用者がどこまで負担すべきなのか、市民の皆さんに納めていただく税金でどこまで補うかについて受益者負担の適正化ということで見直しを図っております。これにつきましては、行政改革推進委員会において協議しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第17号について。池田湖畔艇庫の利用料金は指定管理者の収入とするところありますけれども、年間どのぐらいの収入が見込まれるのでしょうかとの質疑に対し、年間、使用料としまして31万円を予定しておりますとの答弁でした。

カヌーは5m以内が1千円、5m以上が1,500円、シャワーは200円ということですが、その料金設定の根拠を教えてくださいとの質疑に対し、税務課で、まず行政財産使用料の算定と土地の評価額を出していただき、それに行政財産使用料の算定式に載せて月額を算定しております。それに使用料として、使用料に管理費の20%を載せた形で料金設定をしておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。使用料見直しの条例改正により、幾らの増収が見込まれますかとの質疑に対し、多目的研修館で1万4千円、開聞農業構造改善センターで1万4千円ほどと考えておりますとの答弁でした。

10月1日以降、消費税の増税が予定されておりますが、10月以降はこういった料金改定は考えていないのですかとの質疑に対し、今回の改正は、10月1日の税改正については、加味していません。再度また改定について御審議いただくことになろうかと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第19号について。今回の条例改正をすることで、幾らの増収が見込まれますかとの質疑に対し、今回の改正は、手数料の金額はこれまでと変わっておりませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第21号について。今回の指宿市公共下水道事業審議会条例の全部改正に至った経緯を説明してくださいとの質疑に対し、下水道事業につきましては、今度、公営企業会計の方に移行しますので、その部分で、今回審議会の条例を全部改正するということでの答弁でした。

特別会計というのは、もう今年度で終わって、ほかに移行するというのでよろしいですかとの質疑に対し、特別会計は今回なくなり、下水道事業の予算ということで、水道課の方に入りますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第22号について。二月田都市下水路の流域の範囲はどれだけですかとの質疑に対し、約27haを流域として持っているところです。大体の流域の場所は、南側が二反田川、北側は新田川に囲まれたところでの答弁でした。

11条に、市長は公益上、その他特別な事情があると認めるときは、占用料の全部又は一部

を減免することができる」と書いてありますが、これは具体的にどういう事情を指しているのですかとこの質疑に対し、公共性の高い施設に対して減免の対象ということで規定をしているところだと答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第20号及び議案第24号から議案第26号までの4議案については、質疑・意見にもありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第16号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正についてと、議案第18号、指宿市山川多目的研修館条例及び指宿市開闢農業構造改善センター条例の一部改正について、反対する立場から討論をいたします。

議案第11号と同等の理由で反対いたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第17号及び議案第19号から議案第22号並びに議案第24号から議案第26号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案に対する委員長の報告は可決であります。

8議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び議案第19号から議案第22号並びに議案第24号から議案第26号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、指宿市山川多目的研修館条例及び指宿市開闢農業構造改善センター条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第23号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第19、議案第23号、指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第23号、指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の指定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

公募を行わず選定委員会で決めたということですが、その選定委員会はどういう方々で何人いるのですかとの質疑に対し、選定委員会につきましては、行政改革推進係が所管しておりまして、委員は非公開となっていると認識しておりますとの答弁でした。

レイクグリーンパークと同じ管理者ということで今回決めたということですが、そちらの指定管理の期間はいつまでですかとの質疑に対し、レイクグリーンパークの指定期間につきましては、平成29年9月1日から始まっており、平成34年3月31日までとなっております。したがって、この艇庫とレイクグリーンパークの期間は、最後が同じということになっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第27号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第20、議案第27号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会及び産業建設委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（恒吉太吾）** 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第27号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

補正前、補正後ということで、期間も短くなり、限度額も少なくなっていますが、サッカー・多目的グラウンド整備事業で、総体予算としては変わらないのか、どうなっていくのですかとの質疑に対し、総体予算としましては、1億6,955万3千円増額の25億4,293万7千円になる見込みですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第27号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

この債務負担行為の限度額565万円になった根拠、計算式はどのようなのですかとの質疑に対し、31年度の指定管理料が187万円ということでした。こちらの支出のときの算定のときに消費税1.09を掛けておりました。それで200万円に対して1.09で218万円という設定です。2020年度からは1.10の消費税で220万円、2021年度も220万円ですので、先ほどの218万円から利用料金収入額の31万円を引いた、31年度が187万円。2020年度は、220万円から31万円を引いた189万円。2021年度も189万円の合計の565万円になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第28号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第21、議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日及び28日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会所管分について。18歳選挙権になって、昨年2月の市長選・市議選において、多くの高校生も選挙に行ってくれたと思いますが、今回、県議会議員選挙は4月、参議院議員選挙は7月の予定ですが、高校生の投票率向上のための施策というのは、どのように考えているのですかとこの質疑に対し、市内の各高等学校へ啓発冊子の配布、ポスターコンクール等の開催、また、生徒会などの選挙がある時に、選挙物品などの貸し出しを行っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。総務管理費の中で、山川文化ホールの工事設計業務に1,800万円計上されていますが、工事内容や今後の進展状況はどうなっていますかとこの質疑に対し、現在、2階にある会議室を3階に移転し、2階のフロアに庁舎機能をもたせます。1階部分も2階・3階の改修に併せて必要最小限の改修を行いたいと思います。3階まで昇降するエレベーターを設置し、トイレの洋式化、照明のLED化、バリアフリー化を図りながら、市民が利用しやすい庁舎造りに努めているところです。新しい庁舎での業務開始は、平成32年5月のゴールデンウィーク明けを考えているところですのでとの答弁でした。

32年5月の業務開始予定ということですが、今の庁舎の活用方法については、検討されているのですかとこの質疑に対し、今の庁舎は、耐震診断の結果、耐震性を有しておらず、耐震化を行っても意味がないという報告を受けています。移転をしたら解体をしなければならぬと思っておりますが、現庁舎を囲む石塀は市の文化財ですので、そこは残す形で解体を行



い、後の利活用については、まだ決まっていません。検討委員会からは、町区・福元区の消防分団車庫が老朽化しており、そういった所に出来ないのかという意見はいただいていますとの答弁でした。

今、あおり運転が問題になっていますが。公用車のドライブレコーダーの設置は検討されたことはないのですかとこの質疑に対し、現在のところ、検討したことはありませんとの答弁でした。

何かあった時には職員も大変だし、市としても大変ですので、やはり取り組むべきだと思います。今後、検討の余地はないのですかとこの質疑に対し、公用車は全体で197台所有しています。あおり運転ということも懸念されますので、今後、ドライブレコーダーの必要性等について、検討してまいりたいと思いますとの答弁でした。

意見として。ドライブレコーダーについては、今後、検討したいということでしたが、対処できるようにしていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。ふるさと納税ですが、寄附額の目標は10億円ということですかとの質疑に対し、これまで返礼率が3割以上だった自治体も、総務省の通知に従い、見直すことから、ほとんどの自治体が横並びになります。自治体間の競争が激しくなっていくことも予想されます。市としましても、新規の寄附者を獲得するため、新しいサイトを増やしたり、要望の多い定期便等、魅力ある返礼品開発をしたいと考えています。このようなことから、増額とさせていただきますとの答弁でした。

返礼品については、指宿市の特産品等を扱っていると思いますが、何種類の特産品があるのですかとこの質疑に対し、平成31年1月末現在で、60事業所の208種類です。牛肉・黒豚・黒さつま鶏等の肉類、みかん、マンゴー、サツマイモ、観葉植物など色々あります。シルバー人材センターの空き家見守りサービスやタクシーを利用した観光地周遊なども登録してありますとの答弁でした。

都会に住んでいる方が、田舎に土地や家がある場合、その管理をふるさと納税の返礼に変えることも考えられますかとこの質疑に対し、空き家の草取りという返礼品の登録で、シルバー人材センターと協議しました。空き家については、作業内容が異なるため現地を見なければ難しいという点もあり、状況がどうなっているのか把握するために、ふるさと空き家見守りサービスという形で登録して、空き家を外から確認し、状況を報告する形で今、登録をしています。現在の状況を見ながら、今後も検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として。ふるさと納税は、地域の素材を生かしながら、自主財源を確保するという意味で、市民、行政、双方に有益なことだと思いますので、10億円の目標を達成できるように努めていただきたいというものと、ふるさと納税は、関心も高く、市としても有益だと思います。60事業所には、苦情が発生しない、素晴らしい特産品を出していただくよう指導を徹

底して欲しいと思いますというものでありました。

次に、危機管理課所管分について。消防分団員について、定員と実数の現状はどうなっていますかとの質疑に対し、平成30年4月現在、条例定数は564名、実団員数は511名で、53名の欠員となっております。魚見分団が欠員6名で一番多い所ですとの答弁でした。

分団長を中心として、あるいは関係する地区の公民館長などを通じて、勧誘に努力されていると思いますが、市として、入っていただく努力は何かしているのですかとの質疑に対し、各分団及び各後援会組織等で勧誘をしています。市としては、広報紙等に分団員募集の広報をしたり、回覧にチラシを挟んで、分団員確保の広報をしていますとの答弁でした。

危険空き家の把握はしていますかとの質疑に対し、3年に1回をめぐり、消防団の方に調査をしていただき、平成28年に調査した結果によると、空き家が1,994棟、そのうち危険空き家が165棟という調査結果でしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。タブレットが新しい機種になるということで、賃借料も計上されていますが、新しくなる機種によって支障が出ることはないのですかとの質疑に対し、更新に向けた準備作業を進めており、現在使用しているタブレットの後継機種のリースを2年間で予定しています。機能的には今の状況と変わるものではないと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について。手数料の中で、コンビニへの手数料という説明がありました。どれくらいありますかとの質疑に対し、コンビニ手数料としては、285万4,260円を計上していますとの答弁でした。

約285万円を計上していますが、前年度と比べて増えているのですかとの質疑に対し、コンビニ収納は平成27年8月からスタートしました。件数は、28年度が4万1,160件に対し、29年度が4万6,721件、対前年度比13.5%の増となっています。30年度も見込みで対前年比13%ほど増加を予定しています。これに従い、手数料も年々増加していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。サッカー・多目的グラウンド整備事業について平成30年6月時点と、現在とで資材の高騰などによって金額的には増えたが、工事内容は同じということでした。一番最初の基本構想を出した時からすれば、随分スリムになったり、新しく付け加えられる機能が付いたりしていると思いますが、当初観客席が幾らだったのが今幾らになっていますかとの質疑に対し、基本構想の時点では、スタンド数は1,500から2,500人の範囲内ということで検討しました。その後、市民の方を交えた建設検討委員会を7回開催しました。委員会の提言を受け、次の段階では約1千人規模に縮小しました。その計画を踏まえ、実施設計に入り、中身を精査し、予算等検討していく中で、現状では立ち見も含めて

820人という規模になっていますとの答弁でした。

今回、消費税の変更や材料の高騰といった中で、約1億7,000万円の増と説明があり、計画そのものに変更はないとのことですが、今後、色々な状況を考えると、また上がっていく可能性もあると思われます。その点はどう認識されていますかとの質疑に対し、また工務費等が上がっているという話も聞いていますが、資材等が高騰している現状も踏まえて積算した金額ですので、可能な限り今回説明した工事費の中で実施していきたいと考えていますとの答弁でした。

多目的グラウンドも出来、使用に関してのルールも作らなければならないと思いますが、準備はされていますかとの質疑に対し、子供遊具等も設置する予定ですので、エリアを分けて利用料金や優先利用等、検討しているところですよとの答弁でした。

これまで、地熱発電をして熱源等に余力があれば活用していくということで、その点については、JOGMECが不採択をし、市として、また方策を見つけていくということになっていますが、今回の予算は何ら触れられておらず、施政方針の中身が今一つ理解できません。これまでの地熱発電の計画、そして、施政方針に載っている山川発電所との関連予算はあるのでしょうかとの質疑に対し、今回、市長が施政方針で話をした点につきましては、山川発電所の余剰熱を使って、何か産業振興につながるものはないかということ、これから検討していきたいという段階の話です。31年度の当初予算等に予算等は計上していないところですよとの答弁でした。

交流事業の中でそれぞれの都市と交流が計画されています。姉妹都市の千歳市と人吉市は毎年行っていると思いますが、友好都市のロックハンプトン市との交流は、教育委員会の方で行っているわけですかとの質疑に対し、ロックハンプトン市との交流は、2年に1回で、31年度に教育委員会の方から派遣し、市長公室で受け入れるということになっていますとの答弁でした。

千歳市、人吉市との交流事業については、派遣も受け入れも教育委員会の方で行っているわけですが、このロックハンプトン市との交流だけを市長公室が行うというのは、どういった経緯でそうなったのですかとの質疑に対し、おそらく、国際交流という観点から受け入れを市長公室が請け負ったというような話を前任者より聞いており、その流れが現状のようになっているものと思われますとの答弁でした。

意見として。サッカー・多目的グラウンド建設に関しては、やはり多額なお金で建設するので、進捗状況を説明して欲しいというものと、サッカー場ですが、今後収益を見込んでいくのであれば、開設した後もずっと継続できるようなイベントを、行政だけではなく、民間にも協力を求めるような事業展開を是非、考えていただきたいというものと、ロックハンプトン市との交流派遣事業ですが、受け入れと出す方と、所管課が変わること自体すっきりしないと思いますので、その点については、今後検討をしていただきたいというものがありま

した。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。市民活動補償保険事業が予算計上され、ボランティア活動等に参加できる環境づくりを行うとありますが、これは市民全員を対象としている事業でしょうかとの質疑に対し、活動の拠点を市内に置き自主的に構成された団体が行う本来の職場を離れて行う、継続的又は臨時の公共性のある活動が対象となる保険ですとの答弁でした。

例えば、年に2・3回の集落内の清掃作業があります。そういう場合にも該当となるのかとの質疑に対し、はい、その通りですとの答弁でした。

自治会に加入していない世帯はどれくらいあるか把握していますかとの質疑に対し、加入世帯が81.5%となっていますとの答弁でした。

各地区の自治公民館長が加入に向けて取り組みを行っていますが、市としては、加入促進は自治公民館に任せているだけということですかとの質疑に対し、転入時期は、市民課に加入ブースも設けており、これからは協働で地域を作っていかなければならないということで、加入促進については、常日頃からお願いしていますとの答弁でした。

各地域の安全灯は、LED化を進めていると思いますが、もう全てLED化したのかとの質疑に対し、平成30年度現在で、71.76%がLED化しています。昨年が64.67%でしたので、だいぶ進んでいるのではないかと感じていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について。監査委員の人員体制については、再任用の職員が増えて、十分に体制が整ったと理解してよろしいですかとの質疑に対し、再任用職員は配置されて、監査の方も充実していると認識していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生副委員長（前原五男）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日及び5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、議案第11号の指宿市老人福祉センターの条例と、15号の指宿市公民館条例の一部改正の中で値上げが含まれております。この件について、施行については31年の10月1日から施行するようになっておりますが、今年度中にそれは反映されるという部分で、反対討論いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。学校給食に対して一部補助がされているが、その内容についてとの質疑に対し、給食の主となる主食及び温食についてはこれまでどおり保護者の負担といたしまして、それ以外の牛乳及びデザート類につきましては市で助成をしましょうということで、平成29年度の実績により月額を算出いたしましたして、100円未満の端数は切り捨てて月額の900円を助成するとの答弁でした。

今後、子供たちの置かれている環境、貧困がどんどん進むと思うが、貧困問題の検討なんかはないのかとの質疑に対し、31年度から始めようということで、初めての試みで、当分のところは保護者の負担をこういう形で図っていききたいとの答弁でした。

小学校、中学校の扶助費の関係なんですけど、入学準備金については、中学校についてはもう前年度から先行して支給されているけど、小学校について、今年度からそういうことはされてないのかとの質疑に対し、小学校に関しては本年度から事前に支給するとの答弁でした。

要保護、準要保護について、保護者への周知はどのようにされているのかとの質疑に対し、新1年生につきましては、就学前に健康診断がありますので、そういったところで周知を図っている。各学校では、委員会の方から年間を通して指導しているとの答弁でした。

特別支援員が26名に、今年も増えていますが、発達障害の児童が増えているのかとの質疑に対し、年次的にやっぱり増えているのは事実ですが、兼務校が何校かあったので、その兼務だけはどうしても解消したいと思い2人増する必要があり、認められたら、来年度はその兼務というのがなくて、確実に学校に1人は常駐できるとの答弁でした。

池田小学校に施設の整備、修繕を行うという予定まであったのにも関わらずできなくなった理由というのが分かれば一つ、お示しをとの質疑に対し、池田小学校の体育館については、設計業務を確かに昨年行っておりますが、設計業務を行う際に、現場での打ち合わせ等の中で、今回実施設計をするが、来年度に工事を必ず確約するものではないという旨の説明をしているとの答弁でした。

池田小学校の体育館もですが、市内の小・中学校の体育館で避難施設として指定されたと

ころで整備がされてないところがあるのかとの質疑に対し、市内小・中学校の体育館の中で、今和泉小学校と池田小学校、そして開聞小学校のこの3校との答弁でした。

池田小学校の校舎の現状を把握していますか。結露で建屋の中が水浸しで、子供の教育環境としては良くないが、これまで学校から要望は来てないかとの質疑に対し、先ほどの結露については、こちらは把握していないが、学校からそういった要望の記憶がなかった。今後、現場を見てどのような状況であるかも含めて対応したいとの答弁でした。

その他に、結露する学校は把握していないかとの質疑に対し、丹波小がよく結露すると伺っております。新しい学校は密閉性が高くて結露しやすいと伺っております。そういった学校につきましては換気扇を設置するなどして、24時間換気をお願いしている。他にも結露の話がありますとの答弁でした。

池田小学校はコンクリートの中から水が出てくるので、もう水漏れじゃないかなと思うぐらいの状況ですが、早急に対応することはできないのかとの質疑に対し、まずは現状確認をしっかりとさせていただきたいと思えますとの答弁でした。

校内無線LANの整備事業という形で、これはもう前からずっと進めてきてもらっておりますけれども、校内無線LANは今度の今和泉・池田・大成小学校でもう全て終わるのかとの質疑に対し、31年度に予定しているこの3校で、全ての学校で無線LAN工事は終了するとの答弁でした。

池田小学校については、光回線が通っておりません。教育委員会に聞けば、光回線がなくてもADSLで大丈夫だと聞いているが、現場の先生方に聞けば、いろんな動画とかなんかで合わせて教材に使うときにですね、非常に分かりづらいがとの質疑に対し、光回線につきましては、現在、池田小と利永小学校が、基地局の関係で整備ができないという状況もあります。やはり根本的な改善というのは要望が必要だと考えておりますとの答弁でした。

指宿図書館の2階の資料室が、現在、一般開放されてないということだが、理由としてはどういふことがあるのかとの質疑に対し、郷土資料室には禁帯出の、かつ貴重本等がございます。一般開放をしておらず、ただ、お申し込みをいただきましたら閲覧できるような状況にあります。2階につきましては、学習室はありますが、図書館の職員が常駐していない関係上、貴重本等については、図書館の職員に申し出をいただきまして、鍵を開けて閲覧をしていただくように対応しているとの答弁でした。

教職員住宅関連ですが、学校の近くになるべくならお住いを持っていただきたいな、地元の歴史なり生活習慣なり、子供たちの生活環境を熟知していただいた上で指導、教育指導やっていたいただきたいとの質疑に対し、教職員住宅が老朽化し、建替え等を検討するに当たり、現在、民間のアパートとか、そういったのも各地域で建っていますので、新たに建設はしない方向で一応現在進めているとの答弁でした。

外国語活動支援配置事業は3名ということになっていますが、どのような業務内容になる

のかとの質疑に対し、本年度から配置した事業で、日本人の中で英語が堪能な方を3名雇って、市内12小学校を一人4校に分け、学校に行き、担任の先生とその支援員と2人でペアを組んで外国語活動の支援に当たっているとの答弁でした。

学校規模の適正化について、今、山川で小学校1校にする計画だが、各小学校ごとにアンケートは採っていると思うが、アンケートの中身について把握しているのかとの質疑に対し、アンケートの集計につきましては、きちんとそれぞれ個人の御意見があるので、文章化してまとめているとの答弁でした。

保護者が全然理解できない、あまりにも前のめりしているんじゃないかというアンケートも結構ありますが、こういう内容について、協議会の中で審議をし、その不安に対してどう応えていくのか。その辺についての検討はされているのかの質疑に対し、アンケート結果の中で、意見として多いのが具体的な話がないので判断ができないとかいうのが多いです。この前の説明会ではですね、基本方針について説明したところなんですけども、大きな考え方ですので、実際どのような学校になっていくのかが見えないということで不安を感じているとの答弁でした。

学校内のLAN整備とかパソコン整備が進んでいるが、タブレット型のパソコンに全ての小・中学校がもう移行したのかどうかの質疑に対し、市内の小・中学校にタブレットパソコンが導入された完了時期についてですが、平成35年度で全ての小・中学校にタブレットが導入される予定との答弁でした。

市民会館の整備につきましては、なのはな館の敷地内の計画で間違いないのかとの質疑に対し、建設予定地につきましては、なのはな館の南側芝生広場で、平成29年度の市民会館運営協議会におきまして、全会一致でその場所に指示されたとの答弁でした。

意見として。アスベストの関係で飛散はしないということですけど、やっぱり人体に影響があるというのを考えればやっぱり早急に除去工事をしていただきたい。それと、あと統廃合の問題については、やはり保護者アンケートを採った中で保護者の皆さん、本当にこのまま、合併そのもの、統廃合そのものについては当然必要だとは思っている、中でも、あまりにも早急な統廃合になるんじゃないかというようなアンケート結果も出ております。そういう意味では、本当に指宿地区内でもすばらしい活動をしている川尻とか今和泉、そういう取組を、こう合併、統廃合の協議会の中で生かすような協議していただきたいというものと、学校施設で、結露なり、天井から滴が落ちてくるような施設があります。カビが出て子供たちの人体に影響がでないとも限りませんので、早急に調査し対応していただきたいと思えます。教育委員会の中に医師の方も出席していますので、一緒に対応していただければと思いますというものがありました。

次に、市民課所管分について。個人番号交付事業は、どのぐらいの申請件数・申請率は何%ぐらいになるのかとの質疑に対し、平成30年12月末現在の交付件数は4,628件で、申請

件数は5,421件になっており、また、交付率は11.12%、申請率は13.02%との答弁でした。

長期在住者はどのぐらいで、ほとんどが研修生なのかとの質疑に対し、平成29年度末の外国人の合計が331名となっておりますが、以前の外国人登録と違いますので研修生かどうかは把握できないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。開聞処分場の廃止手続きに向けた測量設計等を行うということなのかの質疑に対し、開聞処分場は、来年度測量設計業務委託料のみとの答弁でした。

再資源化処理委託費は、衣類の固形燃料化で幾らになっているのかとの質疑に対し、リサイクルするのに必要な経費と、リサイクル品目の経費合わせて259万2千円になります。現在、衣類、布団に関しましては、リサイクルできず固形燃料化しているとの答弁でした。

布団や古着回収で、一体全体幾らぐらい掛かっているのか、燃やそうと思えば負担は掛からないと思うが、そういった検討はされていないかとの質疑に対し、259万2千円の委託費は、説明の中で9月までというふうに申し上げましたが、実際は1年分ですと倍経費が掛かります。また、前回の決算特別委員会の中で御指摘があり、内部で検討し9月末までに対応させていただいて、周知期間を半年設けたのちに焼却処理の方に切り替える計画しているとの答弁でした。

鰻池水質改善対策事業は1年半やってきたが、水質や苦情等はどうなっているのかとの質疑に対し、臭気物質を発生するジェオスミンの濃度につきましては、現在非常に良好な状況でございます。他の水質項目につきましても概ね良好でございますとの答弁でした。

鰻池の水質改善の中で、地域との連携ということでそういう話でしたが、区長会とかに説明されたのかとの質疑に対し、鰻池水質改善対策業務の成果が3月末出てまいります。31年度に鰻池の具体的な改善策がまとまった段階で、鰻区域だけではなくて、山川地域の区長さん等に1回説明をした方がいいだろうというふうに思っていますとの答弁でした。

悪臭防止の対策でマイエンザというのがあるんですけど、普及状況はどうなっているのかとの質疑に対し、マイエンザの消臭効果につきましては、農政課の実証実験からもアンモニア等に関して効果があるということで確認をされています。なお、基本的には畜産用とか農業用の資材というような形で普及促進を図っているところでございますとの答弁でした。

意見として。新しい清掃センターができ、ごみが当初の計画よりも少ないように聞いております。市民はごみが多すぎるということで、資源ごみの分別収集、そして廃プラとか古着とかいろんなものはしっかりと管理している状況です。委託料が高ければ、市民の負担を軽減するためにも周知し、助燃材とかして使うような取組を検討していただきたいと思っておりますというものがありませんでした。

次に、税務課所管分について。歳入の方で、市税が法人の部で2,590万円少なくなるよう



に見込んでいるようだがとの質疑に対し、経済の上向きが地方まで来ておりませんので、その分を29年度の実績及び30年度の見込みで、31年度分は減額ということで要求を上げているとの答弁でした。

市税の都市計画税は、どのぐらいの世帯が対象にかけられてる税金なのかの質疑に対し、都市計画税につきましては、課税区域といたしまして指宿区域内の市街化区域で、納税義務者は大体7千人との答弁でした。

入湯税が300万ほど減額になっているが、何人ぐらいの利用者が減るということに積算されているのかとの質疑に対し、29年度の実績で算出しますと、数で言えば大体2万900人ぐらいが減るとの答弁でした。

意見として。固定資産税の証明関係のシステムは稼働しているということなので、もう少しPRのほどをお願いいたしますというものがありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。医療センターの方に九州大学から産科医が来ていると思いますが、その産科医は今のところちゃんと負担なく回っているのかとの質疑に対し、2名の産科医を派遣していただいておりますが、2名ではなかなか休みが負担なく取れないところもあるようですが、月の土・日を2回4日、九州大学から医師が1人来られておりまして、そのとき派遣されている2名は完全休養が取れる状況ですとの答弁でした。

29年から31年度までという産科医の派遣のようですが、これは継続していける方向性というものはあるのか。それとももう完全に3年間経ってから見直しを図るのか。その辺の環境はとの質疑に対し、産科は子育てする上でも必要な科目ではございますので、引き続き32年度以降も、産科医の派遣確保をしていきたいとの答弁でした。

6か月から8か月、1歳6か月児健診とか、2歳児健診、3歳児健診なんかも取り組まれていますが、発達障害のある子供への対応はとの質疑に対し、健診の方で問診や健診会場で気になったお子さんに関しては、保健センターの方で心理士の相談だったりとかありますので、そういうところで相談会に来ていただいたり、その後、発達障害が疑われるという場合は療育の方に進めていくという形をとっておりますとの答弁でした。

意見として。子供の障害に対する支援の在り方について、小学校の方では、教育委員会では特別支援員をこのところ毎年増やして、今年は26名体制で子供のために教育環境をよくするために増やしているんですよ。やっぱり、0歳児から本当に療育の必要な子供たちが受けられる環境を、是非、築いていただきたいというものと、医療センターの産科医の確保のために、定期的に先生方と面談をし、派遣医の要望を少しでも聞いていただけるようお願いしたい。医療センターの産科医の確保のために、定期的に先生方と面談や要望を少しでも聞いていただけるようお願いしたいというものがありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。高齢者訪問給食サービスの給食費が上がったけれども、今、お幾らになっているのかとの質疑に対し、平成31年度予算から、1食800円というこ

とで、市が払う分もございますが、本人負担金額は変わりございませんとの答弁でした。

何人ぐらいの方が高齢者訪問給食サービスを利用されていますか。昼だけとか、昼と夜と2回とかあるが、人数を教えてくださいとの質疑に対し、平成29年度は3月末の時点で412名の方が利用しております。食数の方が17万3,942食でございます。一般会計の65歳未満の方が年度末の利用者数ですが11名、65歳以上である特別会計の方が401名になっておりますとの答弁でした。

見守りという面では非常に大事なものだと思うんですね。そういう面からすれば、やっぱり本当にもうちょっと利用しやすいような額なんかできないんだろうかとの質疑に対し、介護保険の地域支援事業の交付金対象事業の中でやっており、見守りに対する部分だけの事業費ということになります。食事の部分につきましては御本人の負担ということで、今この料金になっているとの答弁でした。

高齢者訪問給食サービス事業で、事業費が前年と比べて1,500万ほど上がっているが、訪問して安否確認の費用が組まれて、前年と比べて幾ら上がったのかの質疑に対し、見守り委託料部分の値上がりは、前年に比べて1食115円ほど上がっているとの答弁でした。

指宿市包括支援センターのケアマネージャーさんは何人いて、介護支援専門員更新研修費は何人ぐらいを対象にされているのかとの質疑に対し、包括支援センターは11名の介護支援専門員がいて、資格を持っている職員が更新研修やその他の研修会等に参加するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。放課後保育クラブの委託料が2か所ということで200万円上がっていましたが、場所といつから開校できるのかとの質疑に対し、1か所は大成小学校、もう1か所が指宿小学校を予定しており、平成33年の4月開設予定との答弁でした。

小学校の統廃合の説明会が山川図書館であり、今、保育園でやられているけど少ないが、本当は行きたいけど行けないというような状況の意見が出されたようです。2年後に開設するが、全体的に入りたい人は全員入れるような方向での検討がされているのかとの質疑に対し、33年の4月開校に向けては、大成小学校の敷地内にまず一つ、1か所造る予定です。これが定員40人規模のものと考えております。既存の山川地域内では大成保育園と慈光保育園が今、放課後児童クラブを行っております。これらの方につきましては、当面の間は引き続き運営をしていただく形で、既存のものに加えて一つ学校敷地内に増設されるというような形になると思いますとの答弁でした。

小学校が統廃合した場合40人規模になりますが、そういう中で、40人という規模で、本当にそういう声に応えられるのかとの質疑に対し、絶対数でいえば、40人規模のものでは足りないんじゃないかとは危惧はしているが、ただ、既存の児童クラブも運営をしていただいておりますので、そちらの方も従来どおりの子供さんが活用をしていただいととの答弁でし

た。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。活動火山周辺地域防災営農対策事業は、昨年度は4組合ほかで1億5,500万円余り、31年度の予算では6組合で、約2倍の2億9,800万円余りですが、当然事前の審査とかいろいろあると思いますが、何を栽培するハウスですかとの質疑に対し、ハウスは、オクラに関する組合が4組合、スナップを主品目とする組合が1組合、観葉植物が1組合との合計6組合になります。さらに、もう一つ被覆資材の更新ということで、これはオクラの農家です。さらに、飼料作物の機械導入ということで、これは畜産系になりますが、そちらの方が1組合、全体で8組合の補助額合計2億9,848万2千円で、総事業費は4億6,599万8,458円になりますとの答弁でした。

鳥獣被害について、至るところでイノシシ、シカ、その類の被害が出ているということですが、市としてはどれだけ把握していますかとの質疑に対し、鳥獣被害の金額ですが、平成29年度で約1,180万円ほどの被害額となっていますとの答弁でした。

農業次世代人材投資事業ですが、これはどういう支援活動をするのですかとの質疑に対し、新規就農者経営開始型ということで、もともと青年就農給付金という形で、年間150万円を限度として支援をしていこうというものです。本市においては平成24年から実績があり、これまで90名を超える方々がこういった制度を活用していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。多面的機能支払交付金は、昨年度より2,400万円増えて7,500万円ほどです。団体数は同じ20団体ですが、どこがどう増えたのですかとの質疑に対し、十石地区はこれまで整備会がありませんでしたが、協議をしまして、来年度から近く

の上手地区に取り込む形で面積を拡大しました。その分が畑としては増えています。それと、開聞の田んぼの方の基盤整備が完了したので、その面積が増えています。全体で今回411ha増やす計画になっていますとの答弁でした。

平成31年度景勝林松の樹幹注入250本はどこを行うのですかとこの質疑に対し、山川から開聞までの間の戸ヶ峯海岸に150本、開聞岳の穎娃町側の方の花瀬海岸に100本を予定していますとの答弁でした。

捕獲された有害鳥獣はどのくらいありますかとの質疑に対し、平成30年度、現在集計された数でいきますと、イノシシが204頭、シカが9頭、タヌキが100匹、アナグマが253匹、カラスが499羽、ヒヨドリが362羽といった状況になっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。インバウンドの外国人客誘致は、いろんな事業があると思いますが、これによってどのぐらいの誘客が見込まれますか。また、今後の対策はこの質疑に対し、本市へのインバウンドは、平成29年に8万857名、平成30年には8万3,660名の方に宿泊してもらい、だんだん増えています。人口減で国内の旅行者がどんどん減っておりますが、これは時代の流れかもしれません。一方で、インバウンドの方が、国の施策もあり増えており、我々は去年よりも1人でも多く来てもらえるように努力します。そこで今後の対策としては、これまでの温泉に入って観光するという観光型から、砂むし体験とかの体験ものを充実させて、滞在時間を長くして、1人でも多く宿泊してもらうような着地型に取り組もうと思っています。今、砂むし温泉、たまたま箱温泉、唐船峡そうめん流しまではとてもインバウンドに人気があると理解しています。その次のものを発掘したいということで、それが上手くいけば、インバウンドもまたたくさん増えるのではないかと思いますとの答弁でした。

クルーズ船客誘致に関連して、トッピーで200名ぐらいの団体客が指宿に来たときに、一番の問題はお昼をどこで何を食べるかだと考えます。この方々を受け入れられる、そういう施設がない。唐船峡の場合であればいっぺんに何百人かを受け入れることが可能である施設であるにも関わらず、そういうことについての対応、もしその方々が来るとなれば、一般客が全く入れないことも想定されます。早くからお互いに連携を取って、受け入れる側の準備態勢をどのように構築していくのかを話し合いながら進めていくべきだと思います。そのへんのことについての考えをこの質疑に対し、昼食は多分込み合うと思います。池田湖パラダイスの方にお聞きしたところ、急に来ると現場はもう戦争状態だと聞いています。ですので、そういう民間の大きな食事処、あるいは市営の唐船峡そうめん流し、また民間のそうめん流しもあります。例えば、ヘルシーランドの食事処もありますので、そういうところと協力をしながら可能な限りインバウンドの方がスムーズに昼食ができるように、私どもも調整をしたいと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。漁港建設費の漁港整備事業について、補助金と総事業費を教えてくださいとの質疑に対し、漁港整備の事業主体は鹿児島県で、市としては、総事業に対して市の負担を行う形になっています。総事業費は、山川漁港は3億1,000万円、川尻漁港は3億5,900万円、今和泉漁港は1億1,000万円となっています。負担割合は、漁港の整備事業ごとに違ってきます。山川漁港で言えば、今やっているところが岸壁の延長と、航路水や泊地の浚渫で、これについては17%。あと荷上場については、20%になっていますとの答弁でした。

水産業、水産加工かつお節関係ですが、現場では人手不足が非常に深刻だという話も聞きますし、施設を整備する一方でこの人手不足に対する対策が急がれると思いますが、その点についてどうですかとの質疑に対し、今、人手不足に関しては漁業だけではなく、農業、それからホテル業界も、深刻な状況です。日本人を雇用しようとしても、なかなか雇用できないというのが現状で、外国人の雇用について幅も広がっています。山川の港の方ですと、加工組合、かつお節製造業はもう早い段階から外国人の雇用という形が入って来ています。山川の漁協の荷下ろしについては、まだ今のところは大丈夫ですが、今後導入を検討しなければというふうな話も聞いています。ただ、漁業だけではなく、商工という立場からも考えても、外国人雇用につきましては全体的な取組が必要だろうと思っています。昨年12月に鹿児島銀行と業務提携を行っており、その中で外国人受入につきまして、商工会議所等も含めながら、地域一丸、一体となってできるシステムができないかということのを来年度、検討しようということになっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。レジャーセンター開聞の川尻温泉の掘削は、説明で850万円ということですが、詰まったのですか、それとも老朽化したのですか、その理由は何ですかとの質疑に対し、現在の泉源が23mほどであり、泉源の温度が最近下がり、ボイラー等の燃料もかさんできていることから、新たにその周辺5mの範囲内で40mほどの深さの替え掘りをして、湯量と温度の確保を図ろうとするものです。工期は2か月ほどで、新しい泉源が稼働したら、現在のものは閉口することになりますとの答弁でした。

温泉施設費の温泉施設管理事業で砂楽の砂むし場改修工事、これはどういうことをするのですかとの質疑に対し、現在、砂楽の砂むし場は、七つの升で運用しております。ここ一番奥から1号升、2号升が張ってあり、その防水用のシートの破れ、また、セメントのクラック等により十分な消毒ができない状況になりつつありますので、その1号升と2号升の改修と配管等の改修工事をするものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について。中央家畜市場の駐車場整備

は、どのような内容になるのですかとこの質疑に対し、駐車場は、今草が生えて波うっている状況にありますので、そこをなだらかにするということと、外周のフェンスをやり直しするというのと、あとフェンスの際の方に木が根を張り、枝も伸びておりますので、そこをきれいにするようなのが主な工事ですとの答弁でした。

あそこには、建屋もありますが、それも全部処分されるわけですかとの質疑に対し、JAと協議しましたところ、建屋、それから奥の方のトイレについてはそのままということですが、JAは今後も同じような形で使っていくということで聞いていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。農業者年金は、現在、月の掛け金は最低幾らで、幾らまで掛けられるのですかとこの質疑に対し、掛け金の月額は、2万円から6万7千円の範囲で、千円刻みで掛けられる仕組みになっていますとの答弁でした。

利活用交付金を使ってどれぐらいの面積の荒廃地が農業のできる土地に変わったのか。そして、市の独自の事業で21万円と今年度の事業にあるが、活用できるような土地になる面積はどれぐらいなのかとの質疑に対し、本年度までの解消実績は14ha程度を把握しています。今回示している市独自の予算規模21万円は、とても小さい規模で助成率も低いですが、今事業予算で出しているのは、10a当たり3万円ということで荒廃農地解消面積は70aほどです。再生の作業には重機を使ったりという実情もありまして、この10a当たり3万円という金額では少ないとは思いますが、荒廃農地を未然に防止する、それから、すでに荒廃農地化してしまった農地を、今まではハード事業をうんぬんする部分でもありましたが、31年度からは、できるだけ早い時期に農地として使ってもらうには、更にソフト面で、農業委員の方々がどのような形で、担い手農家等への集積、移管する活動が出来るかを、これまで以上に取り組んでいきたいと考えているところだそうですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。現在進められている地籍調査は、市全体では何%ぐらい完了したところですかとの質疑に対し、30年度末の進捗状況としまして、旧指宿市の調査ベースで87.98%、30年度は0.41km<sup>2</sup>の調査をしています。山川と開聞は既に終了していますので、市全体として93.75%進捗している状況ですとの答弁でした。

計画では何年度末に終了する予定ですかとの質疑に対し、これまでの10か年計画では31年度完了ということで予定しておりましたが、今のペースでいきますと、あと5年ということで、2023年度ぐらいの調査終了を予定していますとの答弁でした。

市の中心部は大変なことは予想されますが、筆界未定地は、どれぐらいあったのですかとこの質疑に対し、年度によって異なりますが、少ないときで14・5件の60筆ぐらい、多いときで20件の100筆を超えるところが筆界未定となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。橋梁長寿命化の三つの橋はどこかの橋で何年経過しているのですかとこの質疑に対し、来年度予定の橋梁につきまして、櫛桁橋が64年、田口田橋が36年、あと下里橋が69年、年数が経っていますとの答弁でした。

この橋梁長寿命化工事は、橋のどこをどうする修繕ですかとの質疑に対し、工事内容としましては、それぞれ橋梁によって修繕内容が違います。鋼橋と言って、メタルの橋梁でしたら、桁の鋼橋の塗装の塗り替えとかです。あと、コンクリート橋であればひび割れ等に対し、断面の修繕をしたり、防水工事をしたりとかですとの答弁でした。

道路改良事業はたくさんあると思いますが、公民館長その他もろもろからの申請に基づくものは、あとどのくらい残っているのですかとこの質疑に対し、昨年の委員会時点で204件の要望が上がっており、未着手が66件でした。その後、13件要望があり、そのうち未処理の中の9件を処理しております。未処理の分というのがまだ70件近く残っているというところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿港海岸整備室所管分について。指宿港海岸整備事業の進捗率は何%になりますかとこの質疑に対し、平成30年度末の事業費ベースで36%ですよとの答弁でした。

事業計画は平成26年から35年までですが、今の進捗率は、計画どおりということで理解していいのですかとこの質疑に対し、直轄事業海岸事業が平成26年度から開始され、30年度で5年ほど経過しているところです。10年計画で進んでおり、本来ならば50%進めるべきところですが、当初段階は、いろいろと現地着手に向けての計画等ありますので、36%は順調に進んでいると考えております。事業費も、平成30年度補正として、当初金額10億8,600万円に対して18億6,700万円という形で、170%ほどに補正もいただいておりますので、国の方としても順調に進めていただけたらと思っておりますとの答弁でした。

予算の説明の中で、緑地の設計という話がありましたが、平成31年度中に緑地の設計という計画になりますかとこの質疑に対し、平成31年度の業務委託につきましては、緑地の基本構想を推進協議会のワークショップを通じて、計画していこうというふうに考えています。あくまでも基本構想ですので、実施設計は後年度実施したいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。十町土地区画整理事業の進捗率はどうなっていて、完成まであと何年かかりそうですかとこの質疑に対し、進捗率は、平成29年度末で約66%、平成30年度末の予定で大体70%の進捗率です。あと3割以上残っておりますので、施工期間を3年ほど伸ばして、2023年度の工事概成の予定でおりますとの答弁でした。

湊土地区画整理事業ですが、ほぼ終了というか、公園計画も進んでいる土地もあります。完了するのはいつになりますかとこの質疑に対し、ほとんど平成31年度に終わらせる予定で、今動いております。公園の件ですが、区画整理の区域の中に公園も計画していますの

で、それも合わせまして、平成31年度中に工事概成をする予定でありますとの答弁でした。

公園の内容ですが、ワークショップ等とか、地域住民の意見も取り入れてというお話もありましたがその点については、今どのような状態ですかとの質疑に対し、現在、補償物件等と、工事の道路の築造を優先的にさせてもらっていますので、公園整備の時期になりましたら、前もって、また意見を聴取したりしたいと思っております。できるだけ生の声を聴きたいというところもありますので、近隣の方々もあわせまして、こちらで人選をさせていただきたいと思っているところですのでとの答弁でした。

意見として。湊土地区画整理事業について、今後整備される公園については、できる限り子育て中の方々の意見を積極的に取り入れていただきたいというものがありました。

次に、建築課所管分について。建築物耐震化促進事業補助金がありますが、補助率というのは何%ですかとの質疑に対し、補強設計に係る補助率は国の直接補助金が6分の1、市の補助金が3分の2です。この市の補助に対しては国の交付金が3分の1、県の補助金が6分の1措置されますので、直接補助と交付金を合計すると、国が6分の3、県が6分の1、市が6分の1になりますので、事業者負担が6分の1になります。それから、耐震改修、建替えに係る補助金は、国からの直接補助率が、耐震改修費の21.8%の補助、それに国の交付金11.5%、県の補助金5.75%、市の補助金5.75%ですので、事業者負担が約55.2%ですとの答弁でした。

まだ水洗でないトイレである住宅というのは何戸ぐらい残っているのか。それと、今後、残っているところのトイレの水洗化計画をしていく予定はないのかとの質疑に対し、水洗化されているのが776戸のうち605戸、77.9%が水洗化されています。まだ水洗化がなされていない団地は、川尻2号団地が今年工事中で8戸、これにカウントされておりません。これが8戸増えます。今後、松原田2号団地を、2021年度に8戸計画しております。あとは、募集停止であるとか、用途廃止の計画もあるのですが、いまのところ未水洗化の団地もありますとの答弁でした。

意見として。高齢者、女性、妊婦の方々がいるところのトイレの水洗化は早急に進めていただけるようお願いしたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、反対する立



場から討論いたします。

学校給食の一部助成や就学援助の小学校入学準備金の事前の支給をするなど前進面もありますが、条例改正により使用料、手数料の値上げが含まれた予算になっていますので、反対いたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成31年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後00時10分

再開 午後 1時13分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第34号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第22、議案第34号、平成31年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（恒吉太吾）** こんにちは。総務水道委員会へ付託されました、議案第34号、平成31年度指宿市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

布設工事は年次的に行っていると思いますが、突発的に管が破裂したとか、そういった場

合の対応策はどのようになっていますかとの質疑に対し、まず、修繕になると思いますが、そういった部分についても予算を組んでおり、すぐに対応する部分があります。また、土木の道路改良工事等の際に管の布設替えを行い、道路改良をしていただくといった連携を取っていますとの答弁でした。

小雁渡浄水場のろ過機は、新しいものを造るという話がありましたが、31年度は見送り、今の状況を見ながらという捉え方でよろしいのでしょうかとの質疑に対し、小雁渡浄水場は、まだ環境政策課の業務委託が終了していませんので、その状況を見てからになります。ただ、現在、急速ろ過機の6号機設置については債務負担行為で工事を進めており、31年度完成しますので、ある程度、急速ろ過機の負荷に対して緩和措置ができることになっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第29号～議案第31号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第23、議案第29号、平成31年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第25、議案第31号、平成31年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員委員長の報告を求めます。

**○文教厚生副委員長（前原五男）** 委員長に代わって副委員長が行います。

文教厚生委員会へ付託されました、議案第29号、平成31年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第31号、平成31年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日及び5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第30号については、反対討論として、医療費負担も1割になり、今後、2割負担も計画がされている状態であり、貧困がどんどん進んでいる面からすれば、やはり1割負担を今後維持していくと、制度そのものに問題があるということで、反対討論といたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第29号及び議案第31号の2議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第29号について。今回、給付費の増額見込みとなった要因は何かということ。それと29年と比較して31年度の1人当たりの療養給付費というのがどの程度になるのかとの質疑に対し、平成29年度の1人当たりの医療費でございますが、41万7,562円でございます。31年度の予算は、県から示された交付金をそのまま療養給付に当てるということによりましたので、指宿市の方で1人当たりの療養給付費が幾らになるだろうということで予算計上させていただいたものではないとの答弁でした。

指宿市内で出産した数は200人ぐらいと聞いていたのですが、里帰り出産が多いということかとの質疑に対して、指宿医療センターで出産された方が216名おり、そのうちの里帰りが63名です。指宿市の方が143名、南九州、また近隣の喜入というところが10名程度になっているとの答弁でした。

一般会計から法定外繰入が1億2,000万円ですが、国保税の値上げは今年度はされないのかとの質疑に対し、31年度に国保税を上げるという検討はしておりませんとの答弁でした。

医療費の適正化ということで、事業費を736万7千円設けていただいておりますが、費用対効果は昨年と比べてどうなのかとの質疑に対し、平成29年度の実績で申し上げますと、内容点検の効果額は全体で1,422万4千円の効果があったとの答弁でした。

水中運動事業というのが今度新しく入ったが、これはどのようなことに取り組んでいくのかとの質疑に対し、指導内容としましては、アクアウオーキング、あとストレッチ、筋肉トレーニングを組み合わせた水中運動ということと、あと、する前、した後の血圧測定でどのように血圧が変化したのか、それ以外も検査項目があるんですが、そういったチェックを行う

との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第30号について。保険料の見直しは、何年置きでされるのかとの質疑に対し、保険料の見直しは、2年ごとに見直しを行う。去年30年度が見直しでしたので、今回は32年度ということになりますとの答弁でした。

滞納繰越分が70万円あるが、滞納は何件で金額的にはどうなっているのかの質疑に対し、保険料の29年度末の滞納者の状況は、現年度分が40人、滞納繰越分が23人、合わせて63人、金額的には合計で256万2,200円との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第31号について。ころばん体操介護予防事業費が上がっているが、どれくらいの会場で、地区としてころばん体操をやっているか。また、人数は何名ぐらいいるのかとの質疑に対し、現在、73会場ありまして、地区としては153地区です。人数としては12月まで測定した人数で1,892名との答弁でした。

滞納繰越分が270万円ぐらいあるが、介護保険料を滞納していた場合はサービスを受けられないのかとの質疑に対し、滞納した期間に応じて、例えば、1年以上滞納すると費用の全額を利用者の方が一旦自己負担をして、その後、利用者から申請に基づいて介護保険給付分をお返しするというふうになりますとの答弁でした。

年金額が1万5千円以下の普通徴収の方が、どのくらい滞納になっているか。そこら辺の実態はとの質疑に対し、29年度末で介護保険料の滞納者が394名おります。金額に対して1,470万円程度となっているとの答弁でした。

意見として。介護認定を受けた方が、家で怪我をしないように、住宅改修というのは医療費を抑制するために必要なことかなと思います。ですから、介護ガイドがあるのは私も知っていますけど、介護ガイドの中を見て理解できない方もいると思います。この人にはこれが当てはまるよとか、そのページをコピーしていいですよ、家族に渡してくださいとか言って、住宅改修を進めてほしいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第30号、平成31年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について

て、反対する立場から討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を切って国保や健保から追い出し、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押し付け、診療報酬も別建てにすることで、安上がりな差別医療を押し付けるものです。広域高齢者医療制度の廃止を求める立場から、反対討論といたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第29号及び議案第31号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号及び議案第31号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成31年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第32号、議案第33号及び議案第35号（委員長報告、質疑、討論、決）**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第26、議案第32号、平成31年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第28、議案第35号、平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第32号、平成31年度指

宿市温泉配給事業特別会計予算について、議案第33号、平成31年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、及び、議案第35号、平成31年度指宿市公共下水道事業会計予算について、の3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第32号について。総務管理事業の中で地方公営企業法の適応を受けるためとありますが、詳しい説明をとの質疑に対し、地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務、これに従事する職員の身分取り扱い等を定めた法律で、水道事業や公営の病院、バス事業などが適応を受けております。指宿市で現在この法律の適応を受けているのは水道事業だけですが、総務省はこの法適応を推進しており、特に下水道事業と簡易水道事業については重点事業として、平成32年4月までに法適応を行うこととしているところです。一方、市の組織機構再編方針では、平成31年度に公共下水道事業を、また、2020年度に温泉配給事業を水道課に移管する予定で、これが地方公営企業法適応になるわけですが、このことから温泉配給事業を地方公営企業法に適応させる会計に移行するための費用として、委託料を組んだところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第33号について。最近、人手不足だといろんなところで言われているが、夏場の唐船峡のアルバイトの募集とか、そういうものに対して何も不備はないのかとの質疑に対し、人の確保というのはどこの観光業も大変な現状です。近々市内一円にパートの募集のチラシを入れるように計画しています。ただ、入れてもやはり人手の確保は厳しいところがあります。昨年からですが、指宿商業の高校生に夏場のパート、実習ということで、多くの生徒が対応いただき、大変助かりました。現在の職員の高齢化も進んでおります、保険をかけたりとか、しっかりした条件の下、若い方々の募集もしていきたいとの答弁でした。

カードの決済についてはどうなっているのかとの質疑に対し、主にJ C B、V I S A、マスターカードといったクレジットカードとナナコ、スイカ、楽天とか、E d yといった電子マネーに対応するものと考えており、スマホ決済については、今回、検討はしてないところですよとの答弁でした。

鹿児島市のマリポートの所に大規模なクルーズ船が2隻着岸でき、そこの方々を高速船のトッピーとかで、指宿とか種子・屋久に運んでいこうという構想を県の方が持っているみたいだが、県との情報交換があるのかとの質疑に対し、予約制になると思いますが、大

型バス1台50人が来られても、唐船峡は十分対応はできますので、クルーズ船誘客については、市の観光課とも協議しながら進めていければと考えていますとの答弁でした。

意見として。食品を取り扱いますので、食中毒には十分気をつけて衛生管理を徹底し、職員、パートの健康管理にも十分気をつけてくださいというものと、思いやり駐車場5台分を確保しましたが、そこから施設内に通じる道も高齢者や足の悪い方々には通りにくい道ですので、その整備も進めていただきたいというものがありました。

次に、議案第35号について。指宿市浄水苑は古くなり、いろいろ再構築工事が予定されていますが、供用開始はいつだったのですかとこの質疑に対し、昭和61年3月からですとの答弁でした。

今年度の総予算が11億2,200万円ということですが、これまで下水道事業は、どれだけのお金を投資してきたのですかとこの質疑に対し、建設改良費だけですと225億円ほどですとの答弁でした。

受益者世帯は何世帯ぐらいあり、下水道使用料を払っている世帯数はどのくらいですかとの質疑に対し、平成29年度末で、受益者世帯数は約5,900世帯ほどで、下水道使用料の支払い戸数は5,200戸数ほどですとの答弁でした。

これからこの下水道事業は、まだ広げて行くのか。それとも、ある程度、もうここまでだろうなという線引きというのを考えているのですかとこの質疑に対し、人口減少等もありますので、その部分でのエリアの検討というのは、国の方からも要請がきております。今現在、県と協議をしており、今度また住民説明会もする予定でいますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

(新川床金春議員出席)

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第32号、議案第33号及び議案第35号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号及び議案第35号の3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第39号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第29、議案第39号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件の1件であります。

議案第39号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

本案は、お示しの事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第39号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、5ページの第1表繰越明許費補正でお示しの新公共交通システム計画策定事業について、運行事業者や国及び県との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費の金額を設定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第39号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。



御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 決議案第1号上程

**○議長(福永徳郎)** 次は、日程第30、決議案第1号、地熱開発に関する事項の調査に関する決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東勝義議員。

#### △ 提案理由説明

**○2番議員(東勝義)** 決議案を説明させていただく前に、一言お詫び申し上げます。3月14日の一般質問の神聖な議場において、同僚議員の皆様方に対し、不快な思いや誤解を招く言動があったことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、決議案の説明をさせていただきます。今回の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、以下JOGMECの不採択という結果は、指宿市及び指宿市議会にとっても不名誉な事案であり、周りの行政機関や各議会議員の方々の注目を集めており、我々指宿市議会の今後の対応も非常に注目されていることに間違いありません。その中であって、この

地熱の恵み活用プロジェクトという政策は、4・5年という歳月と数千万円という公費を掛けて進めてきたにも関わらず、構造試水井も掘削できない状態となり、政治的失策と言っても過言ではありません。しかしながら、昨年10月22日付けで不採択の通知が届いたことを知らしめただけで、何の説明もしていただけないどころか、砂の中に深く潜った貝のように黙りこくっております。12月議会で説明がありませんでしたので、3月議会で説明があるのではないかという期待の中、施政方針演説を伺って驚きました。地熱の恵み活用プロジェクトの一つとして、九州電力株式会社の山川発電所で産出される余剰熱を活用し、官民連携の手法を用い、産業を創出する取組に着手したいと言う。開いた口が塞がらず、あきれて物が言えないとはこのことかと、初めて経験いたしました。これまで、市民を巻き込み、議会を二分し、様々な混乱を招いてきたこの地熱開発の内容と全く違うではありませんか。広報いぶすきで5・6ページにわたる地熱開発の魅力を市民の皆様へ伝え、期待させておきながら、開発ができなくなったことを知らせずに済まされるわけがありません。市長には経過報告と説明をする義務があり、責任があるのです。また、先日の市長の発言にあったように、アンケートの改ざんという事実を市長自らがお認めになっております。改ざんとは、意図的に操作したことを意味します。JOGMECの不採択という判断に大きくかかっているのかもしれませんが。そのほかにも、この政策には指摘されてもおかしくない案件が存在するのも事実であります。一般社会では、会社の経営失敗は第三者委員会を設置し審議され、経営者の責任を追及することになりますが、議会においては、政策の失敗に対し調査委員会を設置し、審議、究明され、市民に説明する責任があり、市長の責任を追求する義務があると考えております。よって、決議案第1号、地熱開発に関する事項の調査に関する決議案を提出いたしました。内容を朗読し、併せて説明もさせていただきます。

地熱開発に関する事項の調査に関する決議案。地方自治法第100条の規定により、下記のとおり、地熱開発に関する事項の調査を行うものとする。記。

1、調査事項。(1) 関係者や市民の理解と合意に関する事項。これは、現在、温泉を使って事業をしている農家や市民の地熱に関する理解の度合い度を調査するものであります。

(2) 事業の中長期的視点に立った見通しに関する事項。これは、構造試水井を掘削した後の事業の見直しを詳しく示されていないことや、今後、地熱開発をどのように進めるのかなどの調査とします。その他、地熱開発に関する事項。議会の承認を得ていないにも関わらず、県への掘削申請を出した責任や、JOGMECへの申請添付公文書として出したアンケート調査など、改ざんした等の地熱に関する事項の調査であります。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員10名で構成する地熱開発に関する事項の調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。これは、調査経費を積算するうえで必要でしたので、委員10名としてあります。

3、調査権限。本議会は、1に上げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び

同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。3番にとっては、調査させていただく関係者を承認として強制的に呼べる権利を有するからであるということです。

4番目、調査期限。地熱開発に関する事項の調査特別委員会は、1に上げる調査が終了するまで閉会中もなお調査をして行うことができる。調査期限として積算をするために、一応、20日としてあります。

5番目、調査経費。本調査に要する経費は、150万円以内とする。これは、皆様方の公費を使わせていただくこととなりますが、何とぞ御理解をいただきたいと思えます。調査経費について、詳しく説明させていただきます。特別委員会日当1,800円×10人×20日間、36万円、JOGMEC参考人2人、旅費2泊3日として概算です、10万円×2人、20万円、日当、これも決まっていると思えますが、概算で2万円×2人×3日で12万円、九州電力参考人2人、旅費1泊2日、5万円×2人は10万円、日当2万円としてあります。2万円×2人×2日、8万円、株式会社セイカスポーツセンター参考人2人、旅費1泊2日、2万円×2人、4万円、=4万円です。日当2万円×2人×2日、8万円、小計98万円、その他、必要な概算経費として50万円、計148万円としてあります。ということで、150万円以内としてあります。

以上、簡単ではございますが、説明させていただきます。

付け加えて、議員の皆様にご報告いたします。先般、全員協議会で説明がありましたヘルシーランド地下配管図作成に伴う経費に関することですが、配管作成費に約400万円の費用が示されました。無許可で地下水道配管工事をしていた企業の責任を問われるにも関わらず、経費については案分することとなり、企業側が約70万円、市の公費が約330万円とする報告でした。この案分にも個人的には納得いかないものですが、議会で承認されていないにも関わらず、企業の負担分である約70万円は、既に昨年12月に雑収入として市の講座に振り込まれていることが分かりました。

議員の皆様、この事実をどのように思われますか。私の立場は何なのでしょう。我々の立場は何なのでしょう。我々を無視し、置き去りにする、したのは誰でしょうか。今一度お考えいただきたい。議員一人ひとりの意識が変われば、議会運営が変わります。行政が変わります。指宿市が変わり、市民の皆様が生活が変わると思えます。我々は応援して下さる周りの方々に支えられて生きています。そして、指宿市民としてたくさんの方々に見守られて生涯を終えます。必ず指宿市民として指宿市に永住し、市長は生涯を終えていただけるのでしょうか。私には到底永住するとは思えません。我々は今こそ勇気を持って行動しなくてはならないと思い、断腸の思いでこの決議案を提出させていただきました。何とぞ、何とぞ私たちの気持ちを汲んでいただき、良識ある判断をしていただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 決議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（福永徳郎） これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

西森三義議員

○11番議員（西森三義） 先ほど提出者からるる説明がありました。地熱開発に関する事項の調査に関する決議案を提出されたことについてはですね，るる説明されましたが，その中で，3項目の調査を行おうとしているが，百条委員会を設置してまで解明しなければならぬ疑惑があるのか。各項目ごとに再度答弁をいただきたい。また，多額の費用を掛けて疑惑の解明ができなかった場合，指宿市議会の責任を問われるが，市民へどう説明されるつもりかお尋ねをいたします。

○2番議員（東勝義） まず，1点でまいります。3項目めの100条がなぜ必要か。これは，同僚議員がJOGMECに資料の提出を求めた場合，不採択の理由が黒塗りとなっております。それを解明する点，1点。それと，アンケートの改ざんが公文書偽造にあたるのではないかという疑いがあるから100条を付けました。

2点目，疑惑の解明ができなかった場合，市議会の責任として市民にどう説明するか。本来，このJOGMECというのは国の行政機関であり，市を応援する機関だと思っております。ちゃんとした経緯をとれば，この地熱開発は成功していたはずなんです。それができなかった。

それともう1点，議会は賛成として出したんです。逆に議会として，賛成として出した以上，それが不採択になった理由を追求するのが議会の役目ではないでしょうか。今言われたように，多額な費用と言いますが，では，この地熱に対して何千万の費用が掛かっているのか，それを知らしめたい。

それと，私はできるだけ少なくするために100条を付けたと言っても過言ではありません。それは，100条を付けることによって証人をすぐ呼べ，そして，嘘をつくということができなくなります。ということは，日数が少なくて済みます。よって，2泊3日とか，1泊2日でやっていますが，これが1日でできるかもしれない。また，これだけの費用が要らないかもしれない。できるだけ経費は使わずに解明していきたいと思っております。以上です。

○11番議員（西森三義） ただいま提案者からこの地熱に関しては相当なお金が掛かっているという説明がありましたが，この公費については，ほとんど補助金から出ているというふうに理解していますが，市の持ち出しはなかったと理解しているんですが，そこ辺りも十分認識されているんですか，どうですか。

○2番議員（東勝義） それを検証するのがこの百条委員会だと思っております。

○11番議員（西森三義） それから、いろいろJOGMECからの不採択、あるいはアンケートの問題については、これまでも何回も説明を受けているはずですが。それでもなお疑惑があると、そういうふうに思っているんですか、どうですか。

○2番議員（東勝義） それでは、なぜアンケートの改ざんが必要だったのか、それを追求するのが我々の役目じゃないでしょうか。以上です。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 私は、この決議案第1号につきまして、反対する立場から討論を申し上げたいというふうに思っております。

提案理由の説明をお伺いさせていただきました。ただいま改ざん、改ざんという表現がありましたけれども、執行部の方から改ざんしましたという言葉は、私、一切聞いた覚えもありません。こちらから、議員個人の思いで改ざんしたものであるというような解析において表現されたものというふうに思っておりますし、その他の理由をお伺いしましたけれども、わざわざ百条委員会による審査等の対象となるものではないというふうに判断させていただいたところであります。また、公費を使い、部外者を証人喚問してまで調査する内容のものではないということ、また改めて判断させていただいたところであります。

百条委員会につきましては、2013年東京都知事の5,000万についての都議会百条委員会が設置されたということ、記憶にまだまだ皆さん方、残っていると思うわけですが、この百条委員会設置に至るまでの間に、東京都議会は自らの審査をフル稼働させ、知事が5,000万円を受け取った事実が判明した上で、百条委員会へとつながったということでありました。今回、提案者が提案理由の中で申し上げている中においては、こういった疑

惑が確証されているということにはなっていない。したがって、百条委員会に審査、設置すべき内容にはなっていないというふうに、私は判断させたという理由でございます。

なおまた、この後、表決におきまして、私は、当然、記名投票にすべきだということで、そういう意思を表明させていただきましたが、提案者におきましては、無記名でやっていただきたいということの文書を提出されておられるようであります。私は、この最重要の議案について、記名投票すべきであるとの判断をさせていただいております。今回、いただきました重い、このような議案について、自らの表決を明確に記録すべきと考えるからであります。この議会にとりまして最も重い決議案を提出された御本人が、なぜ無記名投票を提案されるのでしょうか。全く理解できません。提案者は、自らの正当性を確信しているのであれば、どの議員が賛成で、どの議員が反対なのか、会議録にしっかりと記録し、永久年間保存させようとするのが当然ではないでしょうか。会議録に賛成した議員名、反対した議員名を記録させたくない理由はどこにあるのでしょうか。私は、市民の皆様の前で堂々と意思表示をし、堂々と名前を記録することを望んでおります。それは、議員としての責任を全うしなければならないと覚悟してのこととあります。この決議案が本当に提案者の議員としての責任について熟慮されたものなのか、百条委員会の調査結果について責任を取る覚悟はありなのか、疑わしく思われて仕方がないところであります。

最後、付け加えまして申し上げます。今回、改めて百条委員会についての勉強をさせていただく中で、数種の解説文書等を比較・検証した結果、通説となるべき解説文に行き当たりましたので、引用させていただきます。

100条調査権という伝家の宝刀を発動する場合、慎重な配慮がなされなければならないことは言うまでもない。議会で何か事件が発生した場合、法規に照らして必要な段階を経た後に100条調査権の発動をするのが望ましい。方法としては、議案その他の事件に対し質疑を尽くす、あるいは一般質問の場でただし、その答弁によって対応することと、更に了解できなければ監査請求をする。その結果によって自ら地方自治法第98条の検査検問の発動及び100条調査を併結する。100条調査を軽々に前面に出すべきでないのに、軽々と発動しているケースの多いのは、実に不見識の至りだ。せつかく審査・調査しても、大山鳴動、ネズミー匹とか、上げたこぶしの下し場のないような100条調査の発動の多いのは好ましくないというような解説でございました。全く私の考えている意に、ほとんどの解説文において、こういった説明がなされておりますし、私の考えも同様のものとしてただいま引用させていただきました。

以上をもちまして反対討論とさせていただきます。終わります。

**○議長（福永徳郎）** 次に、齋藤佳代議員。

**○7番議員（齋藤佳代）** 私は、東議員の提案に対し賛成の立場で討論いたします。

今現在、松下議員の方から御指摘がありました点について、賛成の立場から私の意見を述

べさせていただきますと、まず、大山鳴動してネズミ一匹、そのお言葉をこの地熱開発事業に取り組んできた、この事業そのものに対してお返しをさせていただきたいと思います。

まず、総務水道委員会で昨年の9月、陳情者から慎重に審査をしてほしい、そういった陳情が出されました。そして、その方は参考人として議会へ呼んでほしい、市民として意見を述べる場は委員会ではない。そのように提案をされました。しかし、総務水道委員会では参考人として呼ぶこともなく、賛成多数で否決されました。私は、赤心を述べさせていただきますと、この地熱開発事業で、私はまだ議員になって1年ですけれども、地域が分断されている、この現状を本当になげかわしく思っています。そして今、記名投票という提案がありましたけれども、議員があなたは何派なのか、あなたは反対なのか、そうして問い詰められる、この議会の在り方にも疑問を感じています。もっと熟議の少数反対派の意見もしっかりと聞く、民主的な指宿市議会であってほしい、そう思っております。

話は戻りますが、総務水道委員会でなぜ参考人として呼ばなかったのか。委員長も含め、委員の皆さんの猛省、それを求めたいと思います。板垣退助に始まり、日清、日露を経て、先の大きな犠牲の基に大戦を経て、今、今日の議会制民主主義が確立されております。少数の意見、反対派の意見もしっかりと聞いて、そして熟議の上に結論を導き出す。多くの犠牲者の基に、今こうして民主主義が確立されている日本、それは今、生きている私たち、私たちだけにあるものではありません。明後日、比島戦没者慰霊祭がありますけれども、本市において、なぜ毎年慰霊祭を開いて、死者に思いを捧げるのか。それは、平和と自由と民主主義を守るためではないでしょうか。

一般質問の中で、多くの議員が、複数の議員が住民投票をしてはどうか、私はこの1年間で文書のアンケートを2回受けました。それはスポーツに関する事、子育てに関する事、文書でも市民の意見を聞くことはできたんじゃないでしょうか。市民の意見を聞くというプロセスを経ないで、地域との共生ができていない。JOGMECからそのような指摘を受けたことは、指宿市にとっても、指宿市民にとっても大変不名誉なことです。そして何よりも、国のエネルギー基本計画にそぐわない2項目が、その条件にそぐわない申請書を、なぜ提出したのか。そのプロセスを一般質問で問いただすまでもなく、市民の皆さんに、まずもって責任を果たすことが市長の責任ではないでしょうか。施政方針でその内容にも触れず、新たな地熱開発事業の提案をする。これはまるでガダルカナルの敗戦を天神と称した陸軍の同じことをしているんじゃないでしょうか。泥沼の日中戦争にこれ以上市民を巻き込むわけにいきません。

調査権を発動して、市民の前に、この地熱開発事業はどうして不採択になったのか、つまびらかにすべきときだと思います。私が議員になってから、地方自治法179条、専決事項にもあわないと思われることで、先ほど東議員も言われたとおり、ヘルシーランドの配管図の紛失の処理についてや、広域市町村圏組合の河川放流について、議会軽視、議会軽視という

ことは市民を軽視しているということです。そのような進め方が、何回もそういった場面に遭遇しました。この指宿市議会を、もうこれ以上、市民を置き去りにして進めることがないよう、百条委員会を設置し、開かれた自由で民主主義的な議会にすべきと考えます。

この議場にお見えの議員の皆さんに、お訴えをいたします。元福岡市長を務めた新藤一馬氏も尊敬されておられた、私が最も敬愛する東方会の中の正剛代議士、1942年11月10日、早稲田大学の大隈講堂で演説をされました。その演説の内容は、学生を前にし、便乗主義者になるな。国家は1人をもっておこるんだ。議会人としての教示、そして、議員一人ひとりの良心に従って、是は是、非は非で行動していただきたいと思います。以上を持ちまして終わります。

**○議長（福永徳郎）** 次に、西森三義議員。

**○11番議員（西森三義）** 決議案第1号に反対する立場から討論を行います。

地熱開発に関する事項の調査に関する決議案については、先ほど来から申しております百条委員会を設置してまで追求するような疑惑があるとは思えない。私も先ほど同僚議員も発言されましたことに重複いたしますが、再度申し上げます。

100条調査権という伝家の宝刀を発令する場合は、慎重な配慮がなされなければならないと認識している。百条委員会設置となれば、全国に報道され、観光地指宿市のイメージ低下にもなると思われるので、この決議案第1号に反対いたします。以上です。

**○議長（福永徳郎）** 次に、新宮領實議員。

**○4番議員（新宮領實）** 私は、議会人としての信念を貫く考えから賛成の立場とし、賛成討論を行います。

これまで、いろいろ指摘されている事柄や、一部同僚議員の活動を一議員として傍観できない。ここは指宿市議会としてしっかりと対処していくことこそ、指宿市民に負託をいただいた我々の使命であります。御賛同いただける議員の皆さんと、毅然としてこの真相を究明してまいりたい。よって、この議案には賛成いたします。

**○議長（福永徳郎）** 次に、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 私も賛成の討論を行います。地熱発電計画については、市の計画発表以来、議会においてもいろいろと議論がなされ、賛成する側と慎重さを求めたり、反対をする側が拮抗をし、議案などに対する可否も議案ごとに入れ替わることがありました。観光業者や地域住民からも心配や懸念する声が多く出され、市長自身が認識していますように、今なお強力に反対している団体もあります。市が行った地域説明会では、地熱発電のための掘削をしても、温泉や環境に影響は出ないという前提に立つ説明だけで、地下1,500m掘り下げても、既存泉源への影響はないと言い切るのみでありました。

市がこれまで、議会や利害関係者となろうとする人たち、そして、一般市民に対して、どのような態度や行動をとってきたかについてであります。議会に対しては、基本設計委託料



が減額修正されたにも関わらず、印紙代39万円の事業推進のための支出を含めて、県の温泉審議会に対して掘削申請がなされ、議会の意思も完全に無視されました。さらに、議会に対しては、平成28年、いわゆる地熱開発に関する百条委設置のことが、臨時議会で出され、議案として上がることがありました。そのことを前にして、副市長をはじめ、3名の市の幹部が複数の議員宅を回り、表決の際に退席という選択肢もあると議員に述べ、百条委員会の設置に賛成しないよう述べたと報道がなされ、この事実を副市長もお認めになっております。議会への介入であり、決して認められることではありません。

利害関係者についてはどうか。利害関係者の承認が得られないと見るや、あれやこれやの理由を付けて、当初の利害関係者を外し、承認が得られるところを利害関係者として位置付ける、何でもありであります。

市民に対してはどうか。地熱開発を懸念する立場から出した市民からの陳情書に対して、これを取り下げるよう担当職員が陳情者に働き掛ける。これに対して、副市長は、職員と陳情者は友人関係だったとか、個人の携帯から時間外の電話だったとか、そのようなことを言っ、職員から陳情者への圧力を擁護する立場を取りました。さすがに市長は、これに対してはまずかったと表明をされております。

市民の声にどれだけ耳を傾けたかという問題では、アンケートの集約方法に現れました。地熱発電事業に対して推進すべきは38.4%、より詳しい説明を求めるが42.3%、反対や分からないが19.3%だったにも関わらず、より詳しい説明を求めるは完全に無視され、それ以外を案分して、推進すべきが66.5%だったとして書類を作成し、手続をしましたが、当然ながら、これは本来の数値にもどさざるを得なくなって、後に訂正をしております。それでも、JOGMECから地域と共生した開発及び、中長期的視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されていると認めがたいとして、不採択の連絡を受けました。言葉を換えれば、市民や関係者、議会を含めて、合意や理解ができていない。そして、中長期的視点に立てば、持続可能な開発といえるかどうか疑問が残るということでもあります。市としては、これまで自信をもって計画を進めてきたのだらうと思います。しかし、その手法はどうだったのか。自身の根拠は何だったのか。明らかにする必要があります。また、JOGMECが不採択とした内容は、具体的にどういうことなのか。何をもちってそのように判断したのか、これも明らかにする必要があります。市民の懸念するところは何なのか、それを知ることも大事です。

今後、地熱発電計画を仕切り直して進めるにしても、完全撤退するにしろ、問題点を明らかにすることは重要であります。調査すべきは計画を推進しようとする市、掘削許可権者である県、そして、事実上の財政的バックとなるJOGMEC、温泉での関係業界や地域住民など、多方面に関わると思われますことから、地方自治法100条に基づく調査権が必要になると考えます。

先ほど反対討論が何名かありました、その中で、百条委員会を設置してまでやらなきゃならない根拠は何なのかと、疑問を投げかけられました。今申し上げましたように、平成28年のときにも、百条委員会設置の動きがあったときに、市のトップの方から議員の所を回り、百条委員会に賛成しないよう、退席という方法もあるよというふうに百条委員会を潰そうという言葉が妥当なのか、あるいは、それだけは困るということの表れだと思えます。そこに、逆に百条委員会でやらなきゃならないものがあるということが言えると思います。

それから、投票は記名投票にして、堂々とやるべきじゃないかという話もありました。もちろん、記名投票にして、議員はそれぞれ自らの立場を明確にすべきであります。しかしながら、この問題について言うならば、いろいろ迷っている方もいらっしゃるかもしれない。また、提案者としてはそこにも望みを掛けたいという思いがあるのだろうと、私は思いません。いろいろしがらみがあって、本当の態度が言えないとするならば、やはり身を、そういう軋轢を除いて、自由に本当の良心に従ってやっていただきたいという思いがあるのではないかと私は理解をしております。

そこで、皆さん方に訴えたいと思うんですが、現時点で地熱発電計画に賛成の議員の各位も、現時点で慎重であったり、反対の議員各位も、その立場に関わらず事実関係を明らかにして、次の方向性を定めるためにも、本議案に賛成をしていただきますよう訴えまして、私の賛成討論といたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 新川床金春議員。

**○19番議員（新川床金春）** 決議案第1号に賛成の立場で討論いたします。

私は、平成28年3月第1回定例会のときから、この問題は大変なことだと思って、修正案を出した者ですので、私と一緒に出した人がこの議場にいませんので、私がこれまでの経緯についてもお話いたします。

実際、指宿市は九電とセイカさんと三者協定を結んでおります。しかし、その三者協定においてもですね、平成28年10月24日、指宿商工会議所でありました説明会の中で、岩崎産業の社長が、通常、コンサルはコンサルの仕事をして、それ以外のことはしないよねと言われて、それにどのように答えましたか。九電さんの答弁は、私たちは地熱発電のプロとして、コンサルとして協力してもらえないかとの要請があったので、コンサルの仕事を受けました。その後、指宿市側から地熱発電を行う上で上質の熱量が得られたら、九電に一番札を与えるので、御協力していただきたいと。そのためには、指定管理を受けているセイカスポーツとJVを組んでくださるのが一番ですよ。民間には談合はだめですよとされているのに、これは何なのかということを岩崎社長も言っております。本当にびっくり。これがなけ

れば議会は誰も知らなかったんですよ。これは、10月24日あった会議録を編集した。そして、私が手元にあるのは、三反園県知事に送った文書であります。この前、私が開示請求を出している書類を見ましてびっくりしたのが、地熱の恵み活用プロジェクト、地熱の有効活用及び多段階利用の検討ということで、平成27年10月に起案し、そこに応募した会社が4社ありました。これはJVを組んでいるので4社なんですけれども、私は目を疑ったんですけど、10月起案したやつが、11月2日に、ある会社が会社登録をし、それに載っているんですよ。そして、その会社は、今も指宿の施設の指定管理者を受けています。開示請求した書類の中に、こうあります。アイスランド視察は九州経済局との調整で、地熱の恵み活用検討委員のみで行くことになり、当該事業受託者の参加は不可となっております。しかし、私の手元にある書類には、株式会社セイカテクノスペースというのは、受託事業者ですよ。セイカさんの関係の人たちがアイスランドに行っているんですよ。九州経済産業局と打ち合わせをしたのに、なぜこの人たちの旅費、そして費用弁償まで、国民のお金を使ってまで出さないといけないんですか。議会には、2社とも自費で行きましたと、副市長、答弁していませんよね。説明しています。自費で行ったということで、私どもは仕方ないかなと見ていたけど、今回、開示請求した書類の中には、しっかりと国民の税金で視察に行っています。このようなことがまかり通ったら、指宿市民はかわいそうですよ。私は今回、体調を崩して入院して、どうしようかなと思いましたがけれども、市民の負託を受けるために出てきました。市民が安心して住める地域づくり、そして、税金の安い地域づくり、無駄な事業はしない地域づくり、子供につけを回さない地域づくり、これをするためにはですね、ここにいる19名の議員が昨年の議会選挙で市民の負託を受けたと。市民のためにやるんだということで、1週間選挙活動をし、市民に訴えてきたわけですから、その思いをですね、しっかりと表決のときに出していただきたいとお願いするために出てきましたので、よろしく願います。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 決議案第1号に賛成する立場から討論いたします。

JOGMEC不採択になった理由の一つに、地域との共生した開発に対する指摘事項について、どのように受け止めているのでしょうか。私がこれまでの議会でも、また、今度の議会の一般質問でも、地熱発電による温泉への影響について、質問に対する答弁は、日本全国において、地熱発電による温泉への影響はありませんと答弁しております。本当にそうでしょうか。山川にある九州地熱発電所近辺は、発電所ができる前、畑かんをしたときに送水管を埋設すれば、地熱により送水管が破裂したこともあったそうです。また、畑には地熱があり、鰻区並みに少し掘ればスメができたそうです。今では畑には地熱もなく、地熱のボーリ

ング掘りなおしは400から500m掘らなければならないとも聞きました。また、マイナリー発電により地下水に影響が出て、1か月間泥水を吸い上げたそうです。その後はペーハーが上がり、作物への影響があり、農家は今でも大変苦勞しております。このように、指宿市内においても影響が出てきているのではないのでしょうか。地域との共生した開発に対する指摘はなされているにも関わらず、10月22日不採択になったこの間、検証がなされてなく、今後、地熱開発も断念しておりません。また、議会で議決して、申請して否決されたものでもあり、議会にも責任があります。百条委員会を設置して調査する必要があるという理由で賛成討論いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 決議案第1号に賛成の立場で討論いたします。

今までいろんな意見が出てきましたので、もう再度はいろんなことは申し上げませんが、前回の平成28年10月27日の第4回臨時議会において、いわゆる百条委員会の設置の議案が提出され、表決によって否決されました。そのときの話も今、るる出てまいりましたが、その中で、私なりにいろいろ議事録を見ってみました。先ほど反対者の討論の中でもいろいろ出てきましたけれども、それだけに値するものなのかとか、私は、小さいことではないのかというふうに受け取れましたけど、決してそうであってはならない、そのように思っております。そして、その中に、これまでの執行部の対応は勇み足であったと思うということも述べられております。先ほども出ましたが、本市が全国にマイナスイメージを与えかねない、これからのいろいろな事情の停滞が懸念され、そういったのも。それから、臨時議会のときに、市長の方が事業の凍結を表決の前に発表されました。それによって、市長が意をくんでくれたということで反対に回るということもありました。それは、新しい議員の方々には記憶にないことではしょうけれども、以前からおられる議員の方々には分かっているのだらうと思います。そういうこともあった中で、今回についても、先ほどから出ております、申請書の虚偽改ざんと思われる事項等があり、申請が不採択になった一つの要因ではないのかなというようなこともあります。前回の温情的な表決が、今回の事態を生んだとも言えます。今一度、執行部、私ども議会もそれぞれの立場をしっかりと認識し、関係各位の意見聴取を行い、今まで出された事項の整合性をチェックし、真実を明らかにすること。虚偽や隠し事があってはならないと思います。その上で、本来の執行部と議会の正しい関係に立ち返り、指宿市、すなわち市民のために汗を流す状況を作るためにも、本案に賛成いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、決議案第1号を採決いたします。

この採決については、西森三義議員外2名から、記名投票によらねたいとの要求と、東勝義議員外2名から無記名投票によらねたいとの要求が同時にあります。

いずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することになっております。

よって、まず、記名投票によるべしとの要求について、採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（福永徳郎） ただいまの出席議員は、18人であります。

投票用紙を配布させていただきます。

（投票用紙配布）

○議長（福永徳郎） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（福永徳郎） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

記名投票を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

○議長（福永徳郎） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

○議長（福永徳郎） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に山本敏勝議員、齋藤佳代議員、恒吉太吾議員を指名いたします。

よって、3人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(福永徳郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成9票、反対9票、以上のとおりであります。

ただいま報告しましたとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において記名投票によるべしとの要求に対する可否を採決いたします。

記名投票によるべしとの要求については、議長は可決と裁決いたします。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時13分 |
| 再開 | 午後 | 3時14分 |

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(福永徳郎) ただいまの出席議員は、18人です。

投票札を配布いたします。

(投票札配布)

○議長(福永徳郎) 投票札の配布漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(福永徳郎) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(点呼, 投票)

○議長(福永徳郎) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(福永徳郎) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に東伸行議員、西森三義議員、吉村重則議員を指名いたします。

よって、3人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(福永徳郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成8票、反対10票、以上のとおり反対が多数であります。

[記名投票結果]

・賛成(白票)を投じた議員

2番 東 勝義, 4番 新宮領 實, 7番 齋藤 佳代, 9番 東 伸行,  
12番 吉村 重則, 13番 前之園正和, 18番 下川床 泉, 19番 新川床金春

・反対(青票)を投じた議員

1番 坂元 茂教, 3番 西田 義哲, 5番 前原 五男, 6番 山本 敏勝,  
8番 恒吉 太吾, 11番 西森 三義, 14番 松下喜久雄, 15番 高橋 三樹,  
16番 高田チヨ子, 17番 木原 繁昭

よって、決議案1号は、否決されました。

#### △ 議員派遣の件

○議長(福永徳郎) 次は、日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、5月10日及び12日の2日間に指宿市内で開催いたします、指宿市議会主催の議会報告会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件にきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

## △ 議長挨拶

○議長（福永徳郎） 平成31年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例市議会は、去る2月22日の開会以来、本日までの32日間にわたり、平成31年度予算案をはじめとする、多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に御協力いただきましたことに対し、感謝申し上げます。審査の過程において、出されました意見・要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策等に反映していただきたいと思っております。

さて、国内の経済情勢は、平成24年12月の第2次安倍内閣の発足以降、アベノミクスにより、穏やかながら着実な景気拡大が続き、政府は今年1月、戦後最長のいざなぎ景気を超えたとの見解を示したところであります。ところが、今月7日には内閣府が米中貿易摩擦や中国経済の減速等を背景に、既に景気は後退期に入った可能性が高いことを表明するなど、景気の先行きは不透明感を増しております。

一方、地方においては、人口減少・少子高齢化の加速度的な進行と大都市圏への人口流出が顕著になっており、税収をはじめとする自主財源の少ない本市にとって、景気回復の実感が乏しく、本年10月に予定されている消費税10%への引き上げの影響も懸念されるところであります。引き続き、経済状況を注視しながら、人口減少と地域経済縮小の克服を基本的な考え方とした、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、雇用の創出、人口流入、結婚・子育て等の支援、地域づくりを基本目標とした戦略的な施策を、強力で押し進めていく必要があります。

今期定例市議会は、平成最後の定例会であり、次期定例市議会は新元号の下、開催されません。本市議会は、市民に開かれた議会を目指して制定した、指宿市議会基本条例に基づき、市民の負託に応えられる議会として、真に暮らしやすいまちづくりの実現に向け、更なる議会の活性化に努めていく所存であります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック及びかごしま国体に関連して、国内外から数多く訪れる観光客等の受入強化、更にはサッカー場・多目的グラウンド整備や新市民会館の建設などの諸施策が最大の成果を上げられるよう、行政と一体となり取り組んでまいります。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、市政発展に御尽力を賜り、改めてその御労苦と、御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために生かしてくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。



## △ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 平成31年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、発言のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月22日に開会されました第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なる審議を尽くされ、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。なお、審議の過程において賜りました御意見・御助言等につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営において十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、地方においては、少子高齢化に加え、都市部への人口流出の歯止めはかからず、都市と地方の格差が拡大し、市政を取り巻く環境や財政状況は、依然として厳しい状況が続いていることから、本市独自の地方創生の取組が求められている所以がここにあります。このような中、私は、平成31年度におきましても、未来への投資をキーワードに指宿の豊かな年表を描きながら、第2次指宿市総合振興計画及び指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、利便性に優れた社会基盤の整備及び生活環境の充実、指宿の強みを生かした産業の育成、市民が健康で安心して暮らせる医療・福祉体制の強化、ふるさとを愛し、未来を拓く人材の育成など、真に豊かでやすらぎのある暮らしと誇りの持てるまちづくりを行うとともに、未来益、未来のために何をすべきか、及び全体益を優先した各種事業の展開を力強く進めて、目指すべきまちの将来都市像であります、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、職員一丸となって市政の推進に全力を尽くしてまいりたいと思います。

ところで、今回も地熱の恵み活用プロジェクト事業で多くの意見をいただきました。言葉というものは、その本来訴えるべき真意が伝わらないまま流布されることがあります。そのような意味で、私は、多言なればしばしば窮すという言葉を申し上げます。地熱の恵みプロジェクトは、どのような経緯を踏まえて、地方創生総合戦略に盛り込まれたのか、その計画にどのような方々が携わり、市民の意見として集約され、計画されたのではないかと、私は認識をしております。その計画については、パブリックコメント等を通して、市民の意見ももちろんいただきました。今一度、この事業を考察し、新たに必要があるかと思っております。やはり、事業というものについては、賛否両論あることは十分承知であります。その中でも、特に、私が今回、胸に染み入る言葉がありました。市長は恐らく指宿に住まないだろうと、そして、その私の住所、住居の在り方等も指摘をいただきました。十分心得ているつもりであります。市民としての矜持を大切にしながら、私は、市長としての務めを果たす、そういう決意でもあります。つきましては、今後とも、議員各位をはじめ、市民の皆様方のより一層の御支援と御指導を改めてお願い申し上げます。そして、議会と執行部が、正

しく市民の幸せのために両輪となって同じ方向に進むことができるよう、私は期待をしております。

平成31年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（福永徳郎）** 東議員へ一言、議長として注意をさせていただきたいと思いますが、先ほど決議案第1号の中で、提案理由の説明をしていただきました。その時に、あくまでも提案理由の説明の部分については、全く申し上げることはないんですが、議員に対して中傷的な発言があったと思いますので、その場が、提案理由の説明ですので、議員への申し入れとか、そういったものについては控えていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

#### △ 閉議及び閉会

**○議長（福永徳郎）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、平成31年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 新宮領 實

議 員 前 原 五 男

## 参 考 资 料

# 議 員 派 遣 書

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

次のとおり議員を派遣する。

## ○ 目 的

市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するため

### 1 指宿市議会基本条例第 1 2 条の規定に基づく議会報告会

- (1) 派遣場所 指宿市内
- (2) 期 間 平成 3 1 年 5 月 1 0 日， 1 2 日（2 日間）
- (3) 派遣議員 議長ほか 1 9 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。